

名勝宇治山保存活用計画について

宇治山につきましては、平成30年10月に宇治川右岸上流部の山林や社寺を国の名勝に指定されました。名勝の保存、活用を図るため、令和4年度より、学識有識者による名勝宇治山保存活用検討委員会を立ち上げ、今般保存活用計画がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

1. 保存活用計画について

管理団体、所有者等が国指定等文化財の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものです。

計画には、文化財の基本情報、保存管理・活用・整備の基本方針などを記載しております。

2. 名勝宇治山保存活用検討委員会の開催状況（資料①）

- ・宇治山の歴史的風致の特性を踏まえ、文化財学、森林植生学、古典文学等の学識有識者6名から構成
- ・令和4年12月から令和7年2月まで10回開催
- ・令和7年2月17日、第10回名勝宇治山保存活用検討委員会に最終案の提示

3. 名勝宇治山保存活用計画について

- ・保存活用計画の期間：令和7年4月から令和16年3月末までの10年間

(1) 名勝宇治山の本質的価値について

① 峰を連ねる山容とその植生

宇治川の谷口を巡って峰を連ねる仏徳山、朝日山、大平山、槇尾山といった丘陵と、時代や人々の暮らしとともに遷り変わってきた植生

② 歴史を今に伝える社寺と名所

宇治上神社や宇治神社、恵心院、興聖寺の4つの社寺と、石垣や切通しで構成される琴坂など参道の名所

③ 芸術作品などの中で形成された宇治の情景

古くから秀歌に詠み継がれ、文学作品や絵画、写真などで描かれた宇治の情景

④受け継がれてきた風致景観

人々の取り組みや努力によって、千年以上に亘り、現在に至るまで受け継がれてきた宇治山の風致景観

(2)保存管理の方針について

- ①本質的価値や本質的価値を構成する諸要素を適切に保存管理する。
- ②危険木や獣害、外来種などに対して適切な対応をとる。
- ③本質的価値のき損を防ぐため、危険個所の調査を行い、景観に配慮しつつ災害などの予防措置や山容の適切な維持管理を行う。
- ④植生などの本質的価値を構成する諸要素は、名勝景観を損なわない範囲で、その遷移を妨げないように配慮する。
- ⑤所有者の宗教活動などとの調和を図り、安全確保ができる保存管理を目指す。

(3)活用の方針

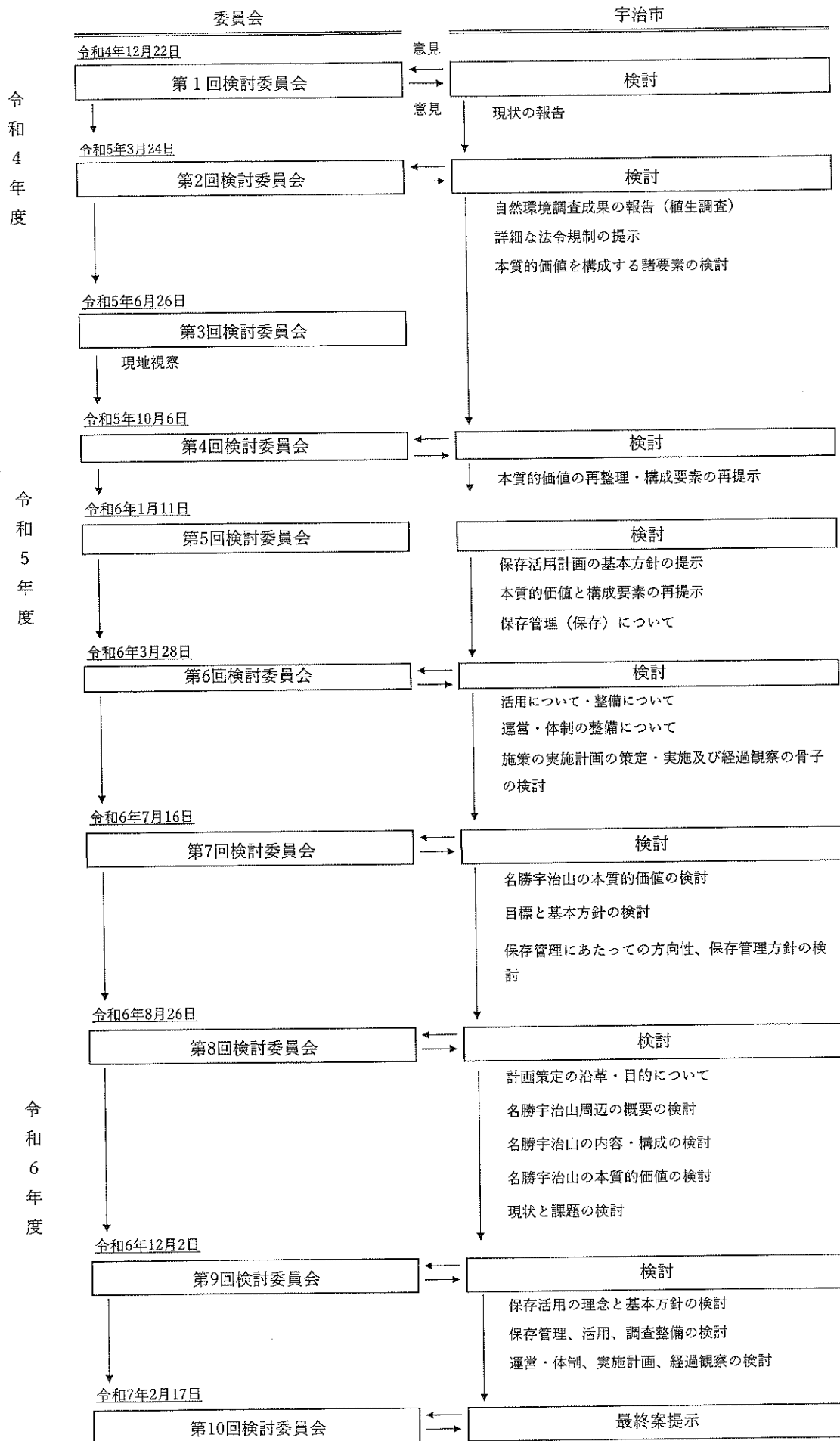
- ①名勝宇治山について理解を促進する設備の適切な維持管理を図る。
- ②学校教育や社会教育における題材としての活用を促進する。
- ③レクリエーションの場として情報発信するとともに、活用の推進を図る。また、二子山も含めた軽登山などの活用についても検討を行う。
- ④4つの社寺と連携するとともに、周辺の歴史文化資源と名勝宇治山の一体的な活用を図り、周辺観光につなげる。
- ⑤名勝宇治山に関連する植生の概況調査及び名勝指定地内に散在する石造物などの調査研究に取り組むとともに、来訪者などの動向調査に取り組む。

(4)整備の方針について

- ①名勝宇治山の解説板などの整備、充実を図る。
- ②園路などの整備、充実を検討する。
- ③来訪者の合理的配慮を念頭に整備を行う。
- ④既存設備の適切な維持管理のほか、必要に応じて再整備を検討する。
- ⑤興聖寺と一体的に景観を構成する琴坂の石積みについては、必要な保存修理を行う。
- ⑥名勝のき損を防ぎ、来訪者の安全確保に必要な整備を行う。

4. 今後のスケジュールについて

所有者や学識有識者、外部団体等の協力を得る中で、保存、活用、整備事業に関する具体的な検討を行う。



名勝宇治山保存活用計画 (案)

令和 7 年 3 月

宇治市

目次

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 委員会の設置・経緯	2
(4) 計画の対象範囲	4
(5) 計画の期間	4
(6) 他の計画との関係	4

第2章 名勝宇治山周辺の概要

(1) 自然	6
第1項 地形と地質	6
第2項 水系	8
第3項 気候	8
(2) 社会	9
第1項 市の沿革	9
第2項 土地利用	10
第3項 人口動態	11
第4項 交通環境	12
第5項 産業	13
第6項 観光	14
第7項 名勝宇治山に関連する法令、計画など	15
(3) 歴史	31
第1項 宇治山とその周辺	31
第2項 指定地内の社寺の歴史	35
第3項 宇治の近代化	39
第4項 戦後の宇治のまちと宇治山	41
(4) 文化財	44
第1項 宇治市内の文化財の概要	44
第2項 名勝宇治山指定地内の文化財	45

第3章 名勝宇治山の内容・構成

(1) 指定に至る経緯	49
(2) 指定の状況	49

第1項 指定告示	49
第2項 指定説明文とその範囲	50
(3) 宇治山の景観と植生	54
第1項 芸術作品を通して見た宇治山の景観	54
第2項 宇治山の植生	58
第3項 視点場	66
第4項 好まれた構図	70
第5項 近代化と宇治山の景観	73

第4章 名勝宇治山の本質的価値

(1) 名勝宇治山の本質的価値	75
(2) 名勝宇治山の本質的価値に準ずる価値	75
(3) 本質的価値を補完するもの	75
(4) 指定地内に所在するその他のもの	75
(5) 指定地内の構成要素の概要	76
第1項 本質的価値を構成する諸要素	76
第2項 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素	76
第3項 本質的価値を補完するもの	76
第4項 指定地内に所在するその他のもの	76

第5章 現状と課題

(1) 名勝宇治山全体の現状と課題	77
第1項 保存管理の現状と課題	77
第2項 活用の現状と課題	78
第3項 整備の現状と課題	79
第4項 運営・体制の現状と課題	79
(2) 課題整理のための地区区分	80
(3) 各地区の現状と課題	80
第1項 A地区の現状と課題	80
第2項 B地区の現状と課題	92
第3項 C地区の現状と課題	113
(4) 植生の現状と課題	116
第1項 植生の現状	116
第2項 獣害などの現状	117
第3項 植生の課題	117

第6章	保存活用の理念と基本方針	
(1)	保存活用の理念	118
(2)	基本方針	118
第7章	保存管理	
(1)	保存管理の方針	119
(2)	保存管理の方法	119
第1項	名勝指定地全体の保存方法	119
第2項	地区ごとの保存方法	119
(3)	現状変更の取扱い基準	120
第1項	現状変更などに関わる手続き	120
第2項	指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理について	125
(4)	追加指定	125
(5)	公有化	125
第8章	活用	
(1)	活用の方針	126
(2)	活用の方法	126
第9章	整備	
(1)	整備の方針	127
(2)	整備の方法	127
第1項	保存のための整備	127
第2項	活用のための整備	128
第10章	運営・体制	
(1)	運営・体制の方針	129
(2)	運営・体制の方法	129
第1項	関係諸機関による運営・体制	129
第2項	(仮称)名勝宇治山整備検討委員会の設立と活用の推進	129
第11章	実施計画	131
第12章	経過観察	
(1)	経過観察の方向性	132

（２） 経過観察の方法	132
引用・参考文献一覧	133
参考資料（令和４年度植生調査成果抜粋）	134
参考資料（関係法・施行令など）	147

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の背景

宇治川^{うじがわ}の右岸に位置する宇治山^{うじやま}は、古来より風光明媚の地として知られ、峰を連ねる丘陵の山容は、河畔の風情と相まって優れた景勝地として人々に愛されてきた。

宇治市では、市内に所在する名勝について総合把握調査を行い、宇治山の名勝地としての評価を位置づけたうえで、国の名勝指定を受けた。しかし、名勝宇治山の周辺では宅地開発が進んでおり、近年は自然災害による被害なども深刻な状況となっているほか、社寺林の維持や獣害対策も課題となっている。

また一方で、宇治山周辺には、世界文化遺産の宇治上神社^{うじかみじんじや}や平等院^{びやうどういん}のほか多くの社寺があり、現在も崇敬を集めている。当地は多くの観光客が訪れる観光地となっており、京都アニメーション作品の聖地巡りを目的とした人も見られるようになっていることから、宇治市を訪れる人は年々増加している。

本計画は、近年宇治山の保全と観光施策を両立させる必要性が生じるなど、宇治山を取り巻く社会情勢が大きく変化していることを受け、策定するものである。

(2) 計画の目的

本計画では、名勝宇治山の価値と現状を確認するとともに、課題について整理を行い、保存と活用、整備などの方向性についてまとめる。名勝を将来へと継承するためには、確実な保存と適切な活用計画が必要となる。今後の宇治市において必要な施策や事業計画においても名勝の優れた風致景観を守り伝えていくことを目的として計画を策定するものである。



写真1-1 宇治橋西詰から望む紫式部像と宇治山・宇治川

(3) 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたり、「名勝宇治山保存活用検討委員会」を設置した。委員会は、宇治山の歴史や古社寺、自然が織りなしてきた歴史的風致の特性を踏まえ、歴史学・文化財学1名、森林植生学1名、砂防工学・森林科学1名、日本庭園史学・文化財庭園保存修復1名、古典文学1名、造園学・文化的景観1名で構成した。会議には、オブザーバーとして、文化庁文化財第二課と京都府教育庁文化財保護課を招いた。委員会の事務局は、宇治市歴史まちづくり推進課が務めた。

計画案は、宇治市歴史まちづくり推進課が取りまとめた。宇治市は地域住民に対して適宜意見の聞き取りを行うなど情報集約を実施し、関係部局とは適宜連絡調整を行うことによって体制の構築に努めた。

表 1-1 名勝宇治山保存活用検討委員会 名簿

	氏 名	分 野	職 名
委員長	増渕 徹	歴史学・文化財学	京都橘大学 名誉教授 和歌山県立紀伊風土記の丘 館長
副委員長	高原 光	森林植生学	京都府立大学 名誉教授
委 員	石川 芳治	砂防工学・森林科学	東京農工大学 名誉教授
	仲 隆裕	日本庭園史学・ 文化財庭園保存修復	京都芸術大学芸術学部 歴史遺産学科 教授
	安藤 徹	古典文学	龍谷大学文学部 日本語日本文学科 教授
	恵谷 浩子	造園学・文化的景観	奈良文化財研究所文化遺産部 景観研究室長
オブザーバー	平澤 毅	文化庁文化財第二課	主任文化財調査官
	藤井 整	京都府教育庁文化財保護課	主幹兼記念物係長
	古川 匠	京都府教育庁文化財保護課	記念物係（令和4年度）
	中居 和志	京都府教育庁文化財保護課	記念物係（令和5・6年度）

表 1-2 協議経過の概要

会 議	内 容
第1回委員会 令和4年12月22日	・委員委嘱 ・委員長、副委員長の選出 ・名勝宇治山保存活用計画の策定について
第2回委員会 令和5年3月24日	・自然環境調査成果報告（植生調査）について ・詳細な法令規則状況について ・本質的価値を構成する諸要素の検討 ・現地視察について
第3回委員会 令和5年6月26日	・前回委員会の主な意見について ・検討スケジュール案について ・概要説明 ・現地視察
第4回委員会 令和5年10月6日	・これまでの委員会での主な意見について ・検討スケジュール案の見直しについて ・本質的価値の再整理 ・構成要素の再提示 ・保存、活用、整備にあたって現状と課題
第5回委員会 令和6年1月11日	・本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の再検討 ・地区区分の検討 ・現状変更取扱い基準の検討 ・保存、活用、管理、整備方針の検討
第6回委員会 令和6年3月28日	・計画案1章～3章についての検討 ・各地区区分の再検討
第7回委員会 令和6年7月16日	・計画案1章～6章についての検討
第8回委員会 令和6年8月26日	・計画案1章～5章についての再検討
第9回委員会 令和6年12月2日	・計画案1章～5章についての確認 ・計画案6章～13章についての検討
第10回委員会 令和7年2月17日	・計画案の最終確認

(4) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、国指定範囲とするが、今後保護を要する範囲を含め、指定地周辺地域についても必要に応じて言及する。

(5) 計画の期間

計画は、令和7年(2025)4月1日から10年間を対象とし、必要に応じて保存活用計画の現状や進捗状況を評価し、本計画の見直しを検討する。今後保護を要する範囲については、逐次継続的に関係者と協議を重ね、必要な措置を検討していくこととする。

(6) 他の計画との関係

総合計画や教育、観光、景観などの各関連計画を列挙した。本計画は、こうした計画と連携し、個々の計画に基づく施策と一体となって、名勝宇治山の保存管理、活用、整備を図る(図1-1)。

<他の文化財関係の計画>

- ◎ 京都府文化財保存活用大綱(令和2年2月策定)
- ◎ 宇治市文化財保存活用地域計画(未策定)
- ◎ 「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画書(平成20年7月策定)
重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画(平成28年3月策定)
- ◎ 世界遺産「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」包括的保存管理計画
(令和5年3月策定)
- ◎ 宇治市歴史的風致維持向上計画(第2期)(令和5年3月策定)

<関連計画>

- ◎ 宇治市第6次総合計画(令和4年3月策定)
- ◎ 宇治市景観計画(平成20年4月策定、令和6年4月3回目改定)
- ◎ 第2次宇治市教育振興基本計画(令和4年3月策定)
- ◎ 宇治市都市計画マスタープラン(令和4年5月策定)
- ◎ 第2期宇治市観光振興計画(令和5年3月策定)

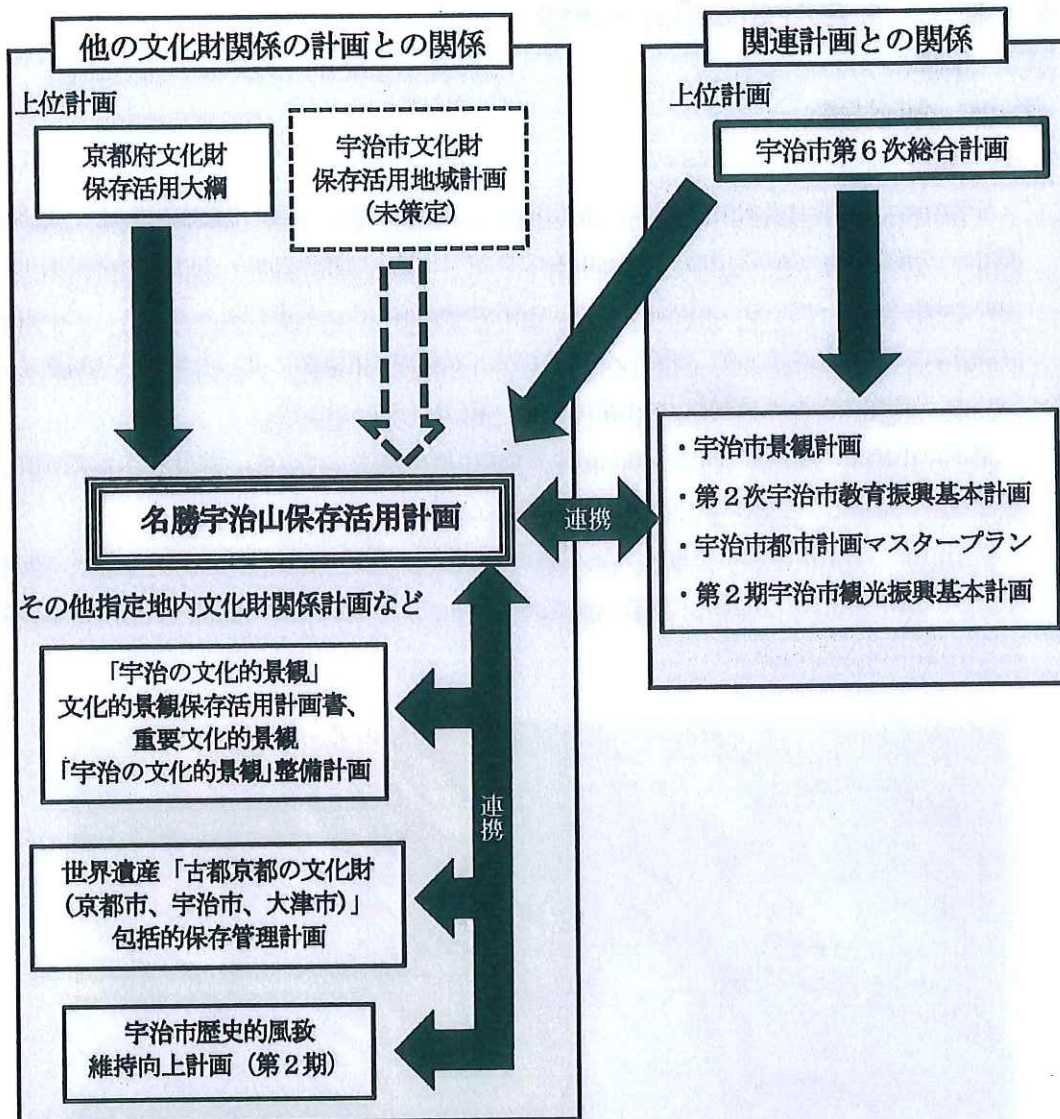


図1-1 他の文化財関係の計画・関連計画との関係図

第2章 名勝宇治山周辺の概要

(1) 自然

第1項 地形と地質

ア 地形

宇治市は、市域のほぼ中央部に宇治川が流れ、市域の西部は平野（^{はんらんげん}氾濫原低地）、東部は低山や丘陵で構成された山地で、山間地にあたる場所は標高 200 ～ 300 m の準平原化された丘陵地となっている。市域の最も低い場所の標高は 10 m 前後となっており、この場所には広大な^{おぐらいけ}巨椋池があった。昭和 16 年（1941）に国営干拓事業によって農地へと転換されている。市域の最高点は^{きせんやま}喜撰山の山頂であり、標高は 416 m である。

東部の山地は、標高約 350 ～ 600 m 級の^{だいごさんち}醍醐山地が連なっている。宇治川の本流が深い峡谷地形を形成し、支流においても急傾斜の谷となっている。

宇治山は、宇治川の谷口を巡って峰を連ねる^{ぶつとくさん}仏徳山、^{まきの おやま}槇ノ尾山などを含む丘陵地の総称であり、準平原化された低位の丘陵で構成されている。宇治川右岸の丘陵と左岸の丘陵の間には宇治川の本流が流れている。

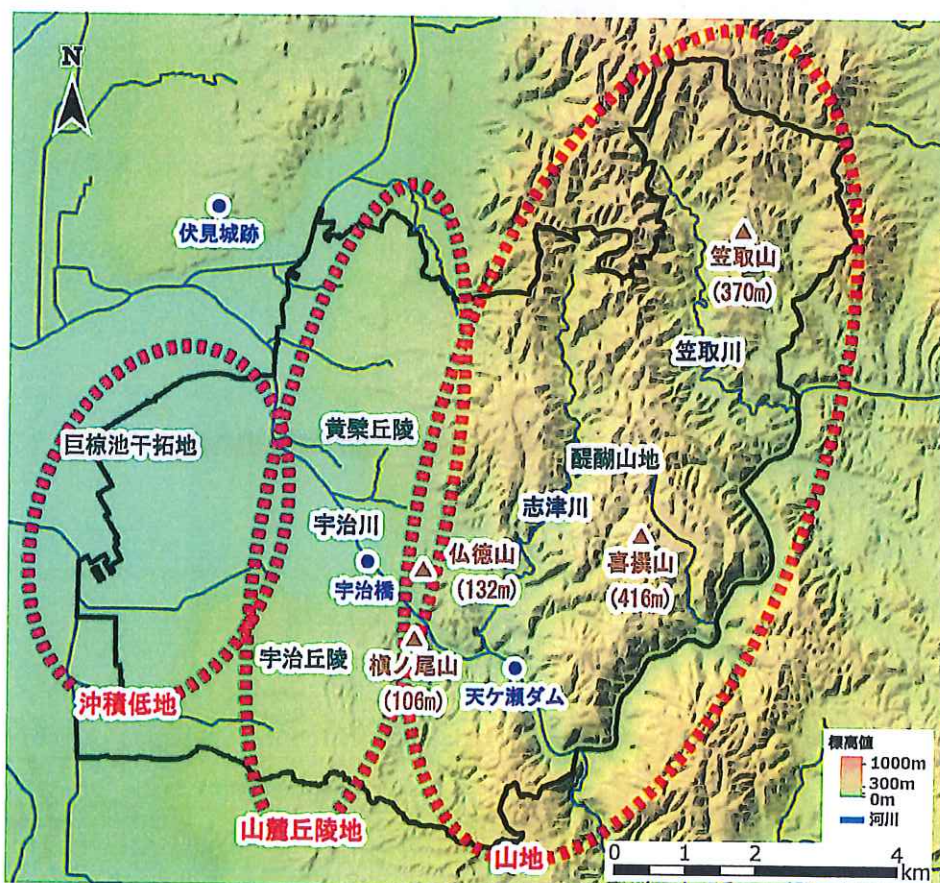


図2-1 宇治市の標高及び水系（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

イ 地質

宇治市の地質は古生代に形成された砂岩、泥岩、礫堆積物などからなり、北から高塚山層、日野層、三室戸層、天ヶ瀬層に分かれている。南の天ヶ瀬層は、宇治から大峰山（宇治田原町所在）に至る宇治川兩岸に分布し、その北の三室戸層は、一部志津川と宇治川の合流部や宇治橋東南岸の丘陵（仏徳山・朝日山など）に貌を出す。三室戸寺近辺から喜撰山に至る間や白川に分布する。その背後は新生代に形成された礫層などからなる丘陵が覆い、宇治川に北から流れ込む志津川が形成した開析谷が、天ヶ瀬層などからなる東方の丘陵を分断している。

宇治山は主に古生代層からなる準平原化された低位の丘陵で構成されており、一部新生代層からなる丘陵がそびえ立つ。宇治川右岸の仏徳山や朝日山は三室戸層と呼ばれる古生代層で形成され、宇治川左岸の槇ノ尾山などは新生代層からなる丘陵である。

宇治山の地質はほとんどが泥岩であり、二子山を含む北部は礫・砂・泥、宇治川の右岸部分（宇治上神社から興聖寺周辺部）は礫質の堆積物である。仏徳山や朝日山の山頂付近では泥岩などの露出がみられ、表層に岩石層が存在している。そのため、樹木が根を張りにくく、岩石の風化による落石や大雨の際の土砂災害、倒木などの要因となっている。宇治山の森林土壌は、仏徳山の山頂・尾根と一部の斜面、朝日山の山頂部付近に乾性褐色森林土、山腹から斜面下部には適潤性褐色森林土が分布している。

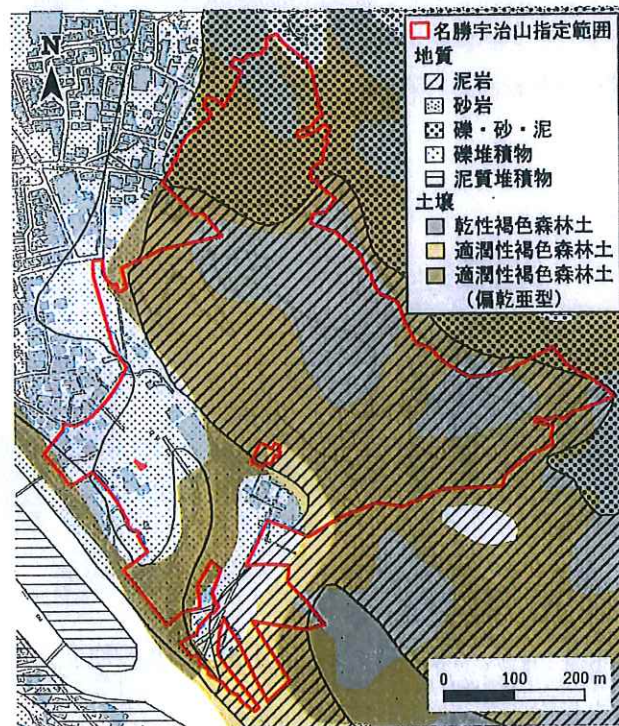


図2-2 名勝宇治山の地質区分と土壌

（下図出典：宇治市都市計画図、「5万分の1土地分類基本調査」（GISデータ・国土交通省）より作成）

第2項 水系

市域の南東から北西へと流れる宇治川は、琵琶湖を水源とする淀川水系であり、最大1,500 m³/sの流量と市内最大の流域面積を持つ。滋賀県内では瀬田川と呼ばれるこの川は、三川合流域で木津川、桂川と合流して淀川となる。

狭隘な谷部から氾濫平野に流れ出る宇治川は、その流れが急流であったことから長らく人々の往来を阻害していた。宇治川の平野部における川幅が最も狭いこともあり渡河点として交通の要衝であった宇治は、大化2年(646)に僧道登により宇治橋が架橋されたことによって人の往来が活発となり、交通の要衝としての位置づけを強めた。

宇治川の宇治橋より下流域は、時代によってその流路を変化させている。文禄3年(1594)に、豊臣秀吉によって伏見城築城に伴う淀川水系の治水事業の一環として太閤堤が築堤された。これにより、網目状に分流して巨椋池に流れ込んでいた宇治川は巨椋池から切り離されることとなったが、遊水池として機能させるために宇治川とつながる部分が一部残されていた。明治時代になり、淀川の改良工事が行われたことによって宇治川と巨椋池は完全に切り離された。

第3項 気候

宇治市の平均気温は15.2℃(平成9年～令和3年の平均値)、年間降水量は1519.4mm(平成4年～令和3年の平均値)、平均湿度は79.6%(平成5年～令和3年の平均値)である(京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所の計測データを使用)。山地部や平野部との地形環境の違いによって気象条件は微妙に異なってくるが、宇治市の気象の概況は気温の年較差が小さく、降水量が比較的多い気候で、年間を通じて高い湿度となっている。

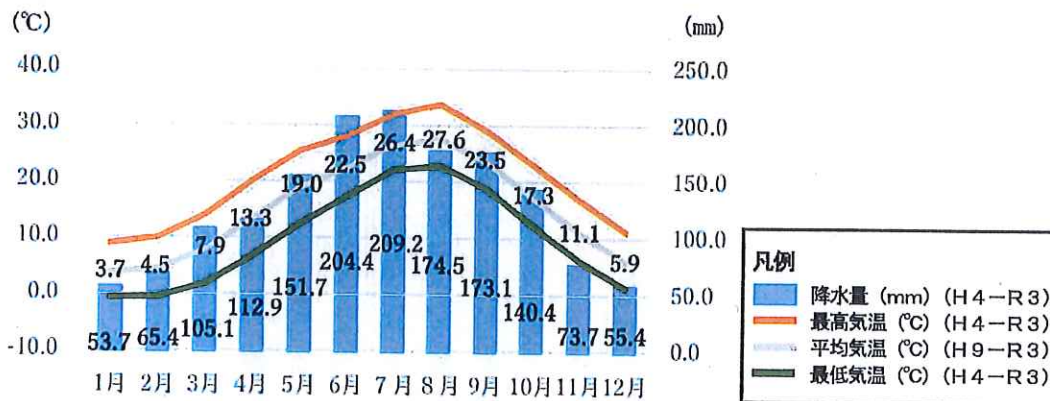


図 2-3 宇治市の気候 (データ出典：宇治市統計書)

- ※1 観測地は宇治市白川中ノ薮1(京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所)
- ※2 平成4年(1992)～令和3年(2021)の観測値を使用
- ※3 平成18年(2006)10月・11月、令和2年(2020)2月は機器の校正などにより欠測日あり
- ※4 平均気温は、平成5年度～平成9年度の『宇治市統計書』において前年度の観測値が報告されていないため、平成9年(1997)～令和3年(2021)の平均値
- ※5 平均湿度は『平成5年度宇治市統計書』において前年度の観測値が報告されていないため平成5年(1993)～令和3年(2021)の平均値

第1項 市の沿革

現在の宇治市域には、明治12年(1879)時点で宇治郡^{うじぐん}の10村と久世郡^{くぜぐん}の1町1郷7村があり、その後の町村郷の合併によって、昭和26年(1951)に東宇治町^{ひがしうじちょう}、宇治町^{うじちょう}、檣島村^{なましまわら}、小倉村^{おぐらむら}、大久保村^{おおくぼむら}が合併して、人口約3万8千人の宇治市が誕生した。

表 2-1 宇治市の沿革

郡名	明治 12 年 (1879) 時点	明治 22 年 (1889) 4 月 1 日時点	昭和 22 年 (1947) 5 月 3 日時点	昭和 26 年 (1951) 3 月 1 日～
宇治郡	五ヶ庄村、木幡村、菟道村、 志津川村、六地藏村	宇治村	東宇治町	宇治市
	東笠取村、西笠取村、炭山村、 二尾村、池尾村	笠取村		
久世郡	宇治町、宇治郷、白川村	宇治町	宇治町	
	槇島村	槇島村	槇島村	
	小倉村、伊勢田村、安田村	小倉村	小倉村	
	大久保村、広野村	大久保村	大久保村	

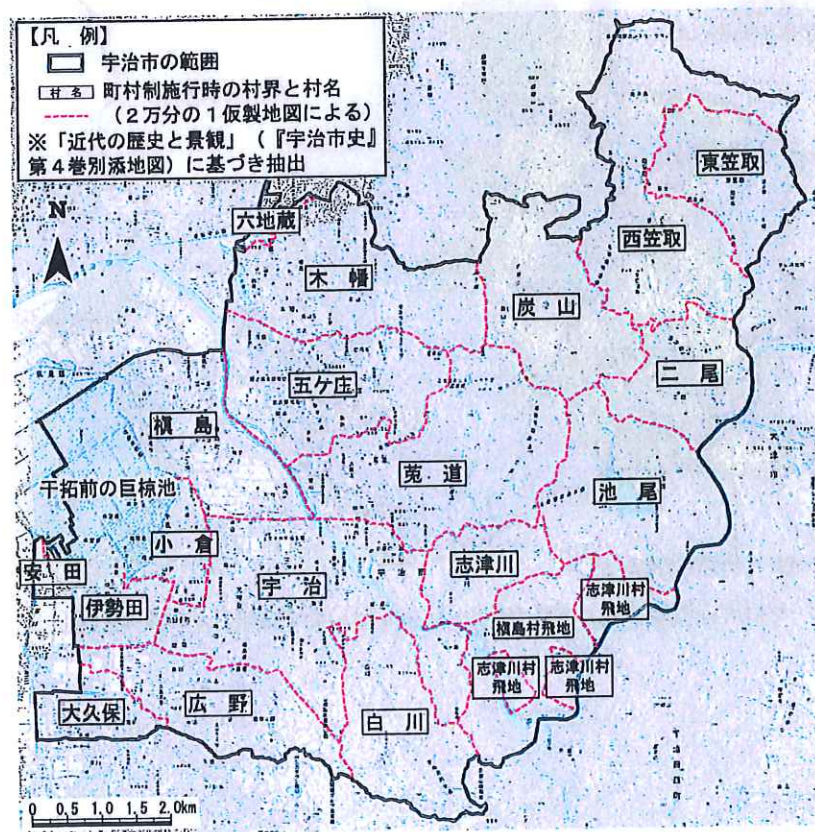


図2-4 宇治市域の地区境界（明治12年～22年）
（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

第2項 土地利用

宇治市の土地利用状況は、市域東側の山間部のほとんどが山林であり、用途地域は市街化調整区域及び都市計画区域外となっている。市域中部の山麓丘陵地から宇治川周辺の低地にかけては、住宅地となり部分的に茶園などの耕地が点在している。宇治川以西には、巨椋池干拓地の水田が広がっている。これらの地域の中央部は宅地化されており、工場や学校などが多い。都市計画上の地域区分は、都市計画区域のうち約半分が市街化区域になっている。また、用途地域をみると、住居系地域の占める割合が最も高く、約77%である。

名勝宇治山の指定範囲は、用途地域でみると第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、市街化調整区域となっている。

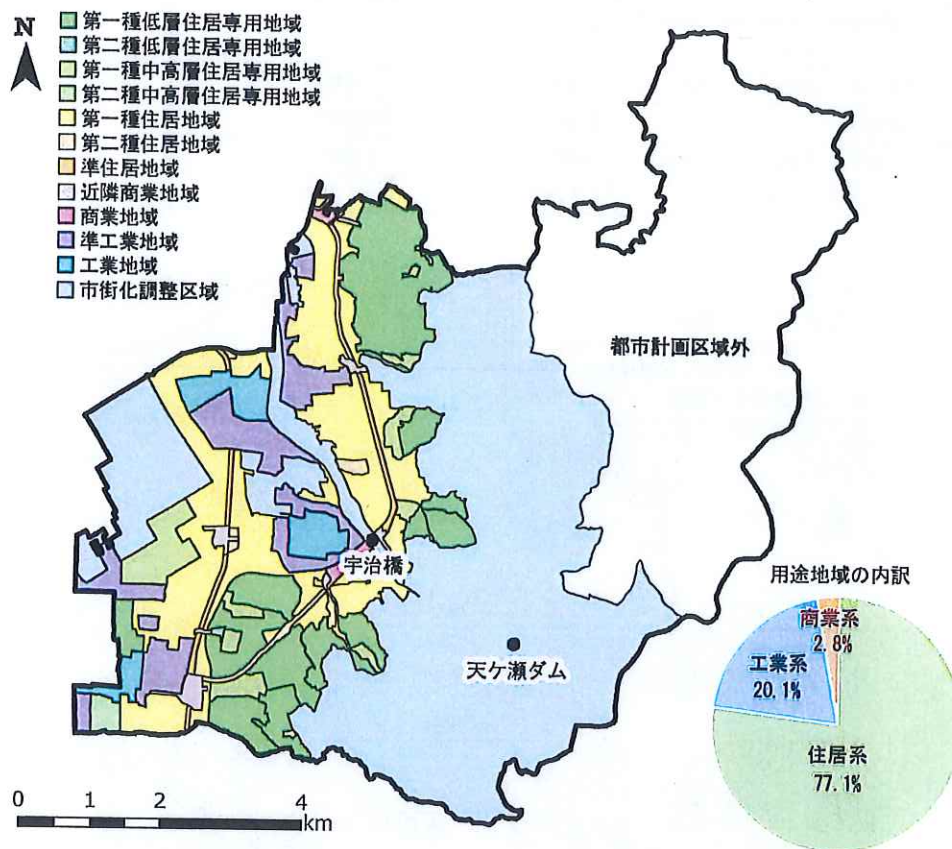


図2-5 宇治市の用途地域の内訳（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

第3項 人口動態

昭和26年(1951)の宇治市発足時の人口は、約3万8千人であった。昭和30年代後半の高度経済成長期以降、^{おおさか}大阪・京都に近く公共交通が便利なことから、住宅衛星都市として急激な宅地開発が始まり、人口及び世帯数は激増した。昭和45年(1970)には10万人を超え、昭和55年(1980)に15万人を突破した。人口の伸びは、平成7年(1995)以降鈍化し、近年は多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態となっている(図2-6)。現在の人口は、令和6年(2024)4月1日時点で約18万人であり、京都府内では京都市に次ぐ人口を擁している。令和2年3月に策定した「第2期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成27年(2015)の人口を基準とし、出生率の上昇と社会減少の解消といった仮定条件による将来推計人口として、令和42年(2060)に150,786人を目標としている(図2-7)。

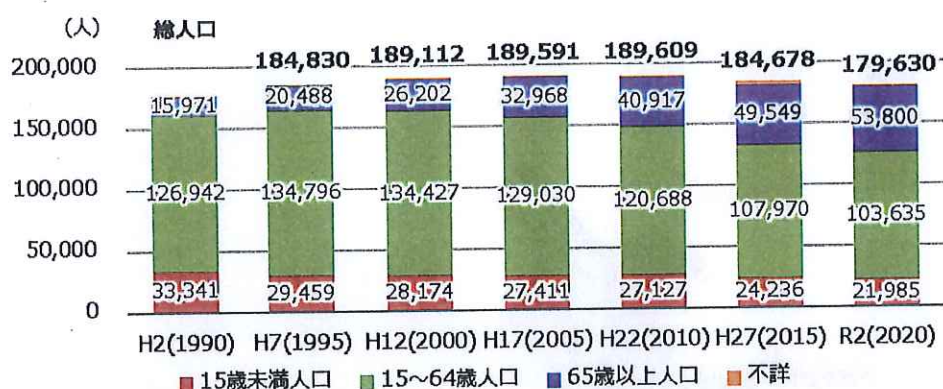


図2-6 年齢4区分別人口 (出典：宇治市歴史的風致維持向上計画(第2期))

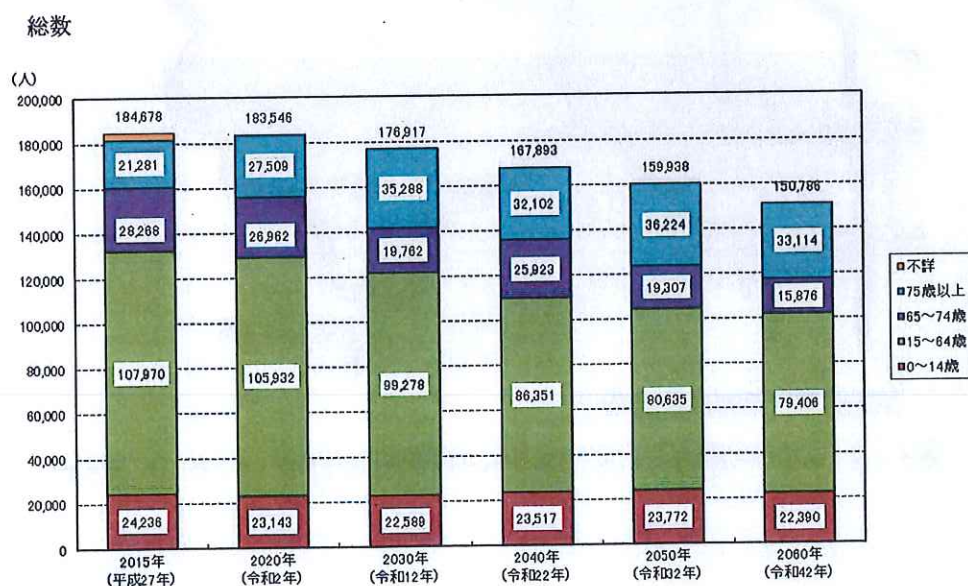


図2-7 第2期宇治市人口ビジョンにおける年齢4区分別人口
(出典：第2期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第4項 交通環境

市内には西日本旅客鉄道（JR）奈良線、京阪電気鉄道（京阪）宇治線、近畿日本鉄道（近鉄）京都線、京都市高速鉄道（京都市営地下鉄）東西線の4路線が乗り入れており、京都や大阪にアクセスしやすい鉄道交通環境にある。主要観光地から名勝宇治山の最寄り駅となる京阪宇治駅へのアクセスは、祇園四条駅（京都市内）からの所要時間が約35～50分、京阪京橋駅（大阪市内）からの所要時間が約45～50分である。また、京都駅から宇治市の中心駅の一つであるJR宇治駅までの所要時間は約15～25分である。

また、国道1号京滋バイパスや国道24号が市内を通り、周辺には京都第二外環状道路や第二京阪道路の広域幹線網が整備されている。名勝宇治山周辺には、主要地方道の府道3号大津南郷宇治線、府道7号京都宇治線、府道15号宇治淀線などがあり、広域幹線網によって宇治の中心部と各地が結ばれている。

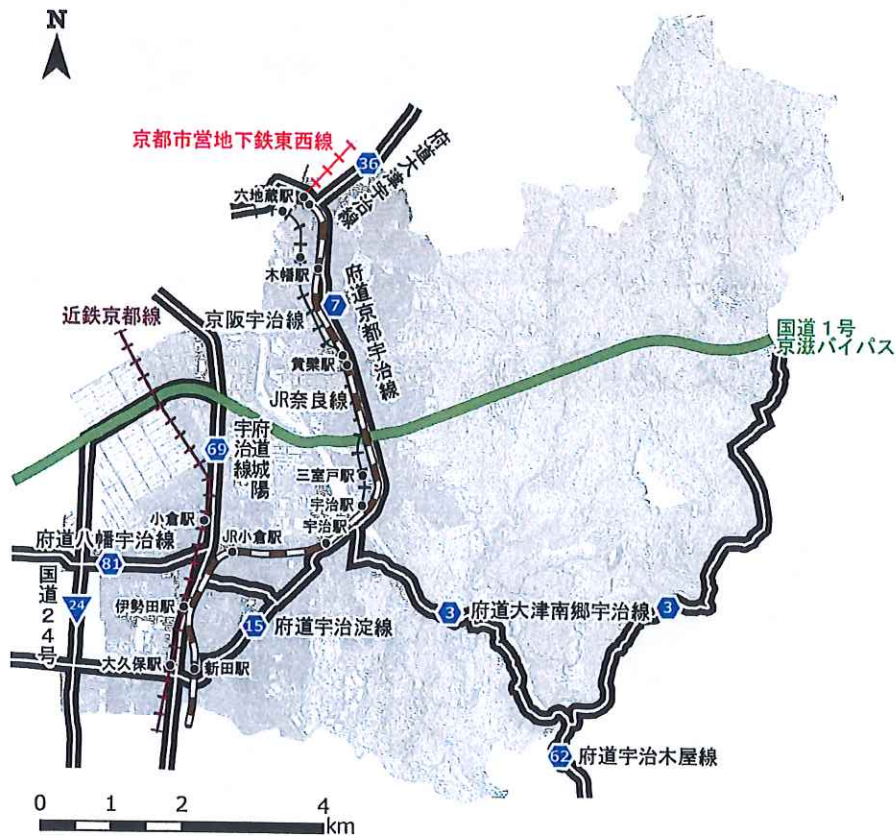


図2-8 宇治市交通網図（引用：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

第5項 産業

国勢調査の統計によると、平成 27 年（2015）の産業別就業者数は、第 1 次産業が 0.8%（574 人）、第 2 次産業が 25.6%（19,292 人）、第 3 次産業が 73.6%（55,354 人）である。産業（大分類）では、製造業（14,632 人）、卸売・小売業（13,025 人）、医療・福祉（10,747 人）の順に多い。第 1 次産業に含まれる農業従事者の多くは水田農業と茶生産（茶農家）であり、その数は戦後減少傾向にある。第 2 次産業については、巨椋池干拓地や鉄道網の整備、水力発電による電力供給の確保、豊かな地下水資源を背景に、昭和 2 年（1927）に操業を始めたユニチカ宇治工場（旧日本レイヨン宇治工場）など、近代以降、繊維・自動車・玩具の大規模工場など製造業に関する企業が多く立地している。近年、製造業の従事者数の減少が若干みられるものの、基幹産業として宇治市を支えている。なお、伝統産業である茶業に関しては、「農業」、「製造業」、「卸売・小売業・飲食店」など様々な職業分野にわたっている。



写真 2-1 ユニチカ宇治工場



写真 2-2 平等院表参道に並ぶお茶関連商店



写真 2-3 東笠取の集落と棚田

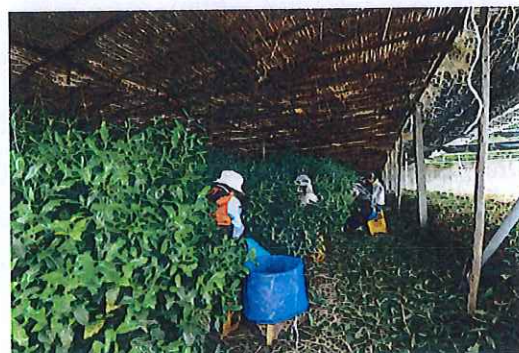


写真 2-4 本質覆下茶園での茶摘み

第6項 観光

宇治市には、世界文化遺産「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」の構成資産である平等院や宇治上神社をはじめ、社寺や名所などが数多くある。また、源氏物語ゆかりの地でもあり、名産の宇治茶や豊かな自然景観に恵まれていることから、国内外から多くの観光客が訪れる文化観光地となっている。宇治市は、平成2年（1990）から「源氏物語」をテーマに観光振興を図り、源氏物語散策の道や宇治市源氏物語ミュージアムの整備のほか、京都・宇治灯り絵巻や宇治十帖スタンプラリーといったイベントの開催などソフト面も推進してきた。平成24年（2012）に策定した「宇治市観光振興計画」では、官民一体で全国ブランドである宇治茶を活かした観光振興を図ることとし、平成29年（2017）に設立された（一社）京都山城地域振興社（通称：お茶の京都DMO）は、山城地域を「お茶の京都」と名付け、お茶をテーマにしたネットワーク化など取組を進めている。令和3年（2021）には、宇治茶と宇治の歴史・文化をテーマとしたお茶と宇治のまち歴史公園がオープンし、お茶と宇治のまち交流館茶づなでの展示や体験プログラムを通して、宇治の魅力を発信している。近年は、新たな観光資源として、宇治川や天ヶ瀬ダムを活用した取組が進められており、宇治川でのEポート川下りや、かわまちづくり事業による水辺を生かした賑わいづくりが進められている。また、宇治を主な舞台としたアニメ「響け！ユーフォニアム」の中で、大吉山風致公園展望台など宇治市内の各所が描かれたことから、聖地巡礼としてその場所を訪れるファンが見られるようになっており、アニメと連携したイベントの開催など新たな取組も行われている。これらの観光振興を支える取組として、平成8年（1996）から開始された宇治観光ボランティアガイドクラブの活動は、一般的な観光名所の案内と併せて、源氏物語専門ガイドや外国語によるガイド、障がいのある方々が宇治観光を楽しむ取組など、観光客の多様な目的に対応を図っている。

観光客は年々増加傾向にあり、源氏物語千年紀であった平成20年（2008）には500万人を超え、令和元年（2019）は約560万人の観光客が訪れた。観光客の増加は、ハード面の充実とともにソフト面での取組効果が大きく、宇治川の鵜飼いやあがた祭などの伝統行事、季節感を活かした宇治川さくらまつりや年間を通して開催される各種催しに加え、京の七夕 in Uj i や放ち鵜飼いなど新たな催しも魅力のひとつとなっている。



写真2-5 観光ボランティアガイド

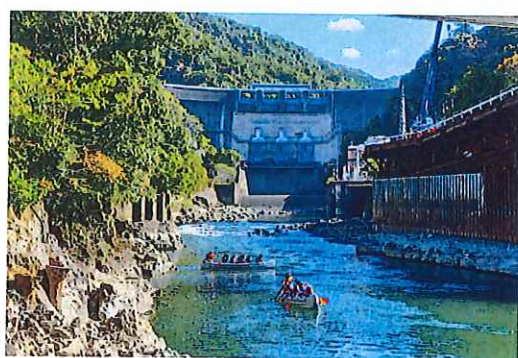


写真2-6 宇治川での水上アクティビティ

第7項 名勝宇治山に関連する法令、計画など

ア 関連法令などの概要

名勝宇治山の指定範囲における、本計画に関連する法令などについて、規制の概要を下記の表に、各法令で定められる地区や区域を法令ごとに図示した（図2-9～19）。

表2-2 名勝宇治山指定範囲における各関連法令など

法令など	地区・区域など	本計画に関連する規制などの内容
文化財保護法 (図2-9)	周知の埋蔵文化財包蔵地 【宇治市街遺跡（川東地区）・山本古墳・山本窯跡・山本瓦窯跡・山本古墓・宇治神社遺跡・宇治上神社遺跡・恵心院山門前遺跡・朝日山遺跡】	掘削を伴う工事を行う際は、着手の60日前までに、埋蔵文化財発掘の届出・通知が必要。（必要に応じて発掘調査を実施）
	国指定史跡宇治古墳群 (二子山北墳・南墳)	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
	国指定名勝宇治山	
	国選定重要文化的景観 「宇治の文化的景観」	景観重要構成要素の移転、除去、価値に影響を及ぼす増改築などの現状変更行為は届出が必要。
京都府文化財保護条例 (図2-9)	京都府指定名勝 興聖寺庭園及び琴坂	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、京都府教育委員会の許可を受けなければならない。
	興聖寺文化財環境保全地区	建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画・形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、その他教育委員会規則で定める行為を行う際は、行為の20日前までに届出が必要。
都市計画法 (図2-10、11)	都市計画区域 ・市街化調整区域 ・市街化区域	市街化調整区域については、市街化を抑制する区域であるため、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	用途地域 ・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域	用途地域により建築物の用途の制限や建蔽率、容積率などの制限を伴う。
	高度地区 ・第1種高度地区 ・第3種高度地区 ・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域	高度地区により高さ規制を伴う。
	防火指定 ・22条区域 ・準防火地域 ・市街化調整区域 ・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域	防火指定により、防火性能に関する規制を伴う。
景観法 (図2-10、12)		建築物などの新築や改築、工作物の建設など開発行為を行う場合に、景観計画に基づき届出が必要。

法令など	地区・区域など	本計画に関連する規制などの内容
宇治市景観計画 (図2-10、12)	景観計画重点地区3： 世界遺産保全及び特別風致地区	基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとすることや、外壁や屋根などの形状や色調、付帯施設に規制を設けるなど意匠や形態、色彩などに厳しい誘導基準を設けることによって、宇治市を象徴するシンボリックな景観として、世界遺産の歴史的・文化的な景観と宇治川の清流、仏徳山及び横ノ尾山などの自然の風致が織りなす美しい景観を維持、継承している。
	景観計画区域B： 歴史的遺産周辺地区	基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとすることや、周辺の建造物に合わせた屋根形状とすることなど意匠や形態、色彩などに誘導基準を設けることによって、世界遺産から続く緩衝地帯として山麓丘陵の自然と世界遺産などの歴史が融和した良好な風致を保全し、世界遺産と一体感が感じられるまちなみ景観の創出・育成を進めている。
	景観計画区域J：山間地区	美しい山間集落地の景観に寄与することや、自然景観に調和した意匠形態とすることや、基調となる色調は落ち着いた低彩度のものとするなど、里山や棚田などの景観資源の保全、育成を進めている。
自然公園法 (図2-13)	琵琶湖国定公園第2種特別地域	工作物の新築や木竹の伐採、河川などの水位又は水量に増減を及ぼさせることなど法に定められた行為については、京都府知事の許可が必要。
宇治市風致地区条例 (図2-13)	特別風致地区	建築物などの新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、建築物などの色彩の変更を行う際は、事前に市長の許可が必要。
	普通風致地区	
近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (図2-14)	近郊緑地保全区域	建築物その他の工作物の新築や木竹の伐採など法に定められた行為をしようとする者は、あらかじめ、京都府知事にその旨を届け出なければならない。ただし、近畿圏の保全区域の整備に関する法律及び施行令で定められた通常管理行為、軽易な行為などは届出が不要。
宅地造成及び特定盛土等規制法 (図2-15)	宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、当該工事に着手する前に、京都府知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律 (図2-16)	三室戸鳥獣保護区	狩猟が認められない。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (図2-17)	土砂災害警戒区域	開発行為をする区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、事前に知事の許可を得なければならない。
	土砂災害特別警戒区域	

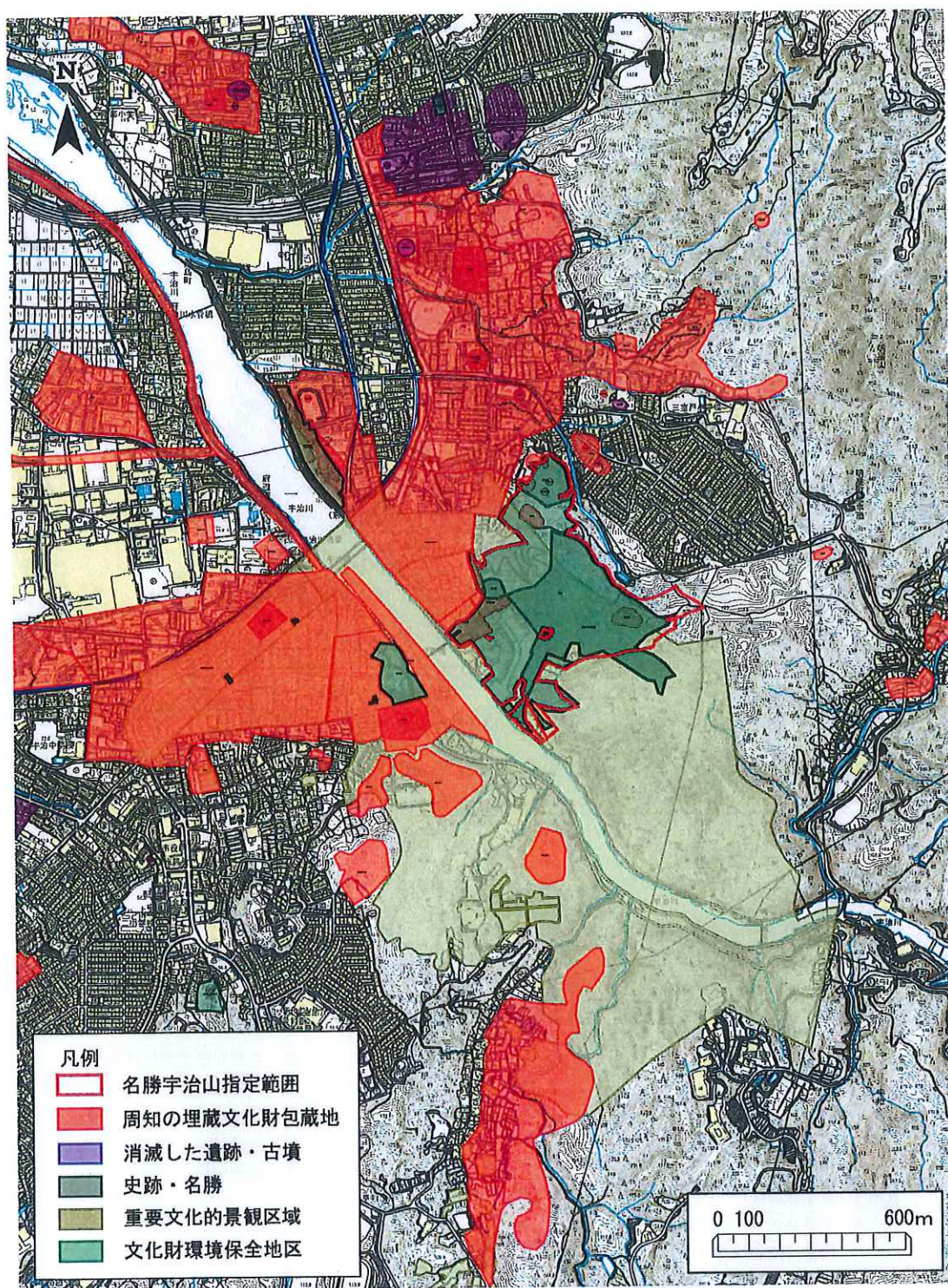


図2-9 名勝宇治山周辺文化財関係範囲図

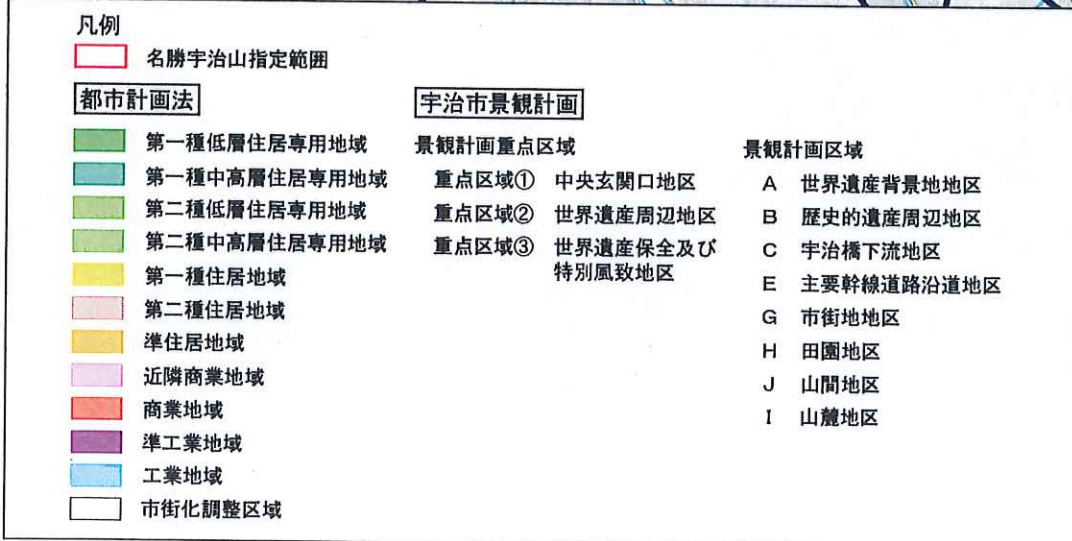
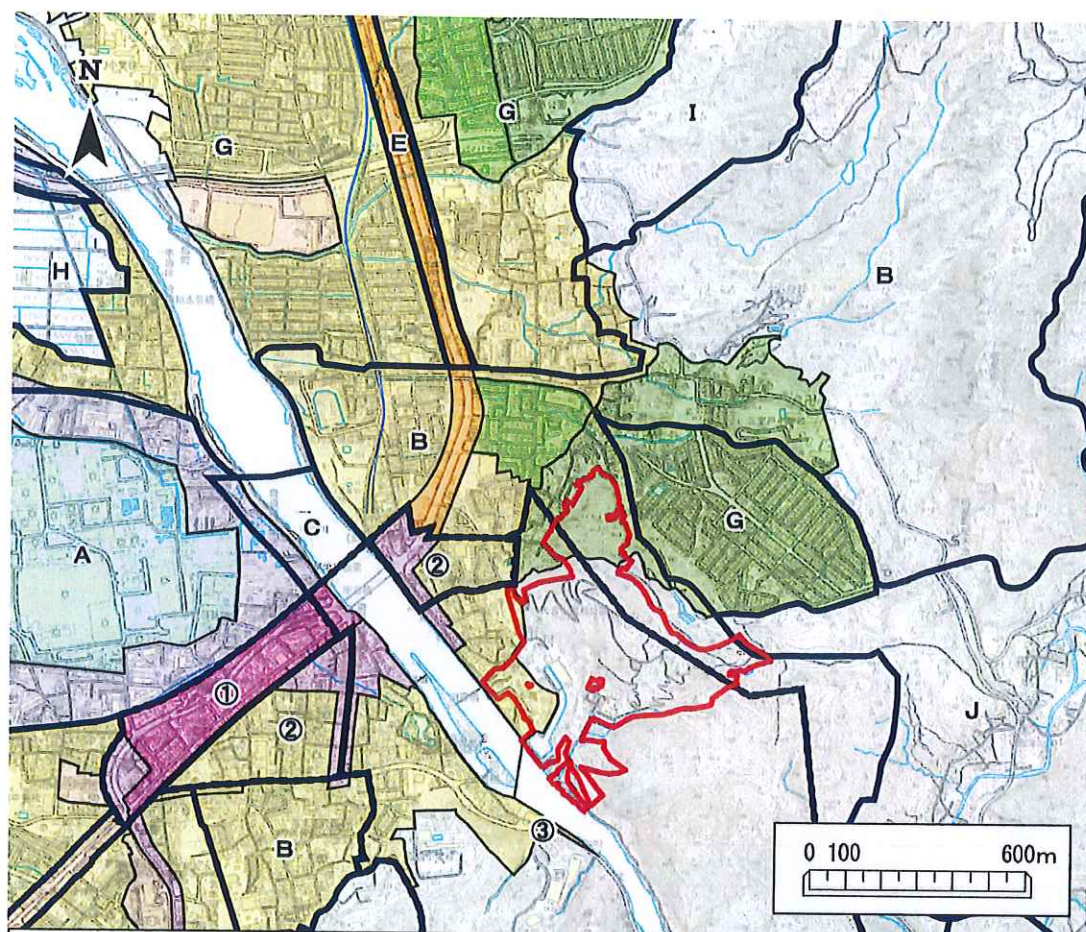


図2-10 都市計画法に基づく地域及び宇治市景観計画に基づく区域図

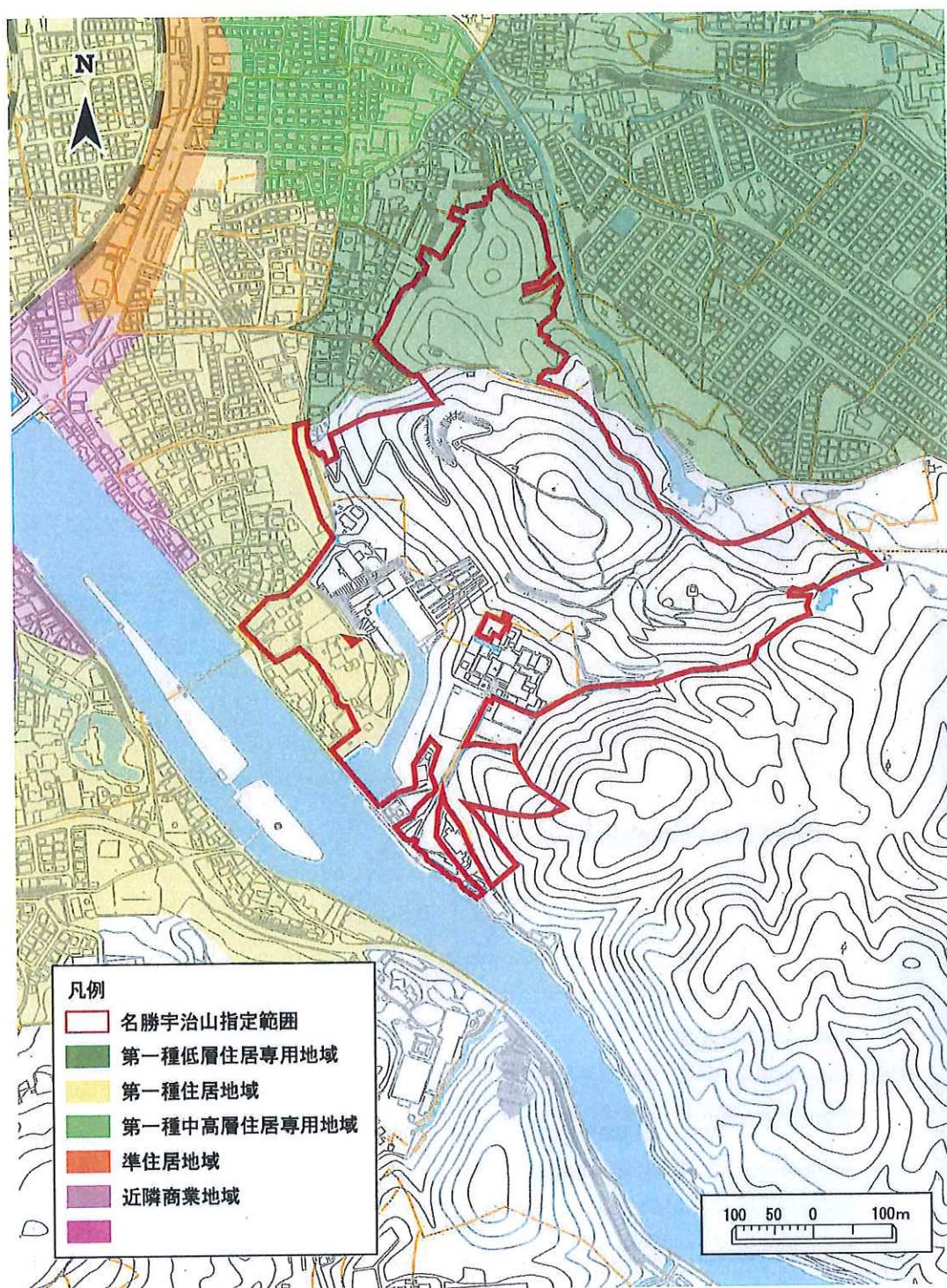


図 2 - 11 名勝宇治山周辺都市計画法に基づく用途地域図
(白塗り部分：市街化調整区域)

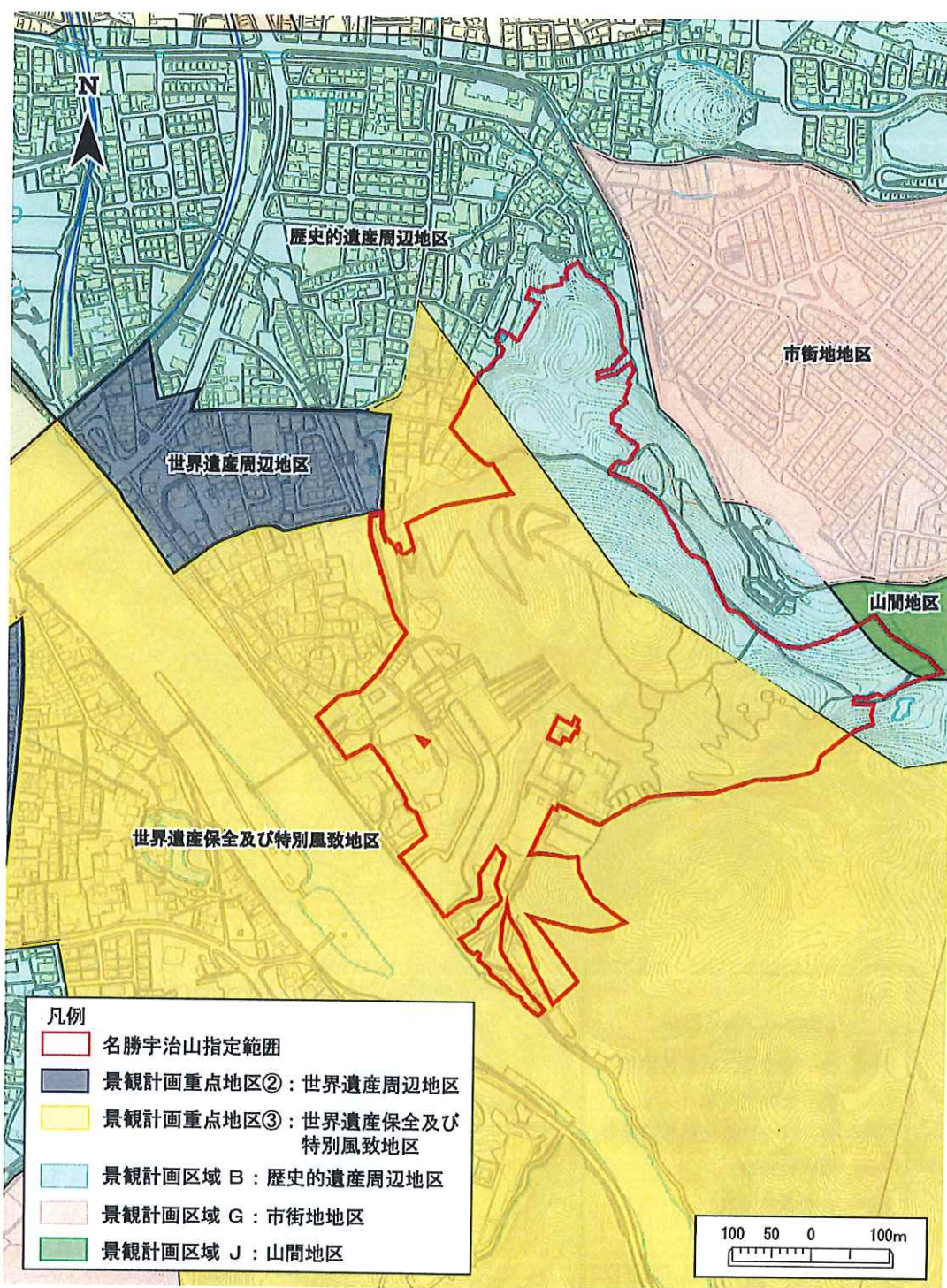


図 2 - 12 名勝宇治山周辺宇治市景観計画に基づく景観計画区域図

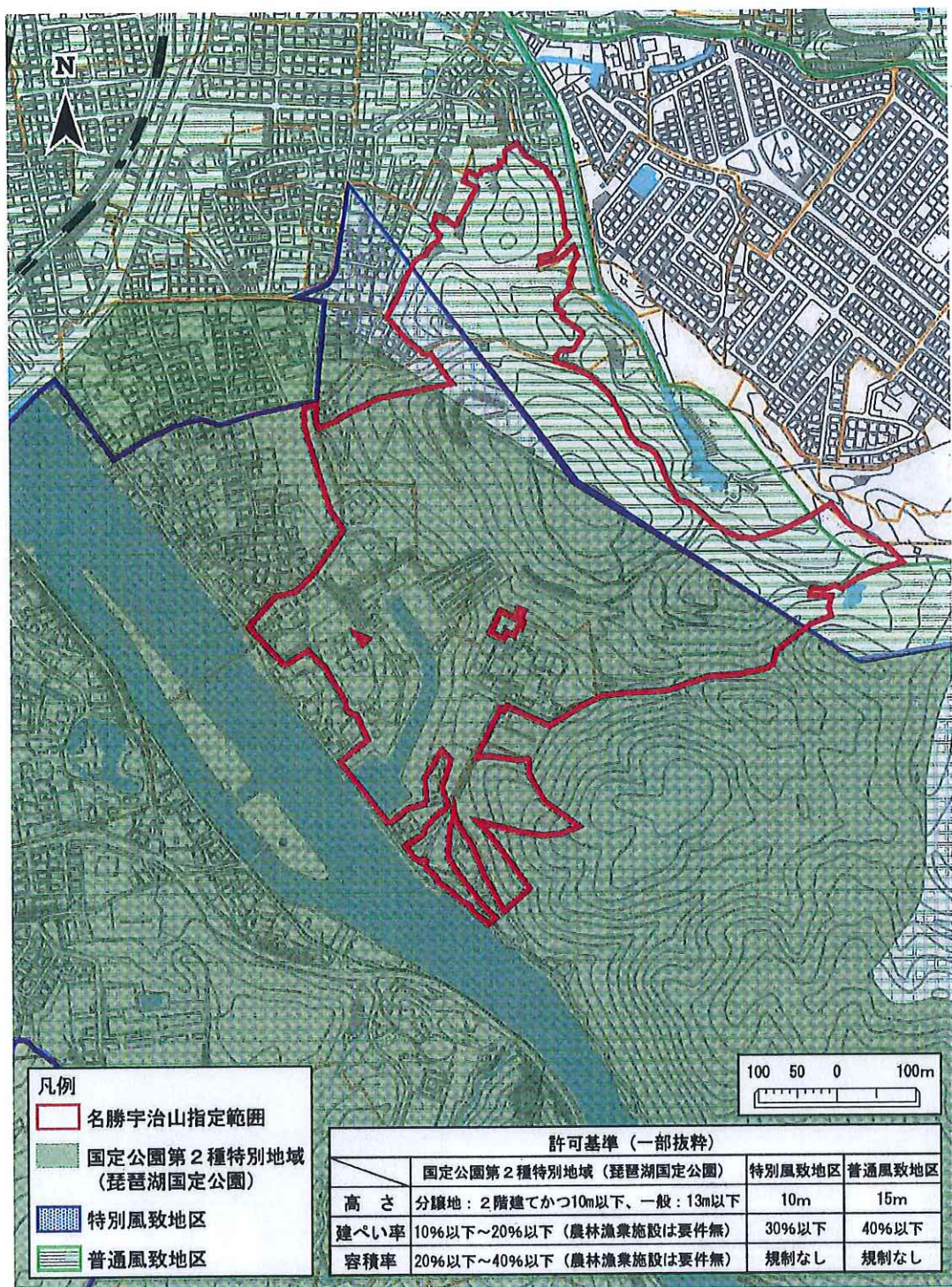


図2-13 名勝宇治山周辺自然公園法及び宇治市風致地区条例に基づく国定公園区域及び風致地区図

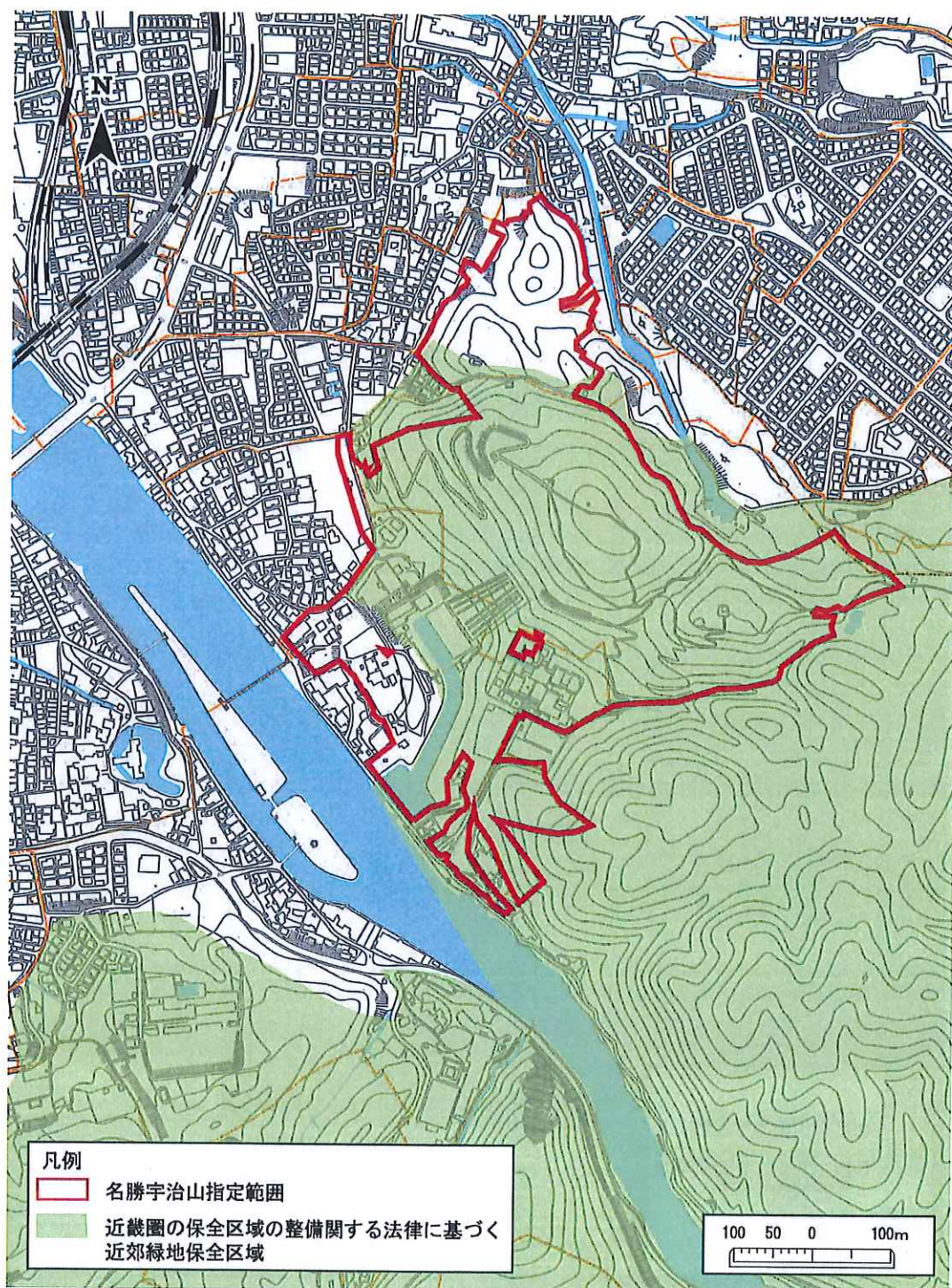


図 2 - 14 名勝宇治山周辺近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域図

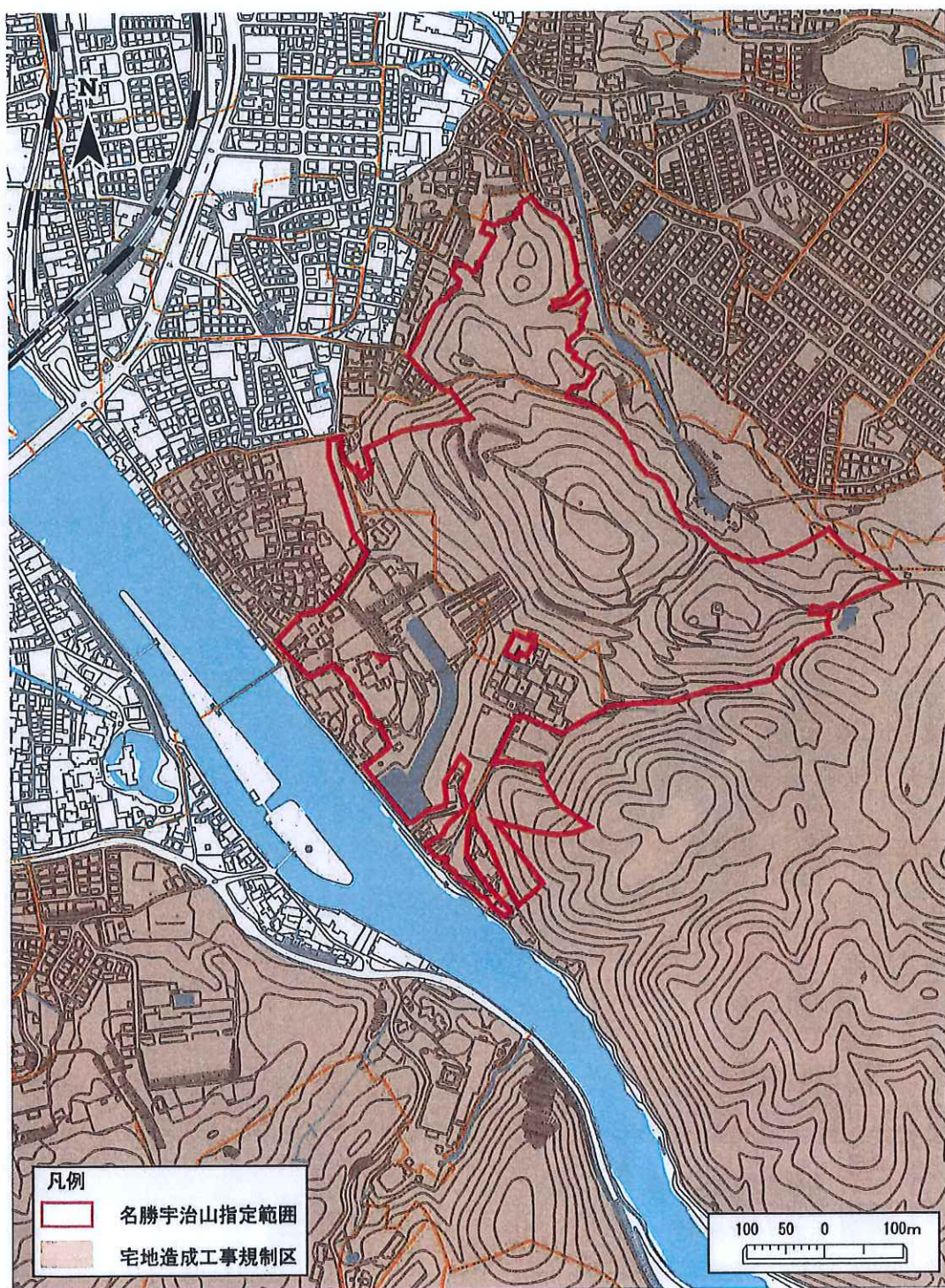


図 2 - 15 名勝宇治山周辺宅地造成等規制法に基づく工事規制区域図

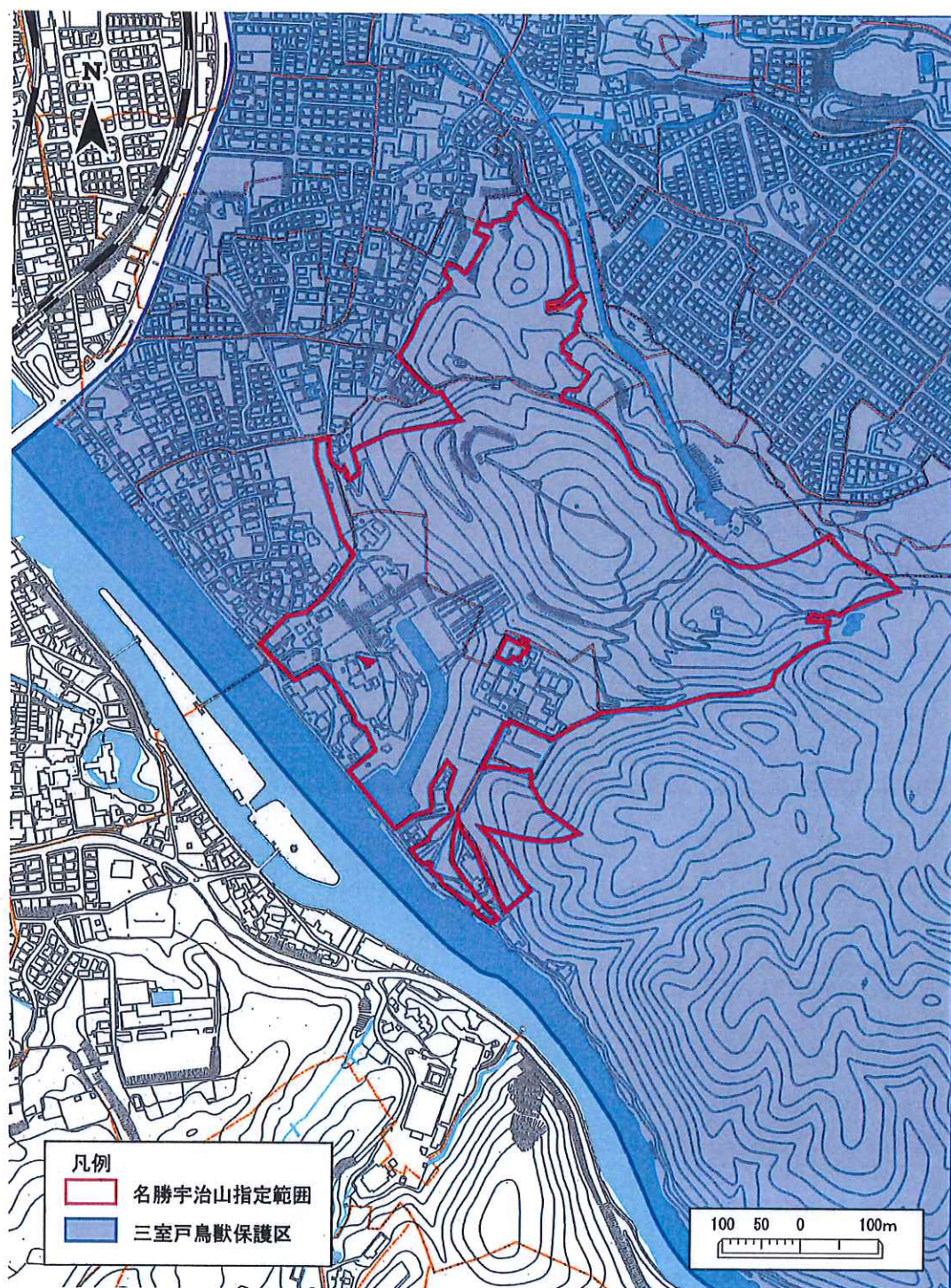


図 2 - 16 名勝宇治山周辺鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区域図

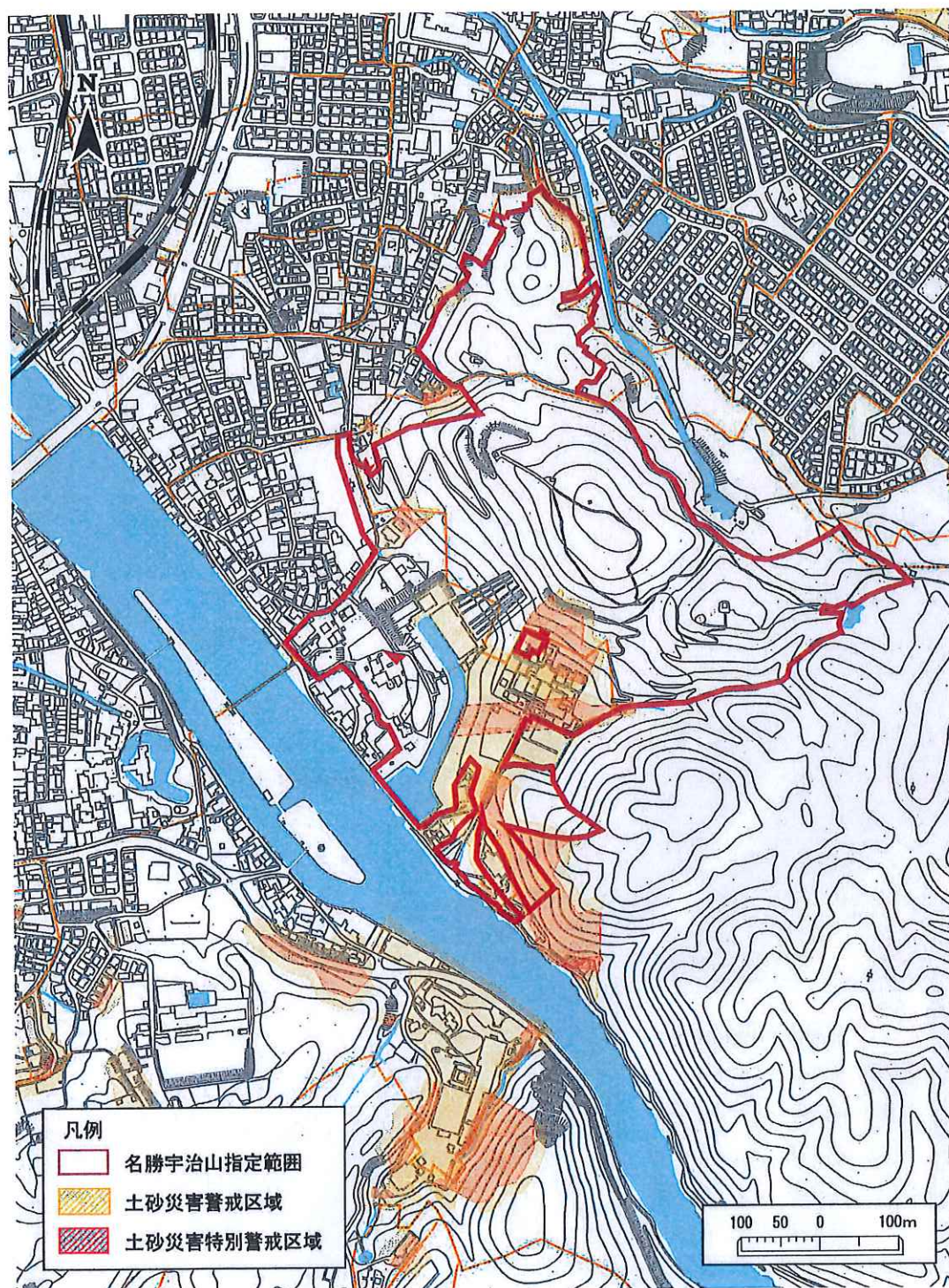


図2-17 名勝宇治山周辺土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図

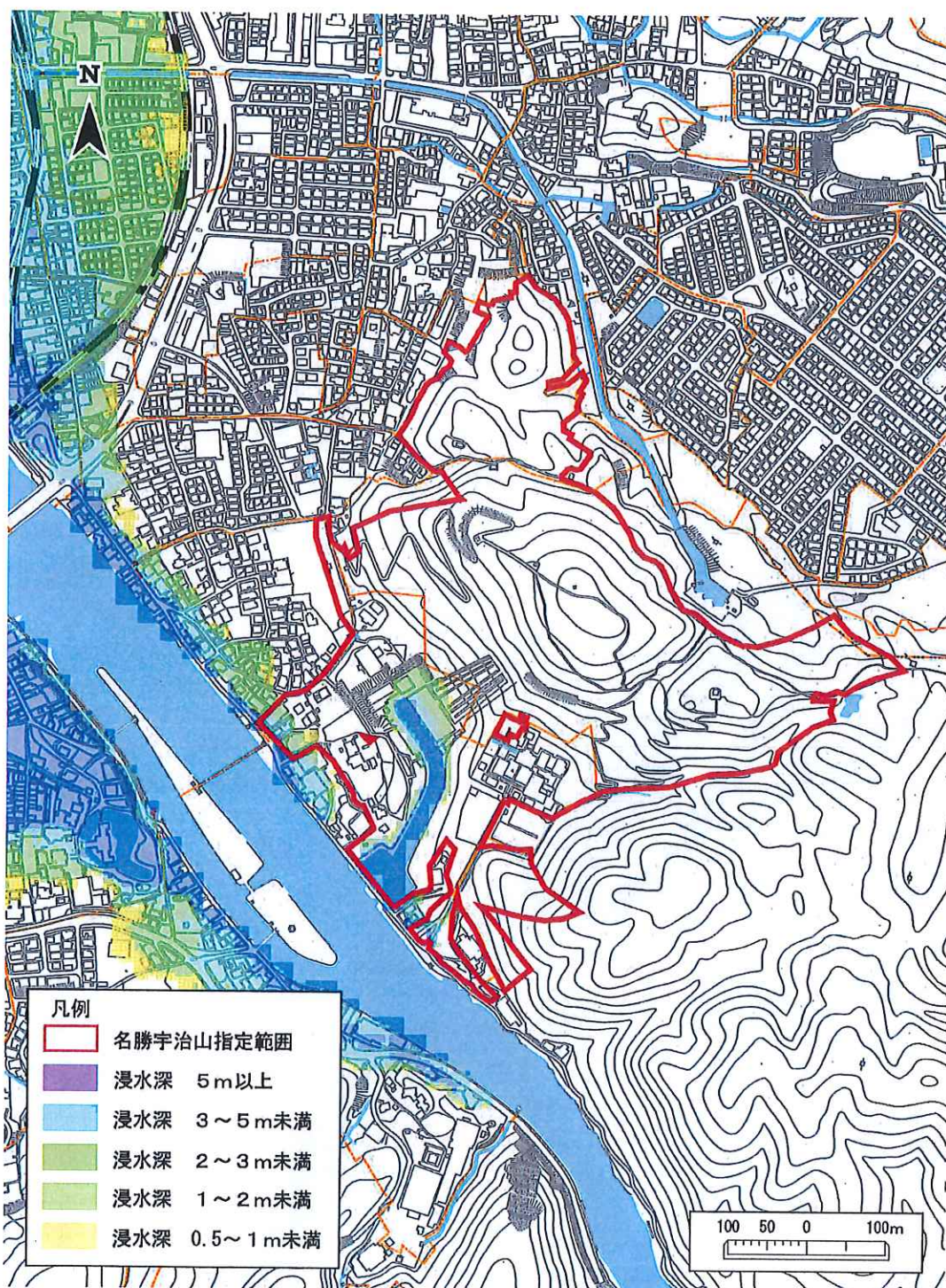


图 2 - 18 名勝宇治山周辺浸水想定区域図 (想定最大規模)

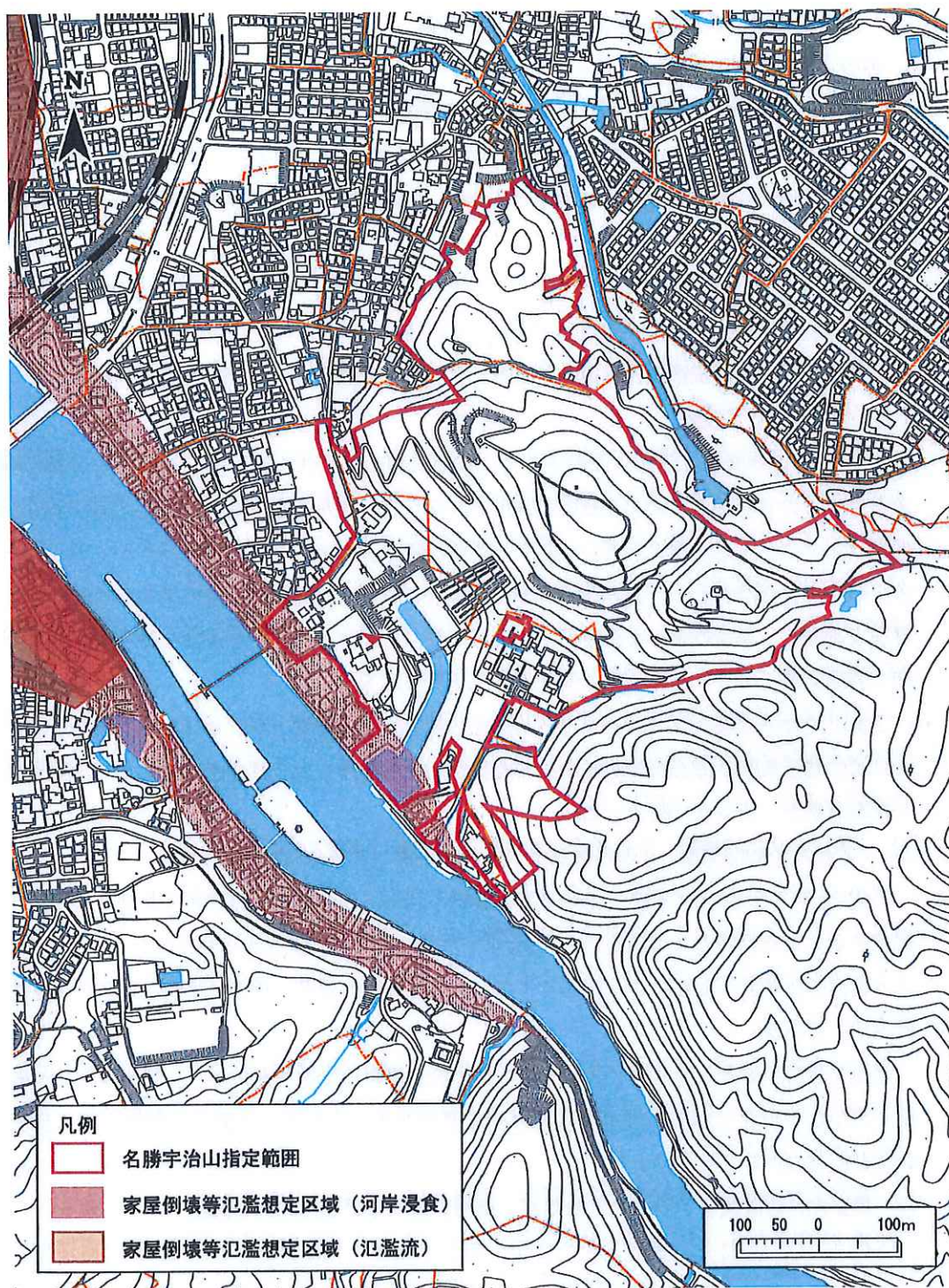


图 2 - 19 名勝宇治山周辺家屋倒壊想定区域図

イ 関連する法令や条例に基づく計画などの概要

<他の文化財関係の計画>

◎ 京都府文化財保存活用大綱（令和 2 年 2 月策定）

広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性などを定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用を一層推進することを目的に策定された大綱である。

京都府内の文化財の概要についてまとめるとともに、市町村が「文化財保存活用地域計画」を策定する際に指針とすべき事項などを示している。

◎ 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画（令和 5 年 3 月策定）

1994 年に世界遺産一覧表に記載された「古都京都の文化財」は、各市における景観計画の改定などにより保全に資する施策が強化されるなど、資産や緩衝地帯を超えた都市全体の開発コントロールが、様々な新しい制度と多様な関係者によって重層的に行われてきた。このような変化を踏まえ、今後も顕著な普遍的価値（OUV）を確実に保存するために必要な事項を確認し、現有の様々な制度がどのように保存に寄与しているのかを位置づけ、関係者間の共通認識とすることを目的に策定された計画である。

宇治市では平等院及び宇治上神社が世界文化遺産の構成資産となっている。その周囲は宇治市風致地区条例の特別風致地区及び景観計画の重点地区として保全されており、緩衝地帯の役割を果たしている（図 2 - 20）。

◎ 「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画書（平成 20 年 7 月策定）

平成 21 年 2 月 12 日に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」を保存、活用し、継承することを目的として策定された計画である。宇治が宇治であり続けるために、また、より魅力的な宇治へと進んでいけるように、文化的景観の保存、活用に関する基本的な方向性を示している。

当保存活用計画書の策定及び令和 3 年の重要構成要素の追加指定により、建造物のほか道路や河川など現在 13 種 95 件が景観重要構成要素となっており、宇治山の範囲では、仏徳山及び朝日山があげられている。

◎ 重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画（平成 28 年 3 月策定）

平成 21 年 2 月 12 日に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」の市街地における整備の方針と方策について取りまとめた計画である。文化的景観の本質的価値の保全と継承に関わる取り組みをより一層確実に導いていくために、価値の所在と整備、活用の方針や方策を具体的に提示したものである。また、文化的景観保存活用計画書において当該文化的景観が広がっているとしながらも選定の申出ができていない白川地区及び黄檗^{おうぼく}地区の選定地の追加拡大の方針について、地区の概要や文化的・景観的特性などを整理している。

◎ 宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和5年3月策定）

第1期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開や未指定文化財などの保護、伝統文化の保存、継承に向けた後継者の育成などの残されている課題を解決し、宇治市固有の「歴史的風致」を守り育て、未来へと引き継ぎ、引き続き歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みを進めていくために策定した計画である。

文化財に関する事項では、文化財の保存、活用の現況と今後についてのほか、文化財の防災についての方針などをあげている。

<関連計画>

◎ 宇治市第6次総合計画（令和4年3月策定）

宇治市のまちづくりにおける最上位計画である。「一人ひとりが輝き伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像とし、5つの基本構想に基づいて各施策を進めている。「5. 伝統と歴史が輝くまち」では、「世界遺産をはじめ、宇治川を中心とした美しい景観など、宇治の歴史を感じることができる魅力ある建物や景観を守るとともに、宇治の伝統や歴史を多くの人が知り興味を持ってもらえるよう、新たな時代に伝え、さらに発展するまちを目指す」としている。名勝宇治山に関連するものとして、重点施策の「1 WITH コロナ・POST コロナ時代の安全・安心」における施策の柱に「WITH コロナ・POST コロナ時代の観光振興」を掲げており、施策の視点の一つとして「これまでからある伝統や歴史、文化に加え、新たな魅力の創出など宇治ならではの魅力を活かした観光振興を行う」としている。

◎ 宇治市景観計画（平成20年4月策定、令和6年4月3回目改定）

“悠久の歴史と自然を今に活かし ふるさと宇治を誇り伝えん”を基本理念とし、市内の歴史的景観の保全と継承の方向性や方策を定めた計画である。

源氏物語にも描かれた宇治川や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観として位置づけており、特に景観に配慮すべき区域については、重点区域を設定することによって景観の保全に努めている。

◎ 第2次宇治市教育振興基本計画（令和4年3月策定）

「宇治市第6次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向性をはじめ、国や京都府の教育施策の動向、社会環境の変化など、時代の潮流を見据えながらこれからの時代にふさわしい宇治市の教育施策の指針を示すために策定した計画である。家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくりを基本理念に、目指す人間像として、「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人を掲げている。7つの施策が掲げられており、名勝宇治山に関連するものとして「施策7 歴史と文化の継承・活用」があり、推進施策の中の一つに「歴史・文化に対する市民の意識向上」をあげている。

◎ 宇治市都市計画マスタープラン（令和4年5月策定）

令和4年に策定された第6次総合計画との連携の強化を図り、実効性を高めるとともに、その役割を明確にすることを目的として改定したものである。ともに築く魅力ある未来への都市を基本理念に、4つの基本目標が掲げられている。そのうち、名勝宇治山に関連するものとして「宇治らしさを活かした選ばれる都市づくり」があり、「②歴史・文化が調和した良好なまちの景観づくりに努める、③歴史・文化や茶業など、資源を活用した個性ある都市づくりをめざす」があげられている。

◎ 第2期宇治市観光振興計画（令和5年3月策定）

「宇治のブランド力を未来へ織りなす」を基本理念に、前期アクションプランコンセプトとして「新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり」を設定している。掲げられている3つの基本方針のうち、名勝宇治山に関連するものとしては「宇治を照らす～新たな魅力の発見～」があり、「宇治川を中心とする自然景観、世界遺産である平等院や宇治上神社をはじめとした豊富な歴史資産、平安時代を舞台にした源氏物語などの豊富な観光資源をさらに活かす取組を進めていく一方で、これまであまり注目されることのなかった資源にも様々な角度から光をあて、新しい技術も活用することで、さらなる魅力を発信できる取組を進め、来るたびに宇治の良さが体感できるようなまちづくりを進める施策に取り組んでいく。」としている。

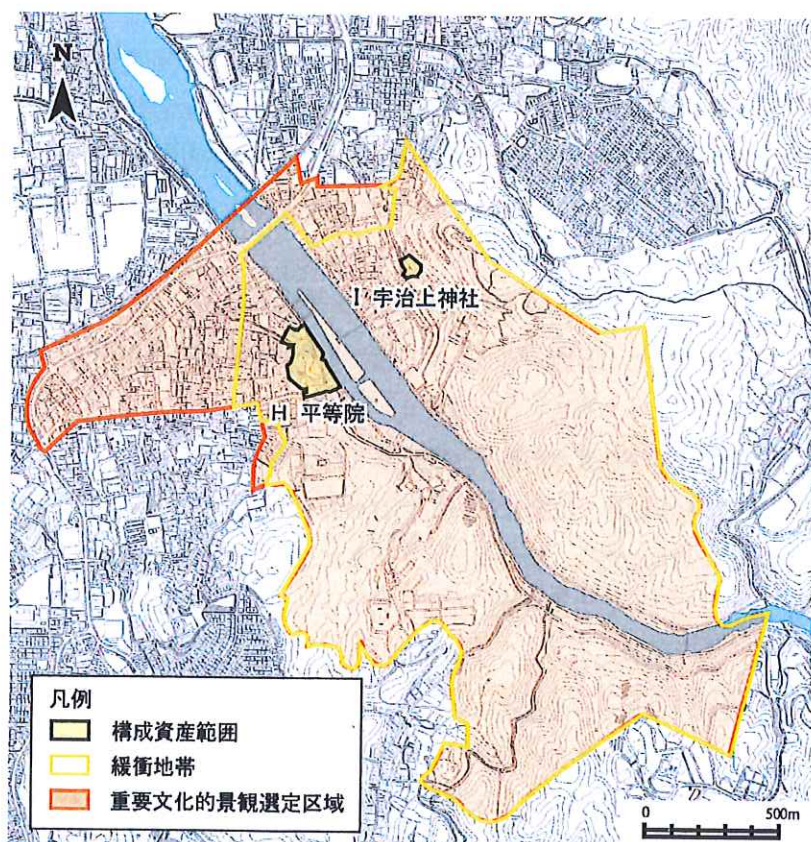


図2-20 名勝宇治山周辺文化財関係計画範囲図

(3) 歴史

第1項 宇治山とその周辺

宇治の地名の起源は、『日本書紀』や『山城国風土記』によると、^{やましろのくによどき}応神天皇と^{おうじん}地元の豪族の間に生まれた皇子^{うじのわきいらつこ}菟道稚郎子が、この地に宮を構えたとする説話による。宇治川右岸には、古墳時代前期と考えられる^{かんのんやまこふん}観音山古墳以降首長墳の造営が続き、古墳時代中期には、豊富な副葬品が出土した2基の大型円墳の宇治二子山古墳が築造される。このことから、ヤマト王権にとってこの地が交通の要衝として重視されていたことがわかる。^{はしでらほうしやういん}橋寺放生院に残された^{うじばし}宇治橋断碑には、大化2年(646)に僧道登により宇治橋が架橋されたことが記されている。石碑は、^{あすかじだい}飛鳥時代の作品として、重要文化財に指定されている。

平安時代になると、貴族が郊外に別業(別邸)を求めたことにより、都市としての発展をはじめ。現在の宇治市街地に残る街路のうち、東西南北の碁盤目はこの時代に整備されたものである(図2-21)。特に^{ふじわらし}藤原氏との関係が深く、^{ちやうとく}長徳4年(998)に^{ふじわらのみちなが}藤原道長が宇治川左岸に別業を構え、その死後、宇治別業を受け継いだ^{ふじわらのよりみち}藤原頼通が、^{えいしやう}永承7年(1052)に寺として平等院に改修した。この頃に^{むらさきしきぶ}紫式部によって執筆された『源氏物語』全54帖のうち、後段10帖は宇治が舞台となっているため「宇治十帖」と呼ばれることとなる。また、和歌に宇治山が数多く詠まれるようになり、『^{しんこきんわかしやう}新古今和歌集』にある^{ふじわらのきんざね}藤原公実のように、宇治山と宇治川の良好な景観を詠んだものや、^{ひやくにんいつしゆ}百人一首に採られた^{きせんほうし}喜撰法師のように世のはかなさと無常を描いたものが有名である。当時の宇治山は名勝地であるとともに、『源氏物語』『宇治十帖』において^{はちみや}八宮の隠遁場所として宇治が選ばれたことからわかるように、人生の明暗と^{ひがん}彼岸・^{しがん}此岸の世界が対比する場所として宇治の地のイメージが定着していたと考えられる。



写真2-7

宇治二子山古墳出土の甲冑



写真2-8

宇治橋断碑(橋寺放生院)
(重要文化財(美術工芸品))



写真2-9

平安時代の邸宅と街路の遺構
(宇治橋通りと伍町通りの交差部)



写真 2 - 10 史跡及び名勝平等院庭園俯瞰全景（平等院提供）

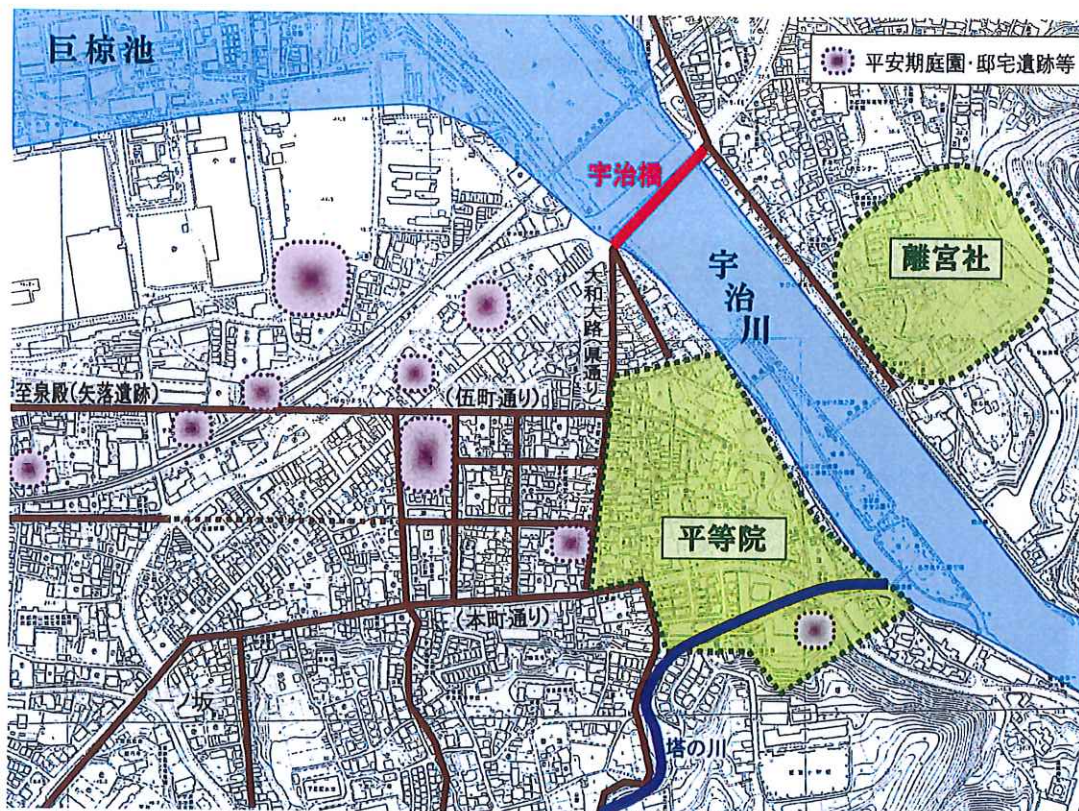


図 2 - 21 平安時代の社寺と街路（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第 1 期））

しかし、武士の台頭によって藤原氏は、次第に宇治から退転し、別業群も衰退に向かった。源氏と平氏が戦った治承・寿永の乱、その後の承久3年(1221)に起きた承久の乱では、交通の要衝である宇治川が戦いの場所となった。また、建武3年(1336)に楠木正成によって宇治のまちが焼かれ、その後の再建が都市形成の転機となった。この復興の中で、奈良街道から宇治橋へと直線的に連結する現在の宇治橋通りが造られ、碁盤目の街区とこの通りが重複することで現在の三角形形状の特異な宇治の市街地が形成されたと考えられる(図2-22)。この新しい通り沿いを中心に庶民の町家が建てられ、平安時代の貴族邸宅を中心とする別業都市とは違った、新たな都市が形成され現在へと継承されてきたと考えられている。

中世の宇治は、祭礼神事に伴う芸能集団の活躍など、多彩な文化が花開いたときでもあった。宇治には平安時代に藤原氏によって平等院を始めとする社寺が造営され、そこで執り行われた祭礼行事が地域に強い文化的足跡を残した。離宮祭など藤原氏の援助によって盛大に執行された祭礼は、援助が期待できなくなった中世以後も途絶えることなく地域社会の中に定着し、地域の祭礼として受け継がれていった。

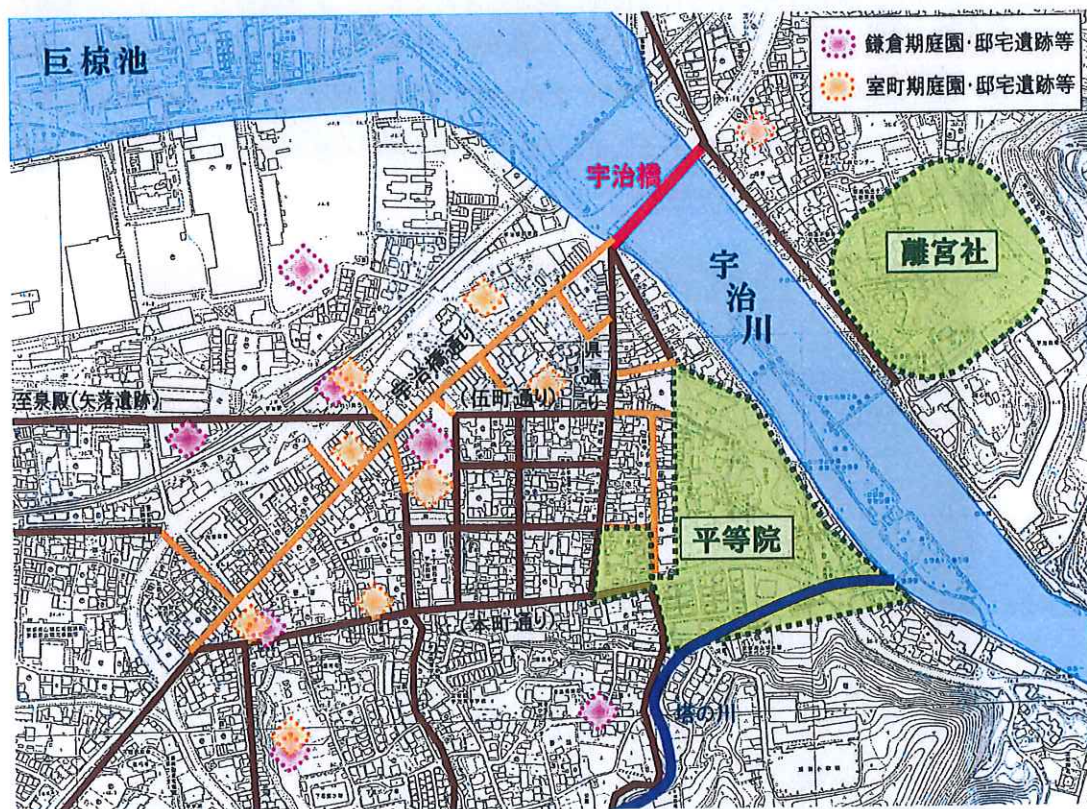


図2-22 室町時代の宇治地区の街路(出典:宇治市歴史的風致維持向上計画(第1期))

天下を統一した豊臣秀吉は、その晩年に大規模な城下町建設を伴う伏見城の築城に取り掛かり、同時に宇治川の治水工事を行うことで伏見城下に交通・経済を集中させた。この際に築堤された堤防は太閤堤と総称され、その一部が国指定史跡となっている。太閤堤の築堤は、巨椋池に流れ込む宇治川を^{きましまつみ}榎島堤によって分離し、北に流れを変えることで水運を伏見城下に導くものであった。更に巨椋池の中に^{おぐらつつみ}小倉堤を築き^{やまとかいどう}大和街道を設けることで、宇治を経由せず直接奈良から伏見城下に向かう経路を整備した。これらの土木工事は、わが国における本格的な大規模治水の先駆けである。この秀吉の政策により宇治は古代以来の交通の要衝としての地位を減じたが、一方で茶好みの秀吉の庇護により茶産地としての名声を高めていくこととなった。

江戸時代は、庶民の社寺参詣が流行した時代であった。宇治は都の名所の一つとして知られるようになり、全国から人が訪れるようになった。宇治橋近くの川岸には水運関係者によって旅館が立ち並び、宇治川の舟遊びは名物の一つであった。

宝永3年(1706)に^{ほうえい}貝原益軒が記した京洛案内記の決定版とでもいうべき『^{きやうじやうしやうらん}京城勝覧』では、洛中洛外の諸方面の名所旧跡を17日の日程に組み込み、簡潔な解説と道順案内を記している。そのうち、宇治方面は5日目の日程に組み込まれており、^{ふしみのよじもり}伏見藤森あるいは^{やましなだいご}山科醍醐を経て^{ろくじぞう}六地蔵・^{こはた}木幡・^{おうぼくさんまんぶくじ}黄檗山萬福寺・^{そちかた}遠方町・^{だいほうじ}大鳳寺町・^{こうしやうじ}宇治興聖寺・^{たに}朝日山・^{やくし}谷の薬師(興聖寺の東)・^{あじろまんせい}網代禁制の石塔・^{せきとう}恵心院・^{えしんいん}宇治橋・宇治の里・平等院・^{はしひめ}橘姫の社など宇治の名所を巡っている。この日程に朝日山が含まれていることから、現在朝日山観音堂付近は、^{あさひやまかんのんどう}当時から名所として認識されていたことがわかる。



図2-23 『京城勝覧』(宝永3年) 朝日山、谷の薬師、網代禁制の石塔、恵心院、宇治橋
(出典：京都府立京都学・歴史館デジタルアーカイブ)

第2項 指定地内の社寺の歴史

宇治川右岸の仏徳山と朝日山の麓に、宇治上神社、^{うじじんじや}宇治神社、恵心院、興聖寺の境内地がある。

ア 宇治上神社

宇治上神社は、仏徳山のやや北寄りの西側山麓に鎮座しており、菟道稚郎子とその兄の^{にんとく}仁徳天皇及び2人の父親である応神天皇の3柱を祭神とする神社である。参道であるさわらびの道を進むと池にかかる石橋と正門があり、その正面に拝殿が建っている。仏徳山の麓に本殿があり、本殿に向かって右手側に^{かすがじんじやほんでん}摂社春日神社本殿及び^{かししいしや}末社香椎社、^{すみよししや}住吉社が建っている。本殿に向かって左手側には^{いつくしましや}末社厳島社があり、境内地の北端に^{たけもといなりしや}末社武本稲荷社がある。

『延喜式』^{えんぎしき}神名帳（^{しんめいちよう}延喜5年（905））には「宇治神社二座」とあり、現在の宇治上神社と宇治神社とされている。祭神に八幡神の一柱である応神天皇を含むことから、江戸時代まで両社を総称して離宮八幡、あるいは宇治離宮明神と呼んでいた。離宮の名前は、その祭神である菟道稚郎子の^{まりはら ひげたのみや}「桐原日杵宮」があったとの伝えによるものである。離宮上社とも呼ばれており、江戸時代までは隣接の宇治神社と一体のものとして扱われていたことがわかる。明治元年（1868）に両社が分離し、今の宇治上神社と宇治神社になっている。氏子圏は宇治川右岸の旧槇島村東部を中心とした地区であり、現在も同地区の^{うぶすなみ}産土神として信仰されている。



図2-24 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）宇治上神社部分切り抜き

イ 宇治神社

宇治神社は、宇治川を挟んだ平等院の対岸にある。参道は、本殿から平等院がある南西方向に向かって伸びている。本殿より一段下がったところに拝殿（桐原殿^{きりはらでん}）を配している。本殿に向かって右手には末社春日社^{まつしかすがしや}、日吉社^{ひよししや}、住吉社があり、左手には末社伊勢両宮^{まつしや いせりょうぐう}、高良社^{たからしや}、松尾社^{まつおしや}、廣田社^{ひろたしや}がある。

創建は明らかでないが、宇治神社の権禰宜の話によると、創始は祭神である菟稚道郎子が亡くなった314年という。『延喜式』神名帳（延喜5年（905））には「宇治神社二座」とあり、宇治上神社と一体であったと思われる。応神天皇の皇子菟稚道郎子1柱を祭神とする神社であり、かつては離宮下社や離宮若宮と呼ばれていた。現在の中宇治地区を氏子圏とし、地域の産土神として信仰が続いている。『中右記』長承2年5月8日の記事によると、旧宇治、横島両地域の村民が鎮守明神である宇治神社の離宮祭に奉仕している様子が書かれており、平安時代の長承2年（1133）には中宇治地区の信仰を集めていることがわかる。また、『兵範記』の仁平3年（1153）4月15日条裏書には「宇治白川等座々法師原」とあり、宇治郷や白川郷に在住する田楽法師が田楽奉納を行っていたことがわかる。これら田楽奉納は、中世になると衰微し、宇治離宮明神を本拠とする猿楽集団が山城、大和一帯で活躍する。しかし、16世紀に大和猿楽が勃興すると衰退し、宇治の猿楽集団は、それぞれ吸収、消滅の道をたどり、市指定有形文化財で「雪搔き」とも呼ばれる喜兵衛作^{はくしよくじょうめん}の白色尉面にその面影を残すのみとなっている。

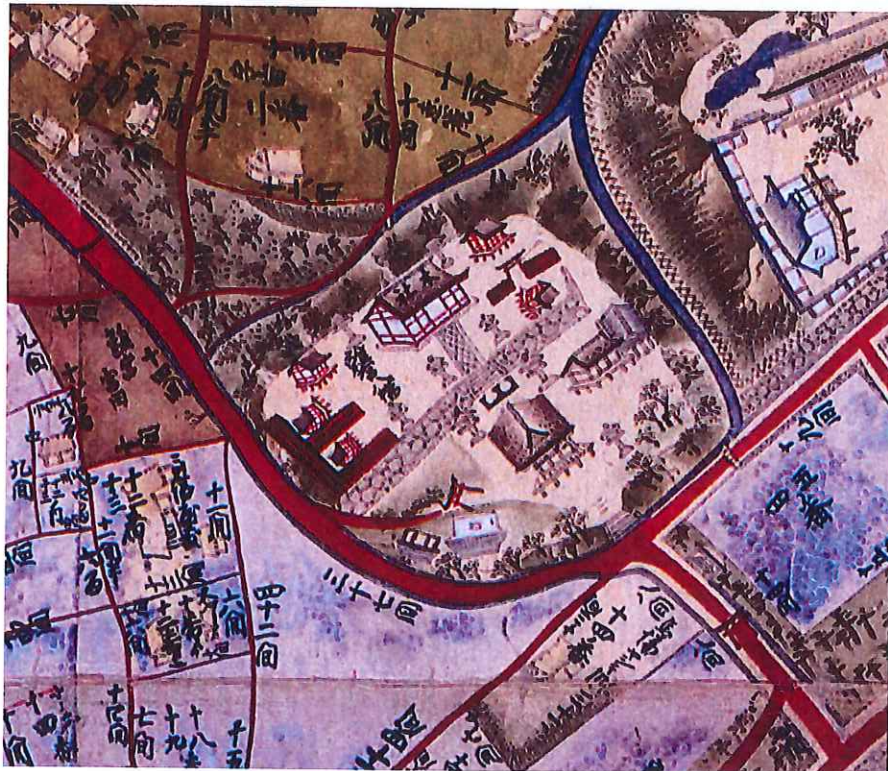


図2-25 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）宇治神社部分切り抜き

ウ 恵心院

恵心院は、朝日山と号する真言宗智山派の寺院で、十一面観音立像（京都府暫定登録文化財、宇治市指定文化財）を本尊としている。宇治川の右岸にある朝日山や仏徳山へ上がる傾斜地上に位置している。坂道を上った先に山門があり、境内地のほぼ中央には本堂が西面して建っている。江戸時代には宇治の名所のひとつとしてあげられている。

創建年代は、寺伝によると弘仁年間（810年～823年）に空海により、唐の龍泉寺にちなみ創建されたとされている。その後、寛弘年間（1005年～1011年）に源氏物語に出てくる横川僧都のモデルとされる天台僧源信（恵心僧都）が中興し、文禄年間（1592～1596）に再興したとされている。春日局が住職の姪の侍女に命じて徳川家光の安全祈禱と祈禱札の献上を行ったほか、宇治茶師が例年の茶摘みの前に火除の祈禱を依頼するなど、祈禱を主体として興隆した寺院である。明治16年（1883）に刊行された『久世郡寺院明細帳』によると、後水尾天皇の中宮東福門院和子（徳川秀忠の娘）によって境内に歓喜天堂が寄進されている。また、江戸時代中期に描かれた『宇治郷総絵図』をみると、堂舎が整っている様子がわかる。幕末には白川金色院の僧房であった蔵坊を恵心院が兼帯し、寺領であった小倉村などに数十人の檀家を持つ大きな寺院であったことが史料からわかっている。しかし、明治維新の頃には無住となり、京都竹田の安楽寿院住職が兼帯していた。



図2-26 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）恵心院部分切り抜き

エ 興聖寺

興聖寺は、仏徳山の南西中腹に位置する曹洞宗の寺院である。宇治川河畔に建つ四足の石柱門と竜宮造の山門の間を琴坂が結び、境内は山と伏見城の遺構を用いて建立された法堂を直線上に配し、その左右に僧堂・庫裏を置く禅宗様の伽藍配置をとる。興聖寺背後の仏徳山の南東に続く小さな山丘である朝日山の山頂には、石仏の観音菩薩を祀った朝日山観音堂があり、近傍に「菟道稚郎子墓」と記す墓石や五輪塔、永井尚政が建立したと伝える五重石塔などがある。

興聖寺は、鎌倉時代に道元が開創した寺院であり、もとは京都深草の地にあったが、応仁の乱などの戦乱によって衰亡した。淀藩主永井尚政は、曹洞宗に傾倒していた父直勝の菩提を祀り、自身の菩提寺とするために興聖寺の再興を決意し、慶安元年（1648）に曹洞宗の高僧萬安英種禪師を宇治に迎え、寺院の建立が始まった。現在の寺地は宇治七茗園の朝日園があった場所であり、当時は松の山となっていた。これを切り開くことで境内地を造成し、山の斜面に参道を切り開いた。造営の費用はすべて永井家が負担し、離宮八幡宮や恵心院、茶師や農民など周辺の地主から24町歩に及ぶ境内や門前、山林などを買い取り当寺に寄進した。

越前永平寺、加賀大乘寺、肥後大慈寺、能登総持寺と合わせて「日本曹洞五箇禅林」と呼ばれ、寛文4年（1664）には、曹洞宗畿内4か国（山城、大和、河内、和泉）の触頭寺院となり、108箇寺の末孫寺院を持つ独立本山として一派を形成していたが、興聖寺の経済を支えていた永井家の没落などが影響し、延享4年（1747）には幕命によって永平寺の末寺に編入された。

興聖寺の所蔵する文書の中に、『興聖寺作木并掃除覚帳』（寛文5年（1665））があり、寺の建立当初より庭園及び樹木の管理に定式化した配慮がなされたことが知られている。

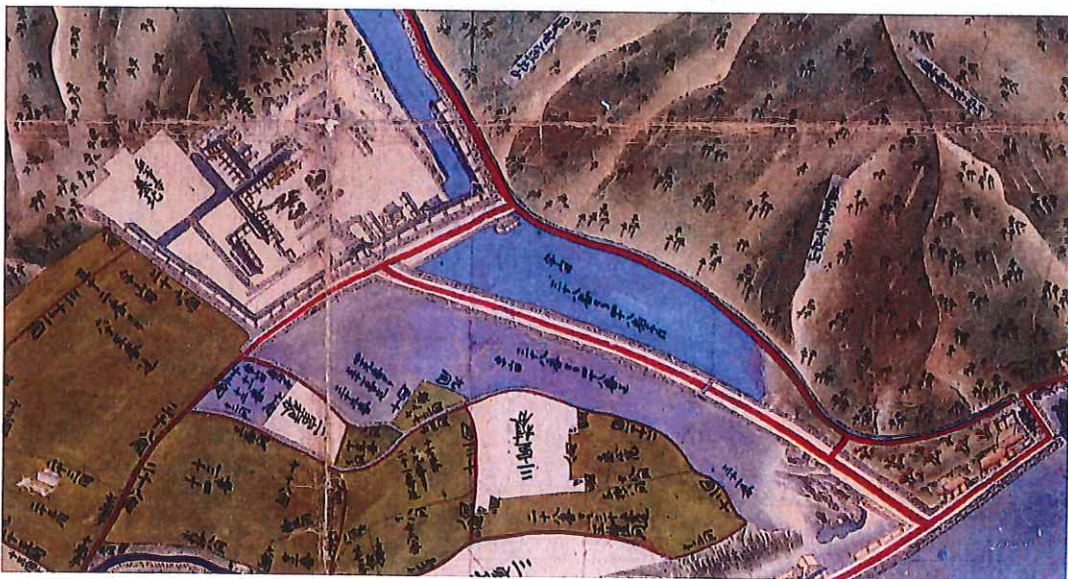


図2-27 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）興聖寺及び琴坂部分切り抜き

第3項 宇治の近代化

明治20年(1887)私設鉄道条例が公布され、全国的に私設鉄道の建設が始まると、京都と奈良を結ぶ路線が奈良鉄道株式会社によって計画された。これが現在のJR奈良線で、この鉄道は茶を始めとする物資輸送にも利用された。また、大正2年(1913)には、旅客運送に特化した京阪電気鉄道宇治線が宇治川右岸沿いに建設され、宇治の観光に大きく寄与した。

この観光地化に対応するため、宇治保勝会(明治35年(1902))や宇治郡史蹟保存会(大正5年(1916))などの団体が設立され、行政と連携しながら宇治発電所の建設に伴い伐採された植栽の復旧や新名所の設定、平等院公園の拡張など観光施設の整備などが行われた。また、恵心院の再興や、鎌倉時代に西大寺の僧叡尊が建立し、江戸時代に洪水によって宇治川の中に埋まっていた十三重石塔の復元など、歴史的遺産の保護が推進されるようになった。

平安時代以来の宇治川の舟遊びは、宇治川の自然美と歴史文化遺産を巡る宇治川ライン遊覧として継承され好評を博した。大正15年(1926)には鎌倉時代以来途絶えていた鵜飼いが復活し、昭和に入ると宇治川先陣碑の設置や茶祭りの開催などが行われた。宇治はこれら諸行事と宇治川に育まれた風物のほか、春は平等院の藤、初夏は琴坂の山吹、夏は朝顔園のみごとな朝顔、秋は興聖寺の萩と上流山間にかけての紅葉というような四季折々の花が多くの人々を誘い、一年を通して観光客で賑わう町となっていった。

明治20年(1887)頃から全国の地方都市においても電気事業が始まり、宇治市でも産業の近代化や周辺住民の生活利便性の向上などを目的に、豊富な淀川水系の水量を利用した発電所建設が進められ、大正2年(1913)に瀬田川の水力を利用した宇治発電所が完成した。宇治発電所に関わる水路開削工事は、明治39年(1906)に京都府知事・滋賀県知事に許可され、宇治川電気株式会社によって進められた。当初は、琵琶湖から南に流れ出る瀬田川から取水し、喜撰山などの山丘に隧道を通して仏徳山の中腹まで引水し、鉄管を通して落水させ、タービンを回すことで発電するという計画であった。しかし、平等院の対岸にあたる仏徳山の山腹に水圧鉄管を設ける計画であったことから風致破壊などに対する危惧が提起され、明治44年(1911)の施工許可には盛り土や植樹などにより風致の回復を求める取り決めが追加された。

大正13年(1924)には、宇治川上流にダム水路式の志津川発電所が完成した。このような近代鉄道網の整備や地元での水力発電による電力供給の確保を背景に、大正15年(1926)に日本レイヨン宇治工場が建設された。この近代的な繊維工場は操業当初から1,000人以上の工員を擁していた。昭和13年(1938)の宇治町の人口は12,000人となっており、日本レイヨン操業前と比べると倍増することとなった。



図 2 - 28 国鉄奈良線宇治駅
(現 J R 奈良線宇治駅)

(出典：『京都府久世郡写真帖』大正4年(1915)を一部加工)



図 2 - 29 (宇治名所) 紺碧の流れ、翠巒は滴る
浮島附近の行楽

(絵葉書、大正期～昭和初期)



図 2 - 30 (宇治名所) 宇治川の蛍祭り
(絵葉書、昭和初期)

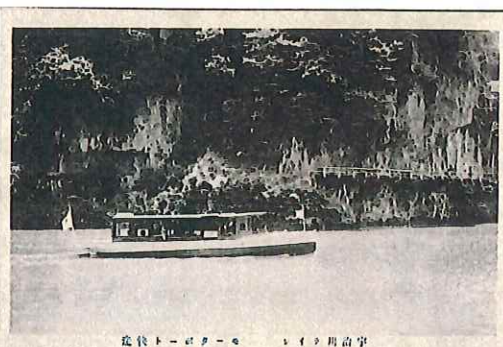


図 2 - 31 宇治川ライン モーターボート快走
(絵葉書、大正期～昭和初期)



River, U. i.

宇治川水力電気発電所遠望

図 2 - 32 宇治川水力電気発電所遠望 (絵葉書、大正期)

第4項 戦後の宇治のまちと宇治山

昭和28年(1953)の南山城大水害により、市域平野部の広範囲が冠水したことを受け、志津川発電所の上流に天ヶ瀬ダムが建設された。昭和39年(1964)から貯水が開始され、取水口が水没したことによって志津川発電所における発電事業は終了した。このダム建設によって、宇治川溪流部の奇岩奇石のいくつかは水没し、宇治の観光の中核を担ってきた宇治川ラインの遊覧も終焉した。しかし、鳳凰湖と名付けられたダム湖は、新たな観光名所となっている。

宇治川遊覧が終わると、平等院への観光の一極集中が生じた。平等院は江戸時代から名所の古社寺として多くの人々が訪れていたが、奈良や京都への修学旅行の一般化や、昭和26年(1951)に平等院鳳凰堂が十円玉硬貨のデザインに採用されたことが背景となり、来訪者の急増をもたらしたと考えられる。平成6年(1994)には、「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」が国内で3件目の世界文化遺産として登録された。この世界文化遺産の構成資産に、宇治川を挟んで平等院と宇治上神社になったことにより、宇治川右岸が再び注目されるきっかけとなった。

平成16年(2004)に文化財保護法の一部が改正され、文化財の新たな類型として「文化的景観」の制度ができた。宇治市は宇治川と宇治山の風光明媚な景観と、平等院に代表される平安時代以来の歴史が積み重なり、宇治茶の生産から販売までの一連の生業が営まれる宇治地区を中心として、平成21年(2009)2月に都市部の文化的景観としては第1号となる重要文化的景観「宇治の文化的景観」として選定された。

戦後の宇治山に関連する事象をあげると、指定地近隣における宅地造成などの開発がある。昭和40年頃から、宇治市でも京都や大阪のベッドタウンとして宅地開発が始まり、市域に広く分布していた茶園が急速に減少していった。宇治山の近隣でも宅地開発が進んでおり、昭和30年代には二子山において土砂採掘の計画が立ち上がった。二子山古墳の墳丘裾まで工事が迫っていたことから京都府教育委員会から工事中止の通知が出された。その後、二子山古墳発掘調査委員会によって発掘調査が行われ、古墳時代中期の武具や鉄製品など豊富な副葬品を有する古墳であることがわかったことから保護されることとなった。宇治山では、その後も幾度か開発計画が立ち上がったが、土砂災害や出水に対する危惧から地元の反対があり、風致景観が保護されてきた。

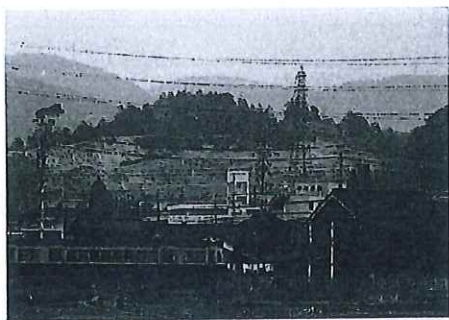


写真2-11 土砂採掘計画が進む二子山
(昭和43年撮影)



写真2-12 志津川発電所跡(左)と天ヶ瀬ダム(奥)

表 2 - 3 宇治山関係略年表

年代		事項
5世紀後半		この頃、宇治川東部に古墳が造り始められ、宇治二子山古墳が造られた。
大化 2	646	大化改新の詔、この年、宇治橋が初めて架けられた。
延暦 3	784	長岡遷都、このころ山背国府が相楽郡から葛野郡に移転した。
〃 13	794	平安遷都、山背国が山城国と改称された。
〃 16	797	文室波多麿に命じて宇治橋を架けさせた。
弘仁 5	814	嵯峨天皇が栗前野に遊獵し、桓武天皇の子明日香親王の宇治別業に行幸した。
延長 8	930	この年、山城国司に宇治離宮社を造営させた。
長徳 4	998	この頃、藤原道長が藤原師輔（故源重信室）から宇治院を買得した。
寛弘 5	1008	『源氏物語』に関する記述の初見とされる。
治安元	1021	この頃までに『源氏物語』全 54 帖が完成した。
〃 7	1052	頼通、宇治別業を平等院とし、この年、末法の到来が信じられた。
天喜元	1053	平等院鳳凰堂が建立された。
寛治元	1087	白河上皇が平等院に御幸し、泉殿・富家殿に立ち寄った。
康和 4	1102	白川金色院が落慶し、法要が営まれた。
長承 2	1133	宇治離宮祭の名の初見とされる。
保元 3	1158	後白河上皇が平等院に御幸した。
治承 4	1180	以仁王・源頼政らが、平氏の軍と宇治で戦って敗死した。
元暦元	1184	源義経により木曾義仲の軍が宇治川で敗れた。
建仁 3	1203	後鳥羽上皇が、僧慈円に命じて宇治御所を造営した。
承久 3	1221	北条泰時の軍により後鳥羽上皇の兵が宇治川で敗れた（承久の乱）。
弘安 9	1286	叡尊が宇治橋を架け替えるとともに、浮島十三重塔を建立した。
建武 3	1336	楠木正成が、足利尊氏の軍と宇治川に戦って、宇治の町を焼いた。
延文元	1356	宇治川の洪水により宇治橋や浮島十三重塔のほか、槇島の大半が流失した。
長祿 4	1460	この年、白川金色院が盗火にあって焼けた。
文明 15	1483	畠山義就方の齊藤彦次郎が、宇治に放火し、市街の大半を焼いた。
〃 17	1485	山城国人が集会を開いて両畠山軍の撤退などを求める 3 カ条の掟法を定め、を山城国から撤退させた（山城国一揆）。
〃 18	1486	平等院で会合し、国掟法を制定した。
明応 2	1493	稻八妻城が攻略され、山城国一揆による自治が消滅した。
弘治 2	1556	三好長慶の命により、松永甚介が宇治橋を造営した。
天正元	1573	織田信長が、足利義昭の籠った槇島城を攻略し、室町幕府が滅亡した。
〃	〃	前田利家らが宇治川の堤を築き、この年、秀吉が宇治橋を撤去したと伝う。
慶長元	1596	大地震によって伏見城が崩壊し、宇治でも浮島十三重石塔が倒壊するなど被害を受けた。
〃 4	1599	家康の命により、山口正弘・修弘父子が宇治橋を造営した。
〃 11	1606	宇治郷代官上林久茂が没し、その子勝永がその職を継いだ。
寛永 10	1633	徒歩頭が交代で宇治採茶使をつとめることを定めた（御茶壺道中の確立）。
〃 12	1636	上林峯順らが奉行となり、宇治橋が造替された。
慶安元	1648	淀城主永井尚政が、萬安英種禅師を宇治に向かえ、興聖寺を再興した（慶安 2 年（1649）住職として着任、承応元年（1652）伽藍の造営が完了）。
元禄 11	1698	宇治郷で大火があり、茶園 10 町・家屋 550 余戸が焼け、平等院大門などが類焼した。
享保 4	1719	宇治郷代官上林門太郎久豊が改易（享保 6 年（1721）に赦免される）。
寛保 3	1743	上林氏による宇治郷支配が中断した。

年代		事項
宝暦 6	1756	宇治川大洪水、浮島十三重塔が倒れ、観流亭・橋姫社・宇治橋などが流失した。
寛政 12	1800	上林六郎久忠が宇治郷代官となり、上林家による統轄が復活した。
〃 14	1843	上林久賢が代官を免じられ、宇治郷支配が上林氏の手から離れた。
慶応 3	1867	幕府が宇治を含めた山城国内の天領を禁裏御料として献上した。
明治 2	1869	上林又兵衛家が知行地を京都府に返上した。
〃 8	1875	淀川改修工事が開始された（明治 21 年（1888）完成）。
〃 14	1881	宇治郷が宇治町と宇治郷に分離した。
〃 22	1889	市町村制（明治 21 年（1888）公布）が施行され、宇治市域の 19 町村郷が 1 町 5 村に統合された。
〃 29	1896	奈良鉄道の桃山・玉水間が開通し、木幡・宇治・新田の各駅が設けられた。
〃	〃	再び淀川改修工事が始められた（明治 43 年（1910）京都府下の工事が完了）。
〃 35	1902	平等院鳳凰堂の修理が始められた（明治 40 年（1907）竣工）。
〃 40	1907	福田海によって浮島十三重塔の復元が着手された（明治 41 年（1908）完成）。
〃 41	1908	宇治川電気株式会社によって宇治発電所が着工。
〃 44	1911	石山宇治通船（株）によって南郷・宇治間の通船が開始された（大正 9 年（1920）大峰ダムの建設により途絶える）。
大正 2	1913	京阪電鉄（株）宇治線が開通。
〃	〃	宇治発電所が竣工し、送電を開始した。
〃	〃	宇治町が町営電気事業（宇治発電所からの受電方式）の営業を開始した。
昭和 2	1927	日本レイヨン（株）宇治工場の操業を開始した。
〃 8	1933	巨椋池干拓事業の起工式が行われた（昭和 16 年（1941）完成）。
〃 11	1936	宇治橋が鉄筋コンクリートの永久橋に架け替えられた。
〃 17	1942	戦時の配電統制令によって宇治川電気株式会社など関西の主要電気事業者が関西配電株式会社に統合された。
〃 18	1943	戦時の配電統制令によって宇治町営電気事業が関西配電株式会社に統合された。
〃 26	1951	宇治市が誕生した。人口 38,231 人。
〃 28	1953	豪雨により宇治川左岸の堤防が決壊し、巨椋池干拓地一帯が水没したほか、随所で大規模な氾濫や山崩れが発生した。
〃 32	1957	昭和 26 年（1951）から行われていた平等院鳳凰堂の解体修理が竣工した。
〃 39	1964	昭和 34 年（1959）から工事が始まった天ヶ瀬ダムが竣工した。
〃 45	1970	昭和 42 年（1967）から工事が始まった喜撰山揚水ダムが竣工し、発電を開始した。
〃 63	1988	国道 1 号京滋バイパス全線が暫定開通し、市内に 4 つのインターチェンジが整備された（平成 2 年（1990）本線部分全線 4 車線開通）。
平成 6	1994	平等院、宇治上神社が世界文化遺産「古都京都の文化財」の構成資産に登録された。
〃 8	1996	歩道の整備など道路拡幅のため、宇治橋が架け替えられた。
〃 10	1998	源氏物語ミュージアムが開館した。
〃 13	2001	J R 奈良線宇治駅－新田駅間が複線化された。
〃 21	2009	宇治の文化的景観が重要文化的景観に選定された。
〃	〃	宇治川太閤堤跡が国史跡に指定された。
〃 30	2018	宇治古墳群（宇治二子山古墳・二子塚古墳）が国史跡に指定された。
〃	〃	宇治山が名勝に指定された。
令和元	2019	平成 21 年度から始まった宇治川塔ノ島地区河川改修事業が完了し、完成式典が行われた（2022 年度グッドデザイン賞受賞）。
〃 3	2021	お茶と宇治のまち歴史公園が開園した。

(4) 文化財

第1項 宇治市内の文化財の概要

宇治市には国指定・選定・登録の文化財が57件（うち国宝10件）あり、京都府指定・登録の文化財は暫定登録を含めると118件、宇治市指定の文化財は56件である。このほか、文化財を支える技術（選定保存技術）や、文化財周辺の環境を保全する区域（文化財環境保全地区）の決定など、文化財の継承に必要な技術や環境の保護も、同時に取り組んでいる（表2-4）。

平等院鳳凰堂は、藤原頼通が父道長から譲り受けた別業「宇治殿」を寺としたもので、史跡及び名勝に指定されており、鳳凰堂内の定朝作の木造阿彌陀如来坐像や天蓋、鳳翔館に展示されている梵鐘が国宝となっている。塔頭浄土院内に建つ養林庵書院は、伏見城から移したものと伝えられており、重要文化財に指定されている。塔の島に建つ浮島十三重塔は、川で漁撈される魚霊の供養と宇治橋の安全を祈念して、弘安9年（1286）に西大寺の僧叡尊が建立した石造塔で、重要文化財に指定されている。現在のものは明治41年（1908）に宗教団体福田海が再興したもので、現存石造塔の中で国内第一位の高さである。この下流に位置する宇治川太閤堤跡は、宇治川の右岸に豊臣秀吉が築造した堤跡で、国指定史跡である。

市内の京都府指定文化財は、社寺建築や美術工芸品が多いことが特徴で、その分布は奈良街道沿いにまとまっている。建造物の指定は江戸時代のものが中心となっている。京都府文化財保護条例で定められた文化財環境保全地区として下居神社文化財環境保全地区と興聖寺文化財環境保全地区が決定されており、興聖寺は、琴坂や境内地背後の山とともに環境保全が図られている。

市指定文化財は、美術工芸品の数が最も多く47件が指定されており、平安時代の仏像が中心となっていることが特徴である。建造物は興聖寺伽藍など4件がある。宇治市指定文化財の中で特徴的なものとして、無形文化財の宇治茶手もみ製法がある。



写真2-13 平等院鳳凰堂（国宝）、
平等院庭園（国指定史跡及び名勝）



写真2-14 浮島十三重塔（重要文化財）

表 2-4 宇治市内文化財数

	区分	種類	国		府			市	合計
			指定・選定 () は国宝数	登録	指定	登録	暫定 登録	指定	
文化財の種類	有形文化財	建造物	15 (4)	0	11	3	13	4	46
		美術工芸品	34 (6)	0	9	0	73	47	163
	無形文化財		1	0	0	0	0	1	2
	民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	0	0	2	0	3
		無形の民俗文化財	0	0	1	0	0	1	2
	記念物	遺跡	4	0	2	0	0	2	8
		名勝地	2	0	4	0	0	0	6
		動物、植物、地質 鉱物	0	0	0	0	0	1	1
	文化的景観		1						1
	合 計		57 (10)	1	27	3	88	56	232
その他	選定保存技術								0
	文化財環境保全地区※				2				2

※国指定の記念物の物件件数としては計 5 件。同一の物件（平等院庭園）が史跡と名勝、それぞれの指定を受けている。

※文化財環境保全地区：

府指定・登録された有形文化財・記念物の保存のために、土地の形質変更や木竹の伐採などを規制する地区。

第 2 項 名勝宇治山指定地内の文化財

名勝の指定範囲内には、国指定史跡宇治古墳群に含まれる宇治二子山古墳が所在する。名勝指定地の一部は、重要文化的景観「宇治の文化的景観」が重複しており、宇治上神社、宇治神社、恵心院、興聖寺が、その景観重要構成要素となっている（表 2-5）。

宇治上神社は、世界遺産の構成資産で、境内の本殿と拝殿が国宝、摂社春日神社本殿が重要文化財に指定されている。本殿は一間社流造の内殿三棟を並立させ、それを流造の覆屋で覆った特殊な形式となっている。建立年代は、^{かえるまた}墓股の意匠や組物など細部の特徴から 12 世紀前期と推定され、神社建築としては、日本最古のものとして知られている。拝殿は 13 世紀初頭の寝殿造であり、現存する中で最古のものである。摂社春日神社本殿は^{ひわだぶき}檜皮葺の一間社流造であり、鎌倉時代後期のものである。

宇治神社では、本殿と^{もくどうじのわきいらつこのみことざう}木造菟道稚郎子命坐像が重要文化財、末社春日社本殿が府指定有形文化財となっている。本殿は^{さんげんしゃながれづくり}檜皮葺の三間社流造であり、鎌倉時代後期のものである。末社春日社本殿は、銅板葺の^{いっけんしゃながれみ}一間社流見世棚造である。鎌倉時代建立の宇治神社本殿と類似する技法で作られており、中世に遡る大型の流見世棚造として貴重である。木造菟道稚郎子命坐像は座高 91 cm の木造である。頭に^{かんむり}冠をいただき両手を胸前にして^{しやく}笏を持ち、^{ふざ}跏趺坐している男神像である。両臂を内側に^{りょうひじ}曲げ、左手を前に^{きょうしゅ}拱手している点が他の神像では見られず珍しいものである。

恵心院本堂は、府指定有形文化財となっている。現在の本堂は、棟札より延宝 4 年（1676）に宇治代官の^{かんばやしほうじゅんしげたね}上林峯順重胤ほか上林一門が造営に携わり、大工秋篠兵庫藤原吉兼によって建てられたことがわかっている。本堂内の北側 3 間を^{しゆみだん}須弥壇とし、南側 1 間を^{ごまだん}護摩壇とする左右

非対称な平面形状であり、建立当初より祈祷を重視する当院の性格を反映した造りとなっている。史料から建立年代や造営に携わった人がわかっている点や、祈祷に重点を置いた本堂の造りなど、歴史的、学術的に価値の高い建造物である。

興聖寺は、庭園及び琴坂が府指定名勝になっているほか、境内地及び琴坂や後背の森林が興聖寺文化財環境保全地区となっている。また、伽藍を構成する建造物のうち 12 棟が宇治市の指定建造物となっている。興聖寺庭園は、本堂の前の庫裏及び僧堂で限られた正方形に近い枯山水^{かれさんすい}の平庭であり、立石を多く置いた庫裏側の半面と五層の石灯籠を中心に置き数個の景石を置いたのみの半庭が対照的である。また、他の堂舎の周りにも起伏に富んだ築庭がなされている。琴坂は両側を流れ下る山水の琴鳴にも似た瀬音と、切通しとなった坂道の両側に苔むした荒い野面積みの石積みが情緒を醸し、参道を覆う木々と一体となって良好な景観を形成している。

表 2-5 名勝宇治山の指定地内に所在する指定等文化財

所在	指定等	名称・数量	時代
宇治上神社	国宝	宇治上神社本殿 1 棟	平安（後期）
		宇治上神社拝殿 1 棟 附 棧唐戸 4 枚 墓股 1 個	鎌倉（前期）
	重要文化財	宇治上神社摂社春日神社本殿 1 棟	鎌倉（後期）
		本殿扉絵（板絵著色）4 面	平安
	府暫定登録	宇治上神社末社厳島社	
		宇治上神社末社香椎宮	
		宇治上神社末社武本稻荷社	
		宇治上神社文書	
宇治神社	重要文化財	宇治神社本殿 1 棟	鎌倉（後期）
		木造菟道稚郎子命坐像 1 軀	平安
	府指定有形文化財	宇治神社末社春日社本殿 1 棟	室町
	府暫定登録	宇治神社拝殿	
		宇治神社末社日吉社	
		宇治神社末社住吉社	
	市指定有形文化財	白色尉面（雪搔きの面）1 面	桃山
		木造狛犬 2 軀（1 対）	鎌倉
恵心院	府指定有形文化財	恵心院本堂 1 棟	江戸
	府暫定登録 市指定有形文化財	木造十一面観音立像 1 軀	平安
	府暫定登録	木造阿弥陀如来立像 1 軀	
興聖寺	府指定名勝	興聖寺庭園及び琴坂	江戸（前期）
	文化財環境保全地区 （府決定）	興聖寺文化財環境保全地区	

所在	指定等	名称・数量	時代
興聖寺	府暫定登録	紙本著色十界図 六曲屏風 右隻 1隻	
		紙本著色十界図 六曲屏風 左隻 1隻	
		絹本著色釈迦三尊十六善神像 1幅	
		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 賓度羅跋羅惰闇尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 迦諾迦伐蹉尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 迦諾跋釐墮闇尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 蘇賓陀尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 諾距羅尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 跋陀羅尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 迦理迦尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 伐闍羅尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 戎博伽尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 半諾迦尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 羅怛羅尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 那伽犀那尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 因揭陀尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 伐那波斯尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 阿氏多尊者 1幅	
		絹本著色十六羅漢像 注荼半諾迦尊者 1幅	
	市指定有形文化財	興聖寺伽藍 12棟	江戸
		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像 1幅	南北朝
		木造聖観音立像 1軀	平安
		梵鐘 1口	江戸
その他	国指定史跡	宇治古墳群（二子山古墳）	古墳
	府考古資料	二子山古墳出土遺物	
	重要文化的景観	宇治の文化的景観	



写真 2 - 15 宇治上神社本殿（国宝）



写真 2 - 16 宇治神社本殿（重要文化財）

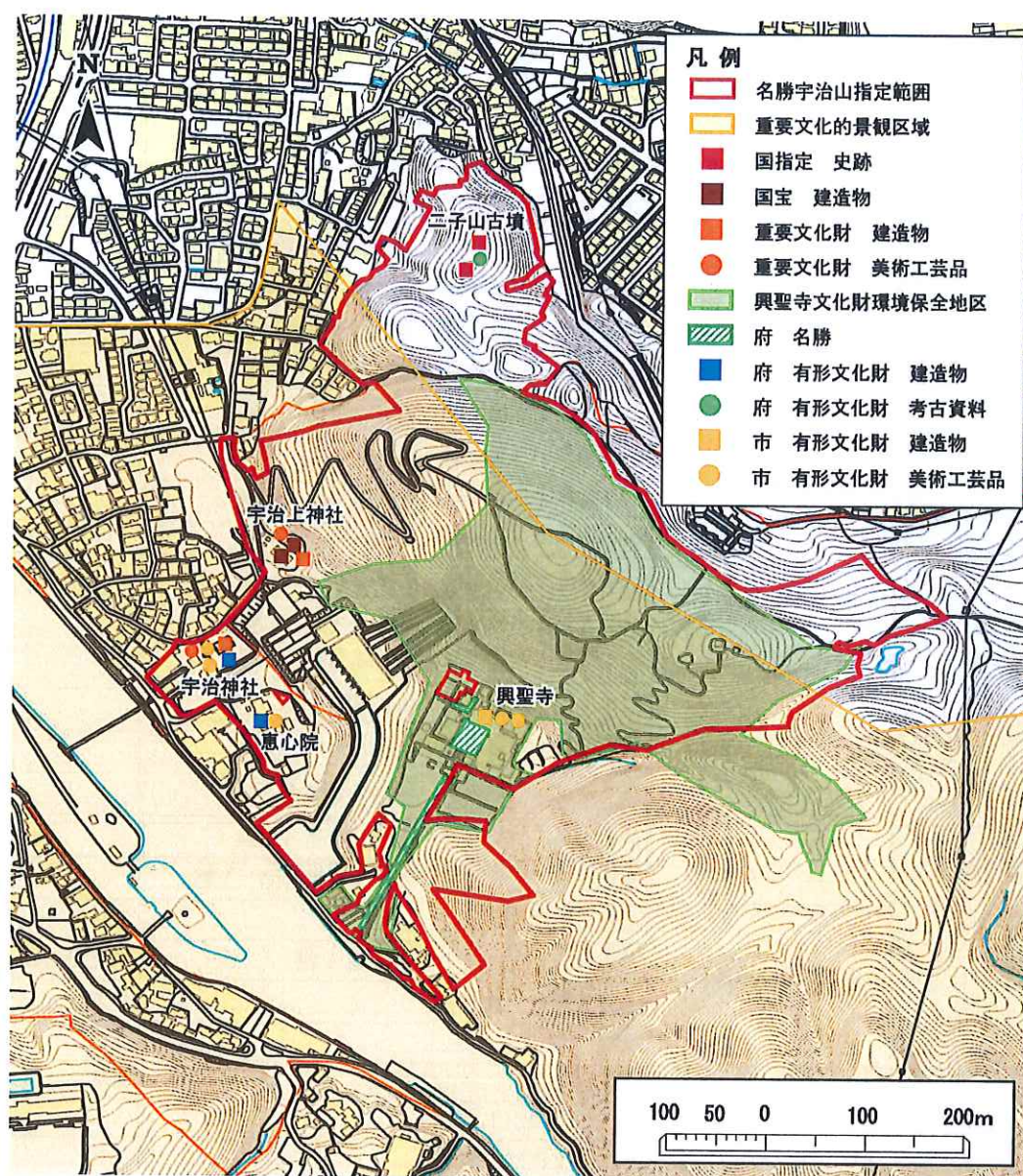


図2-33 名勝宇治山指定地内に所在する文化財

第3章 名勝宇治山の内容・構成

(1) 指定に至る経緯

宇治川の右岸に位置する宇治山は、古来より風光明媚の地として知られ、連担する丘陵の山容は、河畔の風情と相まって優れた景勝地として人々に愛されてきた。宇治における近代化の中で、仏徳山に水力発電所が建設されたが、発電所建屋を隠すような植栽計画が策定され、風致景観の保全が図られた。その後も、昭和30年代には二子山において大規模な土砂採掘工事が計画されたが、開発計画に対し、土砂災害や出水に対する危惧から地元の反対があり、計画が見送られるなど、何度も開発の危機に直面してきた。

宇治市は、平成27年(2015)にも再び二子山での開発計画が浮上したことを受け、「宇治市名勝総合調査指導委員会」を発足させ、市内に所在する名勝について総合把握調査を行い、宇治山の名勝地としての評価を位置づけた。平成30年1月24日に国に対して意見具申を行い、平成30年(2018)10月15日に国の名勝指定を受けた。

(2) 指定の状況

第1項 指定告示

宇治山は、平成30年10月15日『官報』(号外第266号)に告示された文部科学省告示第190号により、国の名勝に指定された。また、平成31年3月19日『官報』(第7470号)に告示された文部科学省告示第16号により、宇治市が管理団体となった。

宇治山	京都府宇治市 宇治山本	同 宇治紅斉	同 宇治山田	同 宇治又振
三五番、三六番、三六番一、三七番一、三七番二、四〇番、四二番、四八番、四八番乙、四八番丙、五一番、五二番、五三番、五四番、六一番、六二番一、六二番三、七七番	二番一、二番二、二番三、二番四、二番五、二番六、一一番一、一二番一、一二番二、二〇番一、二九番一、二九番三、三一番一、三一番四	三番、四番、五番、五番一、五番二、五番三、一三番二、一三番三、一三番四、一三番五、一三番六、一三番七、一八番一、一九番一、二二番一、二六番一、二七番一、二八番一、二八番四、二八番六、二八番一〇、三〇番一、三一番一、三一番二、三一番三、三一番四、三二番一、三二番二、三二番三、三八番一、三九番一、四三番三、五八番一、五九番、六五番、六六番、六七番、六八番一、七一番、八番一、八番五、八番六	右の地域に介在する道路敷、京都府宇治市宇治山本六二番三と同宇治紅斉三一番一に挟まれ同宇治紅斉一一番一に西接するまでの道路敷、同宇治山田二五番に西接し同宇治山田二二番に西接するまでの水路敷に西接する道路敷、同宇治山田二四番に北接し同宇治山田二五番に北接するまでの道路敷、同宇治山田五番に東接する道路敷、右の地域に介在する水路敷、同宇治山田二五番に西接し同宇治山田二二番に西接するまでの水路敷、同宇治紅斉二九番三と同宇治山田二四番に挟まれた水路敷を含む。	

○文部科学省告示第百九十号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年十月十五日
文部科学大臣 柴山 昌彦

ア 文化財の名称

宇治山

イ 文化財の類型

名勝

ウ 指定年月日

平成 30 年 10 月 15 日

エ 指定基準

名勝の部 十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川

第 2 項 指定説明文とその範囲

ア 指定説明文

琵琶湖から発する瀬田川は、湖南の山々を縫って峡谷を刻み、宇治川となって山城盆地に北上し、木津川、桂川と合流して淀川へと続く。この宇治川が頁岩・チャート・砂岩などからなる三室戸層と天ヶ瀬層に刻んだ峡谷から出て氾濫原低地を形成する地域は、往古より交通の要衝をなし、平安時代に貴顕の別業が数多営まれて以来、優れた名勝地として広く知られてきた。宇治山は、その谷口を巡って峰を連ねる仏徳山、朝日山、大平山、槇尾山などを含む丘陵地の総称である。

そうした宇治山には古来より数々の秀歌が詠み継がれ、『古今和歌集』（一〇世紀初頭）に収められて、『小倉百人一首』（一三世紀前半）にも選ばれた喜撰法師の有名な「わが庵は都のたつみしかぞすむ世をうち山と人はいふなり」をはじめとして、名勝地たる基層を育んできた。なかでも、『新古今和歌集』（一三世紀初頭）に収められた藤原公実の「ふもとをば宇治の川霧たちこめて雲居に見ゆる朝日山かな」や、『源氏物語』（寛弘五年〈一〇〇八〉）宇治十帖の最初、橋姫の「朝ぼらけ家路も見えず尋こし槇のを山は霧こめてけり」では、宇治川の川霧と朝日山、槇尾山が織り成す優れた情景が描き出されている。一四世紀以降には紀行文・地誌などにも多く取り上げられ、江戸時代後期から近代にかけては、『宇治名所古跡之繪圖』（江戸末期）などに見られるように、北西方から宇治橋を左中ほど手前に、平等院を右下に配置して、宇治山を鳥瞰する構図で紹介されることが広く普及した。幾多の盛衰を経てこの地勢に育まれた風致景観は、今日、宇治の名勝地たる枢要をなしている。

そのうち、今般は、宇治川右岸の仏徳山、朝日山、二子山に、興聖寺、宇治上神社、宇治神社、恵心院の境内地などを含む範囲を保護しようとするものである。

仏徳山（標高一三一.八メートル）は宇治山において最高峰を占め、その南東に朝日山の小丘を連ね、古くはこれらを合わせて朝日山と呼ばれていたものと考えられている。その名

の由来をなす山号を有する仏徳山興聖寺は、鎌倉時代初期に曹洞宗の開祖・道元によって開かれたと伝えるが、一時廃絶し、仏徳山の南、朝日山の南西の中腹に現在まで継がれる堂宇を再興したのは慶安二年（一六四九）の法灯である。宇治川河畔の四足石柱門を潜り、江戸時代以来、ヤマブキ、ツツジ類、カエデ類の色づく名所として知られる琴坂（全長二〇〇メートル余りの参道）を登って龍宮造の山門に至る。境内は仏徳山の山容に包まれ、本堂前には配石して庭園をなし、朝日山山上の観音堂からの眺望は、宇治川までをも含む広大な地割が意識されていたことを窺わせる。

仏徳山の北西方に伸びる丘陵上には古墳時代中期に属する直径四〇メートル余りの円墳二基がなす二つの高まりから二子山と呼ばれ、宇治山に一連の風致景観をなしている。これらの墳丘からは多彩な副葬品などが出土しており、少なくとも五世紀以降この地域が要衝であったことを示している。仏徳山の西麓には、菟道稚郎子とその兄・仁徳天皇、二人の父・応神天皇の三柱を祭神とする宇治上神社が鎮座する。平安時代後期に造営され、現存最古の神社建築と言われる本殿は一間社流造の社殿三棟を一つの屋根で覆い、左右本殿の裏股は古様を見せて境内の由緒を伝える。宇治神社二座として江戸時代まで宇治上神社と一体であった宇治神社は宇治川河畔に位置し、鎌倉時代建築の本殿は三間社流造で菟道稚郎子一柱を祭神とし、旧宇治郷の産土神でもある。宇治神社の南東方、興聖寺の西方の河岸段丘上には朝日山恵心院があり、開山は弘法大師による龍泉寺と伝えられ、宇治十帖で入水した浮舟を救った横川の僧都に準えられた源信によって寛弘二年（一〇〇五）に再興されたが、中世には兵火により再び衰亡し、いまは延宝四年（一六七六）に建立された本堂が縁を伝えている。

こうした数々の古刹の存在は、茶業の発展とも相まって、特に江戸時代後期以降、宇治の旅籠や茶屋の発展を促して名勝地の素地を形成した。近代においては、鉄道が敷設され著名な観光地として定着するとともに、多くの工場が誘致され、宇治川電気株式会社が京阪地域への電力供給のため、大正二年、仏徳山の中腹に宇治水力発電所を設けた。さらに戦後の高度成長期に京阪地域通勤圏の住宅開発が進みながらも、今日に至るまで、宇治山の風致景観は良好に維持されてきた。

以上のように、宇治山は、古くから数多くの秀歌に詠まれ、特に江戸時代以来広く親しまれてきた名所をなすとともに、宇治の一〇〇〇年以上にわたる所縁を刻む風致景観であり、連担する丘陵の山容は古刹や河畔の風情と相まって観賞上の価値が高いことから、名勝に指定して保護するものである。

（引用：文化庁文化財部監修 2018『月刊文化財』（平成 30 年9月号 /660 号） p.18 - 19）

イ 指定範囲

名勝指定時の指定範囲は、公簿面積 257,030.90 m²であった。一方、一部民有地の公有化に伴う所有者の変更や境界確定などにより面積の変更があったため、現在の指定面積は、259,859 m²（令和4年9月時点の地積に基づく）となっている。なお、指定地の内訳は、公有地 84,903 m²、民有地（株式会社・個人）48,100 m²、民有地（宗教法人）126,856 m²である。

名勝指定の際に今後保護を要する範囲とした場所は、現在の指定地の周辺および、
おおひらやま大平山、しゃばやま槇ノ尾山、娑婆山の範囲で、一部に宇治川を含む範囲を想定する。

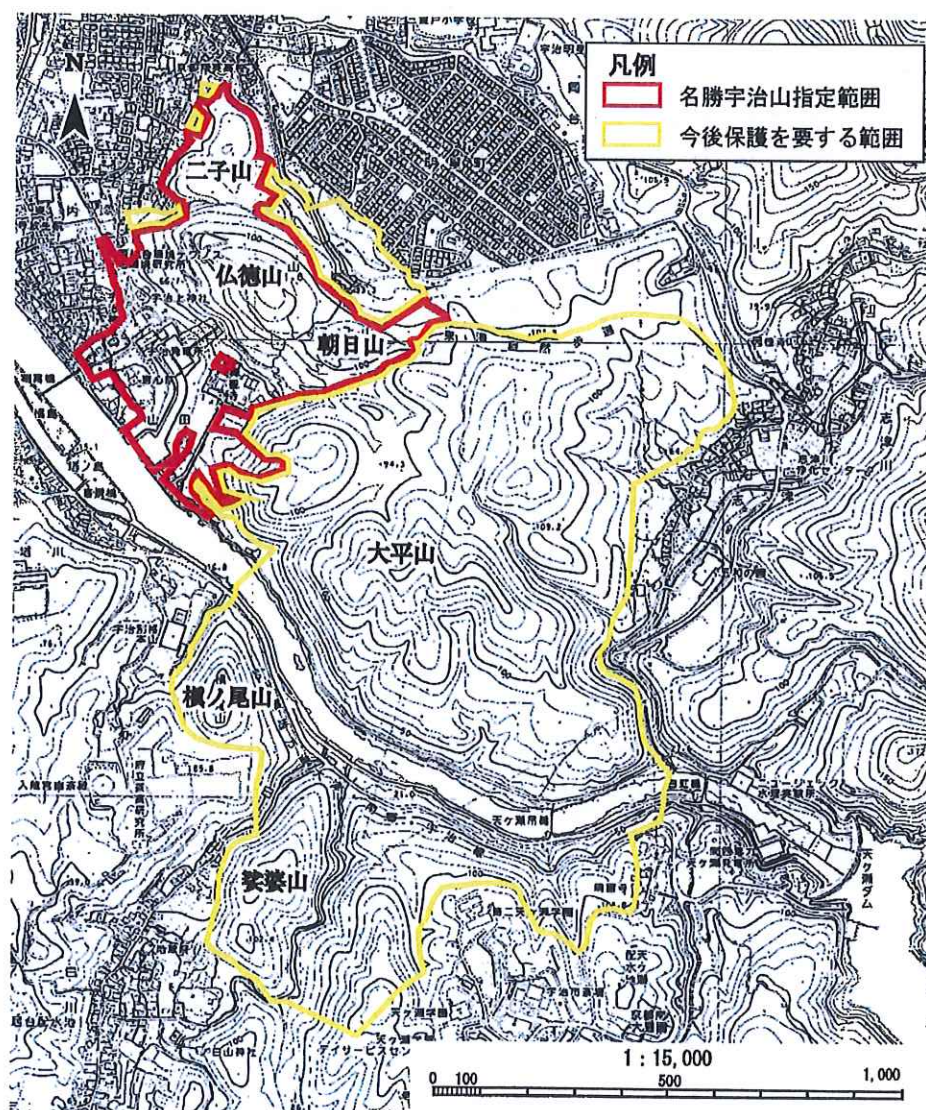


図3-1 名勝宇治山指定範囲図

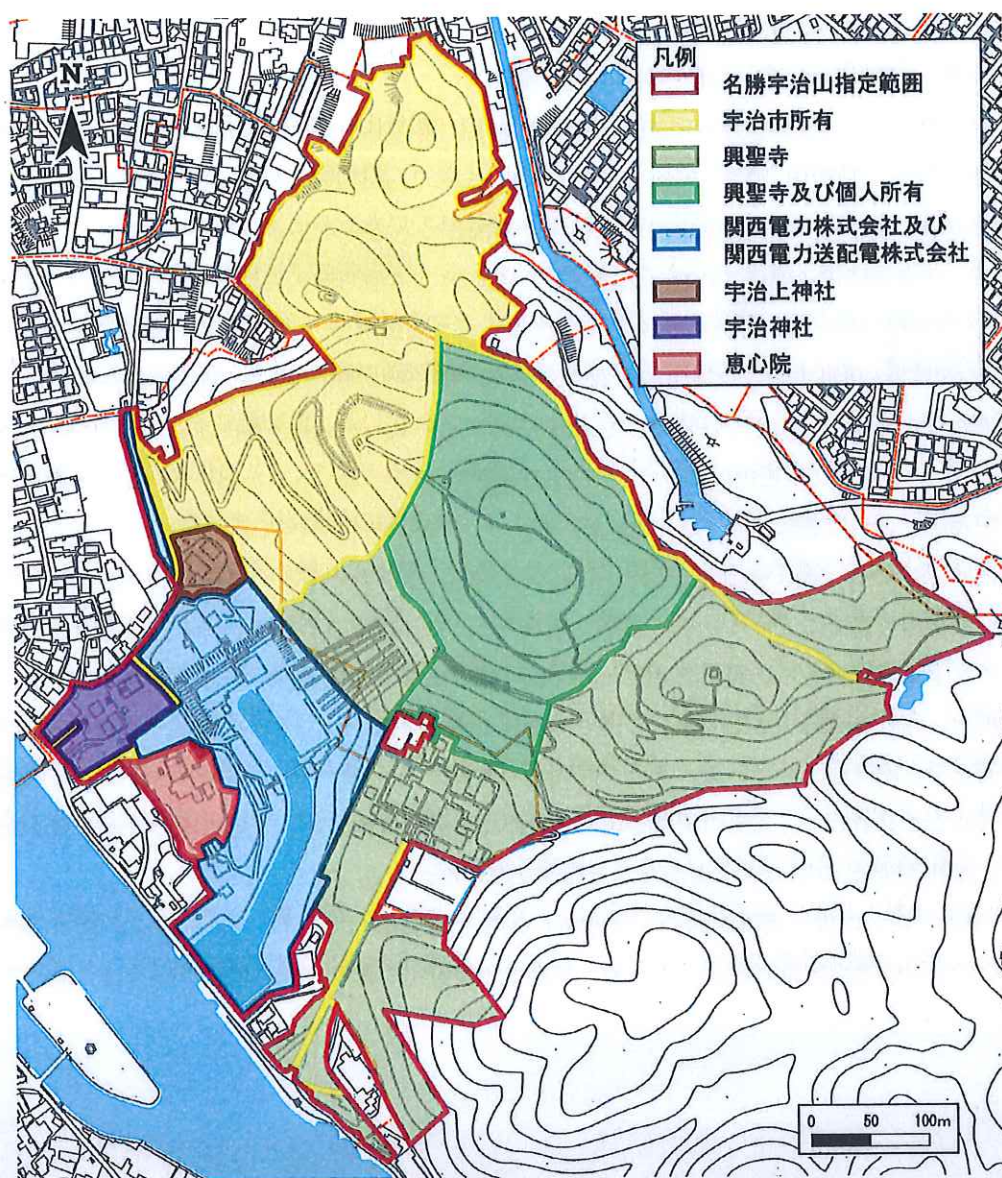


図 3 - 2 名勝宇治山指定地内土地所有状況

表 3 - 1 土地所有状況

所有者（平成 30 年 9 月指定時）	面積（㎡）	所有者（令和 4 年 9 月時点）	面積（㎡）
公有地	44,837.05	公有地	84,903
民有地（株式会社・個人）	85,337.15	民有地（株式会社・個人）	48,100
民有地（宗教法人）	126,856.70	民有地（宗教法人）	126,856
合計面積	257,030.90	合計面積	259,859

※令和 4 年 9 月時点の面積は、公有化に伴う境界確定後の地籍に基づく。

(3) 宇治山の景観と植生

第1項 芸術作品を通して見た宇治山の景観

宇治山は、その谷口を巡って峰を連ねる仏徳山、朝日山など宇治川兩岸に所在する丘陵地の総称である。仏徳山（標高 131.8 m）は宇治山において最高峰を占め、その南東に朝日山の小丘を連ね、古くはこれらを合わせて朝日山と呼ばれていたものと考えられている。

古くは奈良時代に編纂された『萬葉集』に見える「宇治若郎子宮所歌一首」として「妹らが^{いも}り今木の嶺に茂り立つ^{つまつ}孺松の木は^{よるひと}古人見けむ」との歌がある。平安時代の勅撰和歌集である『古今和歌集』^{こきんわかしゅう}仮名序巻及び第十八に収められた喜撰法師の歌は、百人一首にも採られたが、「わが庵は都のたつみしかぞすむ世をうち山と人はいふなり」と「世を憂じる」（この世がづらい）の「憂（う）」と「宇治山」の「宇（う）」を掛詞にすることで、「この世をづらいと観じて入る宇治山」という意に取らせ、「はかない地」という宇治の情景が広まった。

紫式部による『源氏物語』「宇治十帖」の「橋姫」の中の「跡たえて心すむとはなけれども世を宇治山に宿をこそかれ」や、名寄にある歌として「晴やらぬ榎のを山の五月雨はぬれぬれへたす宇治の柴人」の2例があるが、いずれも喜撰法師の和歌に基づくものとされている。紫式部は、『源氏物語』「宇治十帖」の中で、八宮の隠遁場所として宇治を選び、宇治川右岸の丘陵麓をその屋敷地としている。そこを訪れた光源氏の子・薫大将と八宮の姫君たちとの出会いや別れなどを通じて、人生の明暗と彼岸・此岸の世界を対比させ、宇治の地の景観と重ねながら、『源氏物語』の中で世のはかなさと無常を描いた。

「宇治十帖」以後、喜撰法師の「宇治山」の歌とともに、世を憂いたり、夢さを感じる場所として宇治の地の情景が広まった一方、宇治山と宇治川が織りなす景観を名所として捉える動

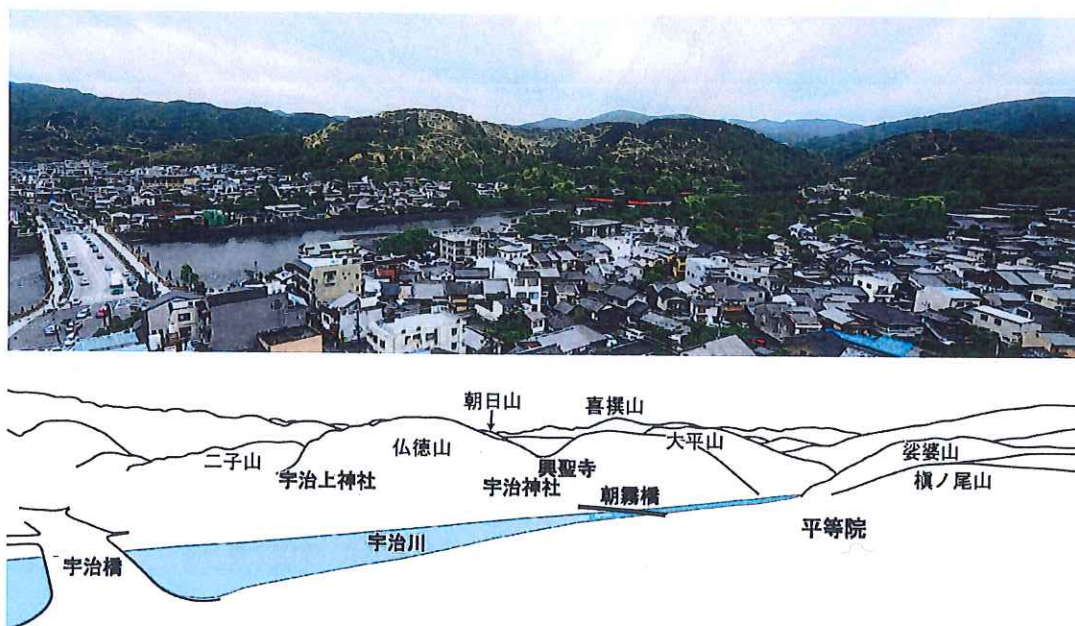


写真3-1 宇治山周辺遠景（南西から）

きも広まっていった。平安時代の歌人も和歌にその景観を詠じており、藤原公実は、「ふもとをば宇治の川霧たちこめて雲居に見ゆる朝日山かな」と詠っている。「宇治山」のほか、現在も地名に残る「朝日山」や「槇ノ尾山」、山峡を流れる「宇治川」などが歌の題材となり、歌枕として歌学書などに記載されるようになる。また、謡曲などにも採り挙げられており、朝日山は月の名所として吟じられている。

江戸時代の紀行文や地誌類では、「興聖寺は(……中略……)其の背は即ち朝陽峰・喜撰岳なり。総じて宇治山と呼ぶ。翠嵐望むべし」(『西遊日記』)と、興聖寺背後の山々を総称して「宇治山」と呼ぶとの認識を記したものや、『雨月物語』で知られる上田秋成が小倉堤を通過して伏見へ向かう際、小倉堤から周囲を眺めまわして「右手は入江の波静にて、宇治のをちかたまで、めもはるはると見わたさる(……中略……)むかふ高嶺よ、あたこの山なるへし。宇治山黒う繁りたるに、しろき雲のそひきたちて面しろ」(『山褰』)と、宇治橋北東に位置する乙方方向を眺めて、その背後の山々を「宇治山」と表現しているものなどがあり、当時の人々に朝日山などを含む宇治橋彼方の山々を総称して「宇治山」と呼ぶとの認識があったことがわかる。

朝日山は仏徳山の南に続く小丘に、今も地名として残るが、江戸時代における紀行文などでは、平等院の対岸にあり、興聖寺や離宮八幡の裏山となる山を朝日山と呼ぶもの(『西遊日記』)や、離宮八幡の裏山を朝日山と呼び、応神天皇の皇子菟道稚郎子の墓がその山腹にあると記すもの(『都紀行』)など、現在より広い概念で朝日山を呼んでいたのではないかと考えられる。

『萬葉集』にある「都をば夜ごめに出て朝日山あさ風すずし宇治の河原」の歌は、朝日山と宇治川を詠んだものである。今木の嶺は、江戸時代に浄慧が記した『山城名跡巡行志』に「今木嶺在彼方町ノ東南ニ、今云離宮山」とあるように、離宮八幡の背後の山、すなわち仏徳山などを指し、宇治川右岸のこれらの山を歌に詠ったものと考えられる。

槇ノ尾山は、宇治川が山峡から平野部へと流れ出す谷口の宇治川左岸に立地し、宇治橋から橋島や塔の島の背後正面に望まれる山を言う。江戸時代中後期の地誌類には「槇尾山は橋より南にして北に向ひたる山なり<土人丸山と云>」(『都名所図会』)や、「槇尾山 在興聖寺前未方川上、従平等院川上一町余南向川丸山是也、此山興聖寺ノ前ヨリ景色アリ」(『山州名跡志』)と述べ、今の槇ノ尾山を指しているが、江戸時代前期の地誌類には「槇尾山 乃今離宮所在ノ山、一作槇尾ニ」(『扶桑京華志』)や、「槇尾山 宇治橋の北なるべし」(『菟芸泥赴』)、「槇ノ尾山 在宇治離宮東山、倭歌詠宇治槇尾者多矣」(『雍州府志』)と述べ、槇ノ尾山の場所の認識に若干の差異が生じているようにも窺わせる。

このように、様々な文学作品で取り上げられた「宇治山」には、多くの歌碑や石碑が建てられている。大吉山展望台近くにある萬葉集歌碑は、宇治市による設置で、詠み人知らずの「妹らがり今木の嶺に茂り立つ孺松の木は古人見けむ」の歌碑である。そのほか、登山道入口付近には源氏物語宇治十帖「総角の古蹟」碑、さわらびの道沿いには与謝野晶子詠歌宇治十帖歌碑などが設置されている。

表 3-2 名勝宇治山指定地内芸術作品関連歌碑、石碑等一覧

図中 番号	写真 番号	歌碑、石碑等	作者	収録書籍等
①	3-2	「妹らがり今木の嶺に茂り立つ孀松の木は古人見けむ」 歌碑	作者未詳	『萬葉集』巻第九 一一七九五
②	3-3	「そらみつ倭の国あおによし奈良山越え / て山代の菅木の 原ちはやぶるうじの渡 / 瀧つ屋の阿尼の原を千歳に關くる 事 / 無く萬歳にあり通はむと山科石田の / 杜のすめ神幣帛 取り向けてわれは越 / え行く相坂やまを」歌碑	作者未詳	『萬葉集』巻第 十三-三二六
③	3-4	(西) 喜撰法師 / わが庵は都の / たつみしかぞ住 / む世を うぢ山と / 人はいふな / り」歌碑	喜撰法師	『古今和歌集』 仮名序、第十八
④	3-5	「琴坂を登れば / 風乃薫り / 計り / 叢居 / 花木周旋人」句碑		
⑤	3-6	与謝野晶子詠歌宇治十帖 橋姫、椎が本、総角、さわらび、 宿り木、東屋、浮舟、蜻蛉、手習、夢の浮橋歌碑	与謝野晶子	『源氏物語礼賛』 「明星」大正11年 (1922) 1月号
⑥	3-7	(西) 総角之古蹟 / 源氏物語宇治十帖之内、 (東) 昭和四十五年十月建之 / 菟道山莊 / 中西元二郎 (西) 総角之古蹟 / 源氏物語 / 宇治十帖ノ内、 (東) 宇治町	-	-
⑦	3-8	(北) 早蕨之古蹟、(南) 昭和六十三年(1988)三月吉日建 立 / 財団法人宇治市文化財愛護協会 (北) 早蕨之古蹟 / 源氏物語 / 宇治十帖ノ内、(南) 宇治町	-	-

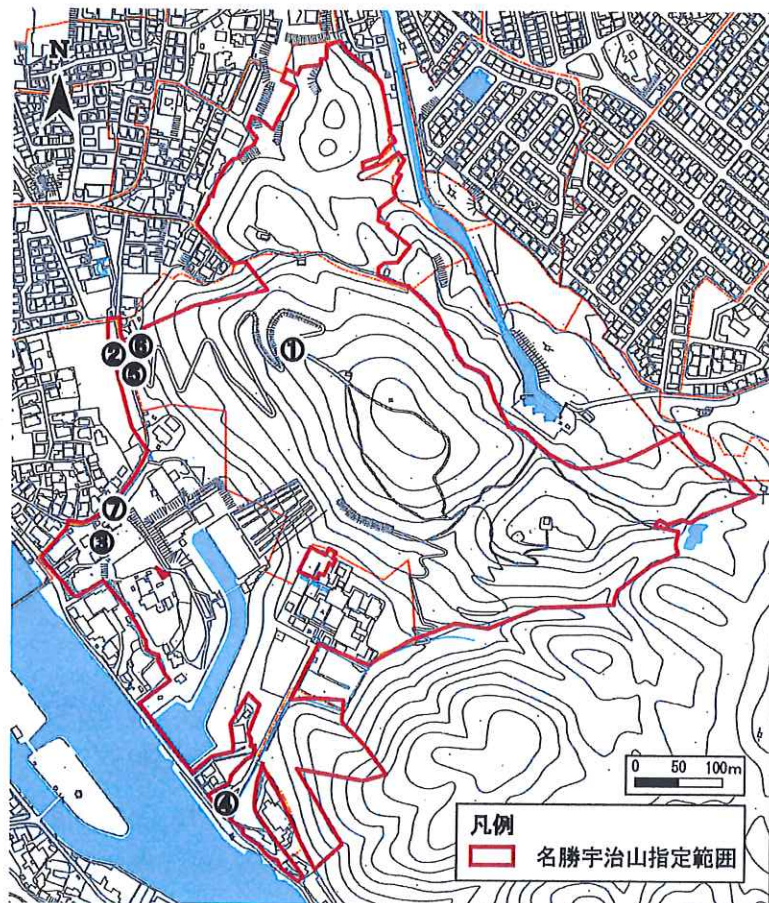


図 3-3 名勝宇治山指定地内芸術作品関連歌碑、石碑等位置図



写真3-2 大吉山風致公園展望台付近萬葉集歌碑



写真3-3 さわらびの道沿い萬葉集歌碑



写真3-4 宇治神社境内喜撰法師歌碑



写真3-5 興聖寺四足石柱門脇庭園内句碑



写真3-6 与謝野晶子筆『源氏物語礼賛』
橋姫、椎が本、総角、さわらび、宿り木歌碑



写真3-7 源氏物語宇治十帖「総角之古蹟」碑



写真3-8 源氏物語宇治十帖「早蕨之古蹟」碑

第2項 宇治山の植生

ア 宇治山の植生の変遷

宇治川周辺における過去の森林景観の移り変わりについて、平等院阿字池堆積物の花粉分析による研究が行われている（高原ほか 2010）。この研究によると、平等院創建前の8世紀頃にはカシ類を中心とする常緑広葉樹林（照葉樹林）が優占し、スギ、ヒノキ科、モミ、エノキ、ムクノキなどを伴っていた。しかし、宇治の別業群が築かれるようになった10世紀以降は人間活動の影響を受けマツが優占する森林に変化していったことが明らかになっている。

また、江戸時代末期の『宇治川両岸一覽』に代表される絵図類などに描かれる離宮八幡や恵心院、興聖寺の裏山には、マツのほかはまとまった高木がみられず、草原か低木林と考えられる植生が見受けられる（図3-4）。これは、低木が柴として燃料などに利用されてきたことによるもので、この植生は、いわゆる燃料革命によって木質資源の利用が急減する1960年代まで続いていく。また、宇治川沿いの恵心院の前には竹林と思われる植生が描かれている。

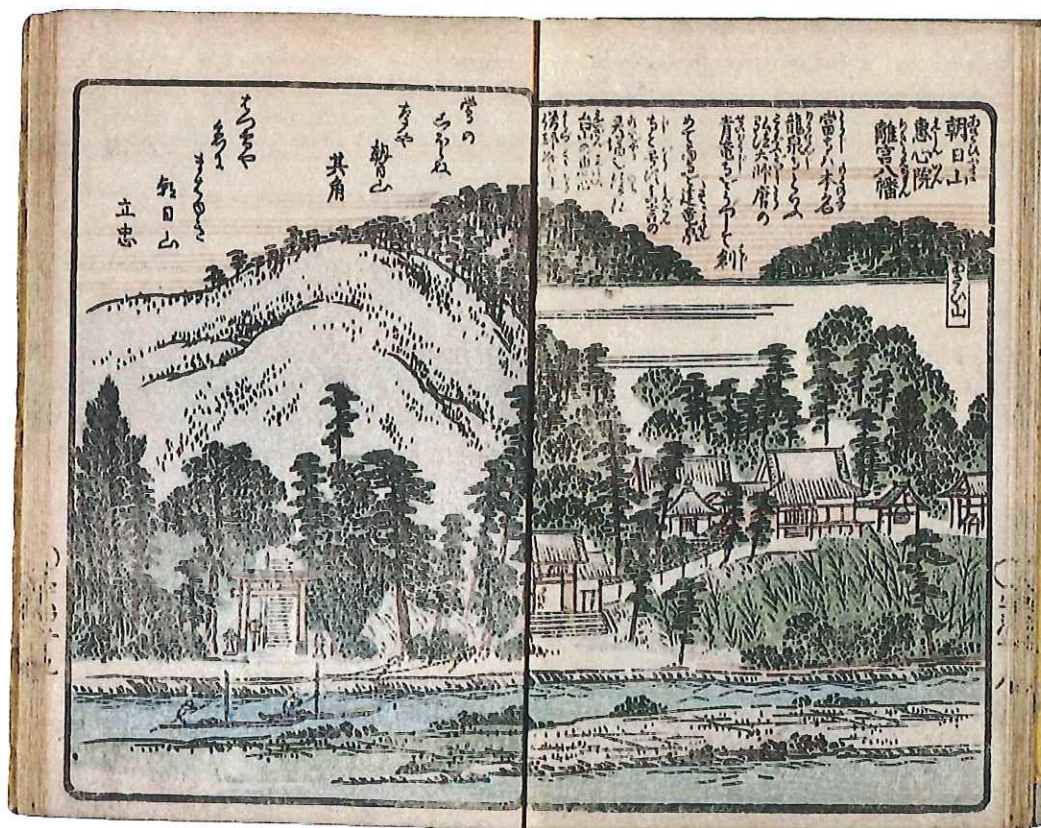


図3-4 『宇治川両岸一覽』2巻 其二 朝日山・恵心院
(出典：国立国会図書館デジタルコレクション)

昭和30年代（1960年代）の写真資料では、宇治上神社の背景には広葉樹とアカマツがみられる。また、宇治上神社の本殿前や拝殿の脇などにも現在の境内地では見られないアカマツが確認することができ、現在の植生とは大きく異なっていることが分かる。宇治神社の参道鳥居の写真を見ると、社務所や民家がなく、樹木が繁茂していたことがわかる（図3-5）。航空写真の分析（高原・奥田2008）によると、昭和36年（1961）における宇治川周辺域はアカマツが優勢な森林あるいはマツを混生する落葉広葉樹林であったものが、45年後の平成18年（2006）にはアカマツを中心とする植生は約10%に激減し、マツ林はシイ林を中心とする常緑広葉樹林に推移したことが明らかにされている（図3-6）。

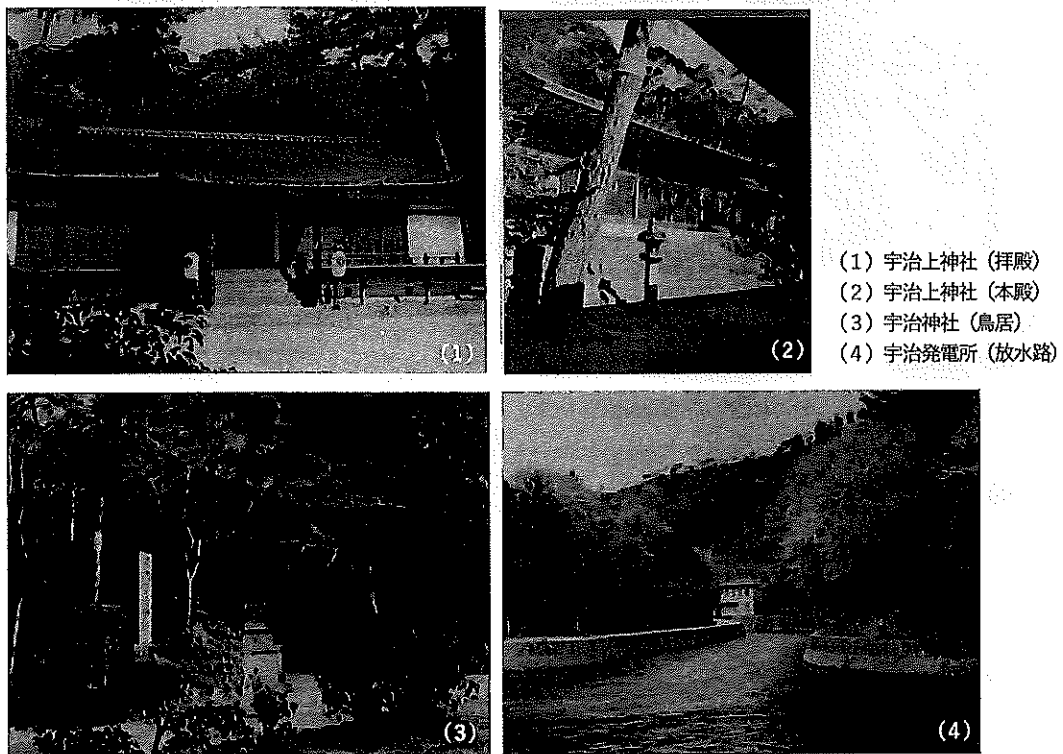


図3-5 建造物と周囲の樹林（1960年代）（出典：京都写真叢書 第5 宇治周辺）

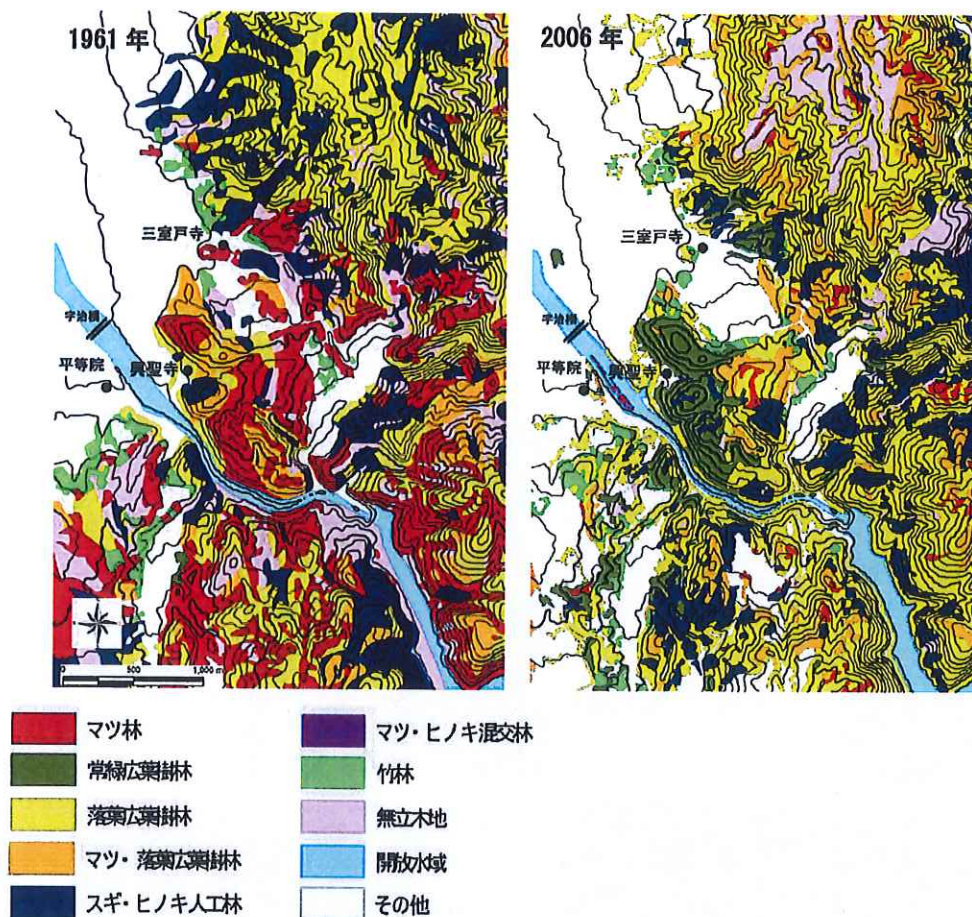


図3-6 空中写真からみた植生の変遷（高原・奥田（2008）を一部加工）

戦後の空中写真を比較すると、昭和21年（1946）には、樹木がまばらで少なく、現在の大吉山風致公園展望台から北東側の斜面や二子山付近では植生がほとんど認められない（写真3-9）。燃料としての薪の利用が無くなった影響で、昭和50年（1975）には、まだ大吉山風致公園内の園路が確認できるが（写真3-10）、広葉樹の成長による高木化と樹冠の発達によって、園路が徐々に遮られていき、昭和62年（1987）には植生遷移が進み、二子山、仏徳山、朝日山のほぼ全域が樹冠に覆われていることがわかる（写真3-11）。令和2年（2020）の空中写真では、興聖寺背面の斜面の一部で地面が露出しているが、これは平成30年（2018）の台風被害によるものである（写真3-12）。

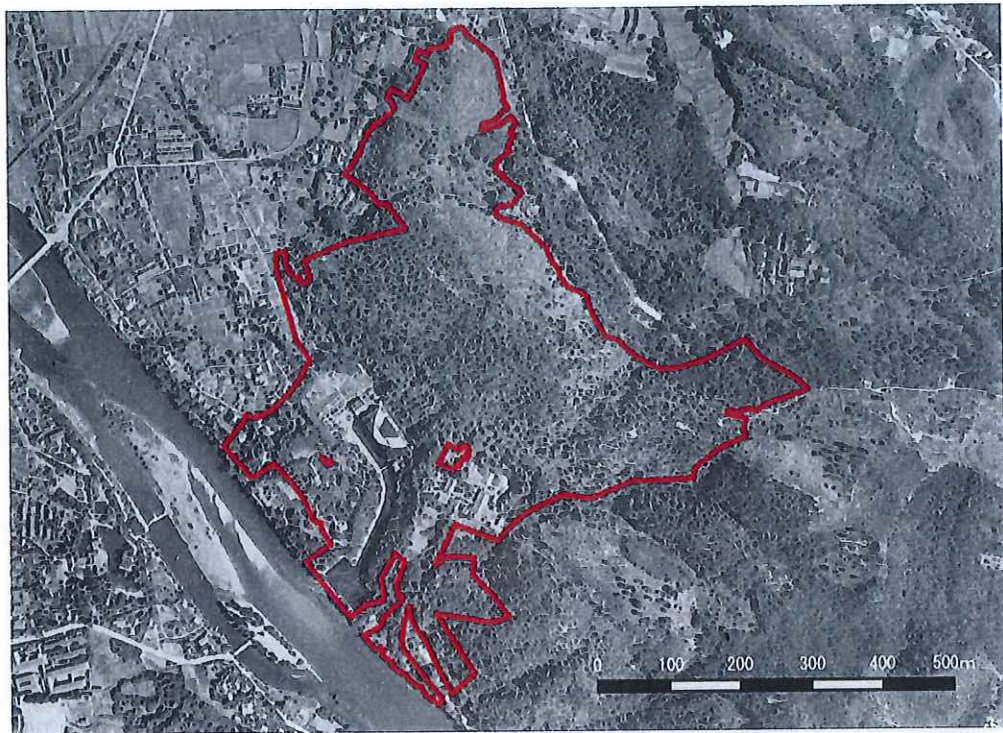


写真3-9 昭和21年(1946)6月撮影の空中写真(写真内赤線：名勝宇治山指定範囲)
(出典：地図・空中写真閲覧サービス(国土地理院公開写真)を加工)



写真3-10 昭和50年(1975)4月撮影の空中写真(写真内赤線：名勝宇治山指定範囲)
(出典：地図・空中写真閲覧サービス(国土地理院公開写真)を加工)

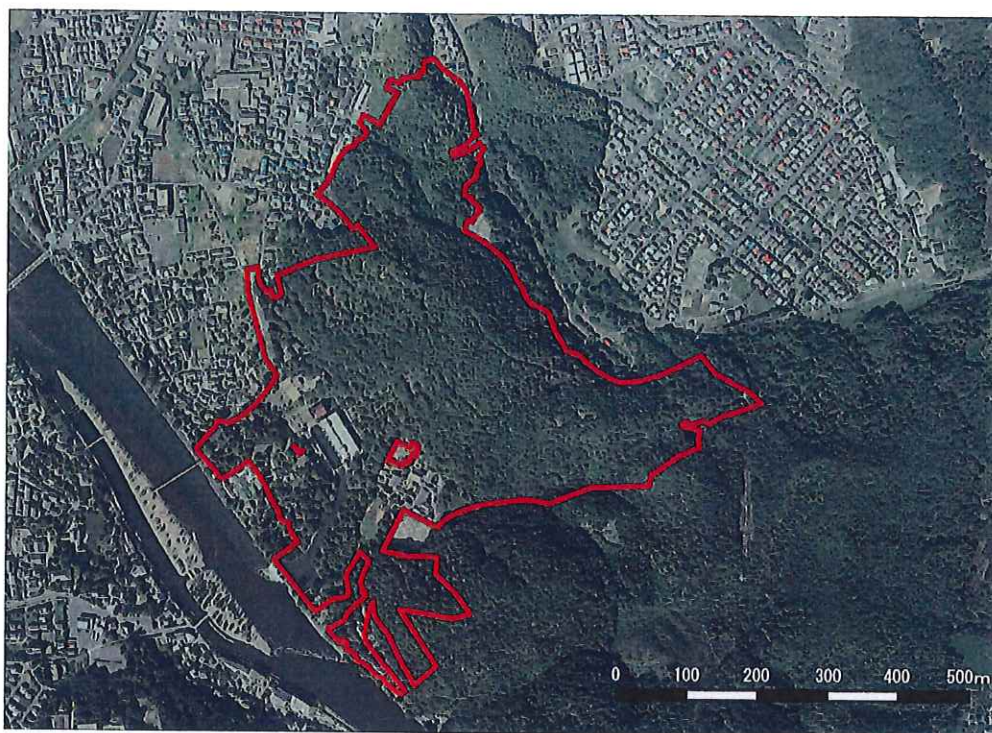


写真3－11 昭和62年(1987)10月撮影の空中写真(写真内赤線：名勝宇治山指定範囲)
 (出典：地図・空中写真閲覧サービス(国土地理院公開写真)を加工)



写真3－12 令和2年(2020)8月撮影の空中写真(写真内赤線：名勝宇治山指定範囲)
 (出典：地図・空中写真閲覧サービス(国土地理院公開写真)を加工)

令和4年度の植生調査（参考資料に掲載）により、指定地内の樹林地は、常緑広葉樹の「コジイ林」、「アラカシ林」、落葉広葉樹の「アベマキ林」、「コナラ林」、針葉樹の「アカマツ林」、「スギーヒノキ林（植栽）」、その他「竹林」、記念植樹による「植栽林」の8つの森林に区分された（図3-7）。仏徳山（大吉山）の一部でアカマツが優占する範囲がみられたが、指定地内で最も広範囲を占めるのはコジイ林であった。

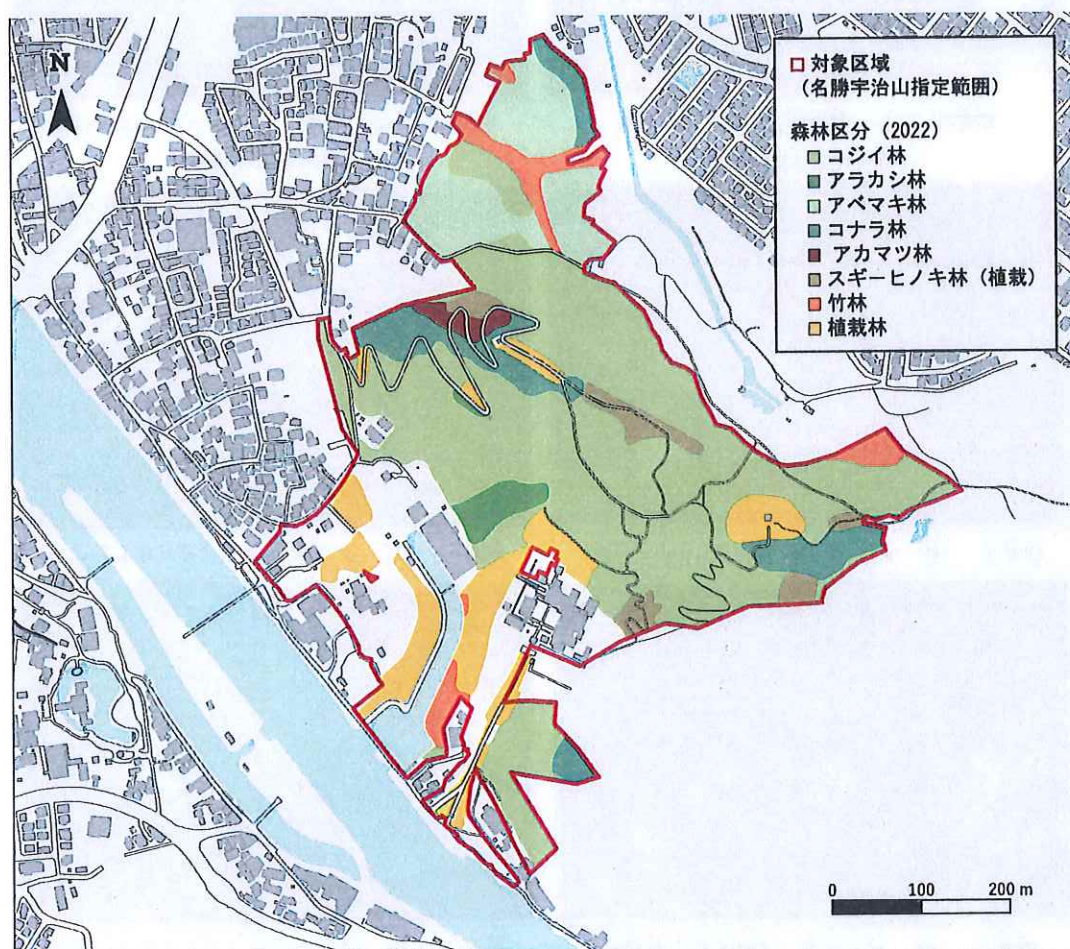


図3-7 名勝宇治山の植生区分（令和4年）



写真3-13 宇治上神社のシイ群落
(令和6年5月撮影)



写真3-14 仏徳山のコジイ林とその林床
(令和6年5月撮影)



写真3-15 アラカシ林 (令和6年5月撮影)



写真3-16 アベマキ林 (令和6年6月撮影)



写真3-17 コナラ林 (令和6年5月撮影)



写真3-18 アカマツ林 (令和6年5月撮影)



写真3-19 竹林 (令和6年5月撮影)



写真3-20 大吉山風致公園園路沿い植栽林
(令和6年5月撮影)

イ 大吉山風致公園の植生

名勝宇治山の指定地内の森林は、主に社寺の境内林や大吉山風致公園の樹林で構成されており、京都府指定名勝琴坂のモミジや大吉山風致公園のサクラなど、四季折々の姿を見せる植栽もある。

昭和 35 年（1960）には、仏徳山の西麓から山頂にかけて、大吉山風致公園が整備された。その園路は、宇治上神社の前を通るさわらびの道から分岐し、つづら折りしながらゆるやかに登り、大吉山風致公園展望台に至る。風致公園として整備されて以降、大吉山風致公園内では記念植樹が行われるようになり、園路沿いにはサクラ（ソメイヨシノ）やモミジ（イロハモミジ）、サザンカなど様々な樹木が見られる。

ウ 社寺林の植生

興聖寺は道元禪師によって天福元年（1233）に創建された寺院で、慶安 2 年（1649）に淀城主永井尚政によって現在の地に再興された。興聖寺の境内地や後背の山中などは、『興聖寺作木并掃除覚帳 4』によって、寺の建立当初より庭園及び樹木の管理に定式化した配慮がなされていたことが記されている。この資料によると、興聖寺境内は「寺中」、「門前」、「山（観音山）」の 3 つに区域に分けられ、区域によって異なる管理指示が出されていた。江戸時代の名所図会などには境内の各所にツツジやモミジが植栽されている様子がうかがえる。

朝日山を含む指定地東部の山林は主に興聖寺の所有地であり、大きな開発を受けることなく、寺によって植生が保全されている。興聖寺の後背の仏徳山に広がるシイ群落は、宇治上神社の後背に広がるものと合わせて京都府のレッドデータブックに地域生態系として貴重な群落に選定されている（京都府 2015）。

興聖寺の参道である琴坂は、宇治川を臨む四足の石柱門から山上の山門まで一直線に続く切通しとなっており、坂の両脇には山水が流れ、苔むした野面積みの石積みと参道を蔽うモミジの一体となった景が、四季を通じて様々な風情を醸し出している。『十国巡覧記』には、「少しの山にて川より門前迄を琴坂といふ。左右桜紅葉を植て山吹を透垣とし、朝日山を庭中に取り白楨びやくしん しなうを繞て竜虎の形を作る。両辺の山吹は、蕉翁の宇治の焙炉の匂ふ時と詠れしも是ならん。」と記され、江戸時代からサクラやモミジ、ヤマブキの名所として知られていたことがうかがえる。現在も紅葉の名所として知られ、一部サクラやヤマブキが植栽されている。琴坂は、興聖寺庭園とあわせ「興聖寺庭園及び琴坂」として京都府の名勝に指定されている。

第3項 視点場

絵図や絵葉書に描かれた視点場は、宇治橋や宇治川左岸などに複数か所存在する。これらの視点場は、いずれも名勝指定地外からの遠望である。また、宇治山の山中には平等院や宇治の町並みが望める眺望点が2か所あり、宇治山からの視点場として機能している。

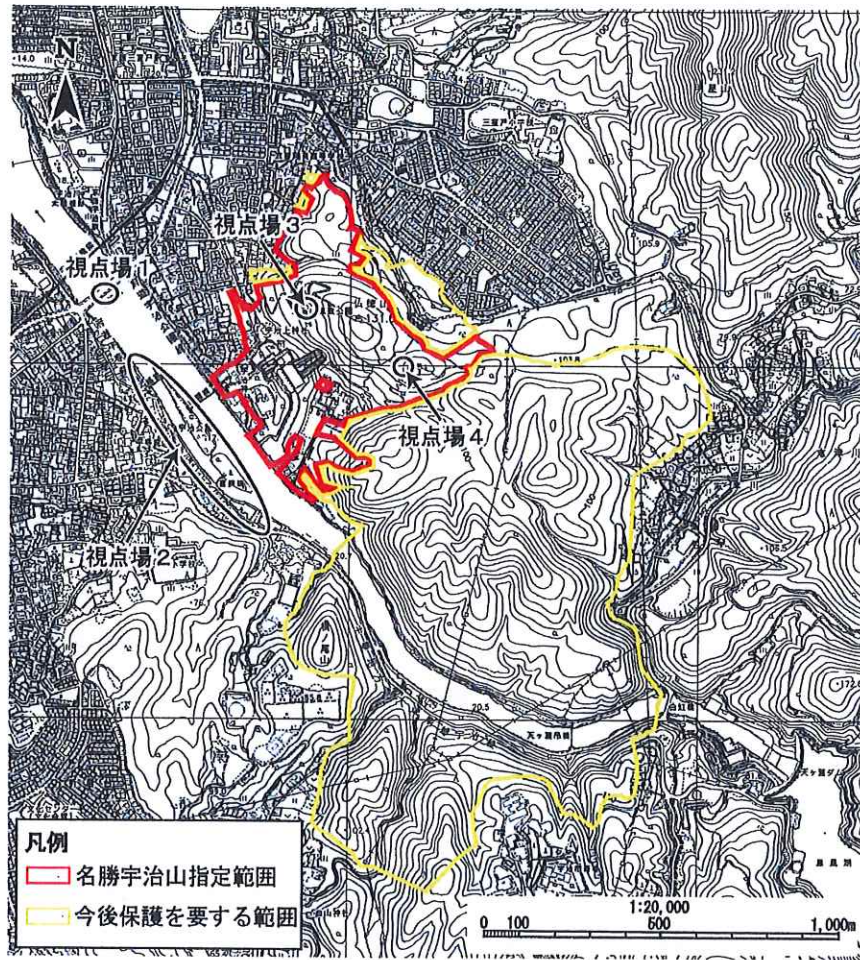


図3-8 視点場位置図

ア 視点場1 宇治橋からの遠望

宇治橋からの遠望として重要な視点場は、宇治橋から上流側を望み、宇治川を挟んで太平山と槇ノ尾山が対峙する景観である。晩秋から初冬にかけて、朝の山間部での冷え込みが宇治川の水面上に流れ込むことにより、水温との温度差によって宇治川に川霧が発生する。谷口から宇治橋付近にかけて発生する川霧と宇治山の情景は、『新古今和歌集』（13世紀初頭）所載の藤原公実の歌や、『源氏物語』（11世紀初頭）の「宇治十帖」第1帖にあたる「橋姫」など、平安時代から様々な文学作品にも描かれ、過去からの景観を今に伝えている。



写真3-21 宇治橋から望む太平山と槇ノ尾山



写真3-22 宇治橋から望む宇治川の川霧

イ 視点場2 宇治川左岸からの遠望

文学作品などにみられる宇治山を展望する重要な視点場として、宇治川左岸からの遠望がある。この視点場では、塔ノ島や橋島越しに山を遠望する構図が好まれる。『宇治川兩岸一覽』では宇治神社や恵心院、興聖寺など主要な社寺のほか宇治川沿いに建つ建造物や宇治山の当時の様子が描かれている（図3-4、9、10）。世阿弥の謡曲『頼政』においても、旅の僧が宇治の川島の方角から朝日山にのぼる月を見上げる描写があり、宇治川左岸が視点場として重要な役割を果たしていることがわかる。さらには、宇治川左岸堤、舟やしき浮舟園の位置から望む景観が絵葉書などでも確認できる。絵葉書では、近代化の象徴である発電所が扱われるが、この時にも、塔ノ島越しの構図が採用されている（図3-11）。このほか、『宇治川兩岸一覽』には、塔ノ島から宇治川右岸側を望んだと考えられる構図があるなど、宇治川左岸において、視点場は固定のポイントではなく、一定の広がりを持つと評価する。



写真3-23 宇治川左岸側（橋島）から望む宇治山全景（令和6年10月撮影写真をパノラマ合成）

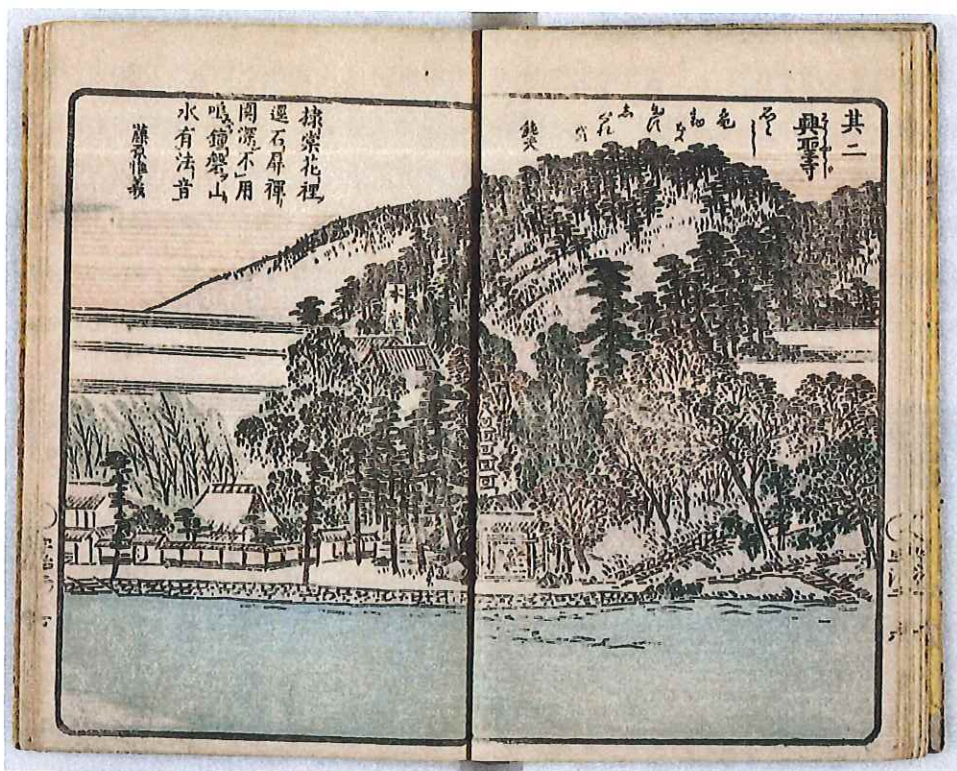


図3-9 『宇治川兩岸一覽』下巻 興聖寺 (出典：京都府立京都学・歴彩館デジタルアーカイブ)

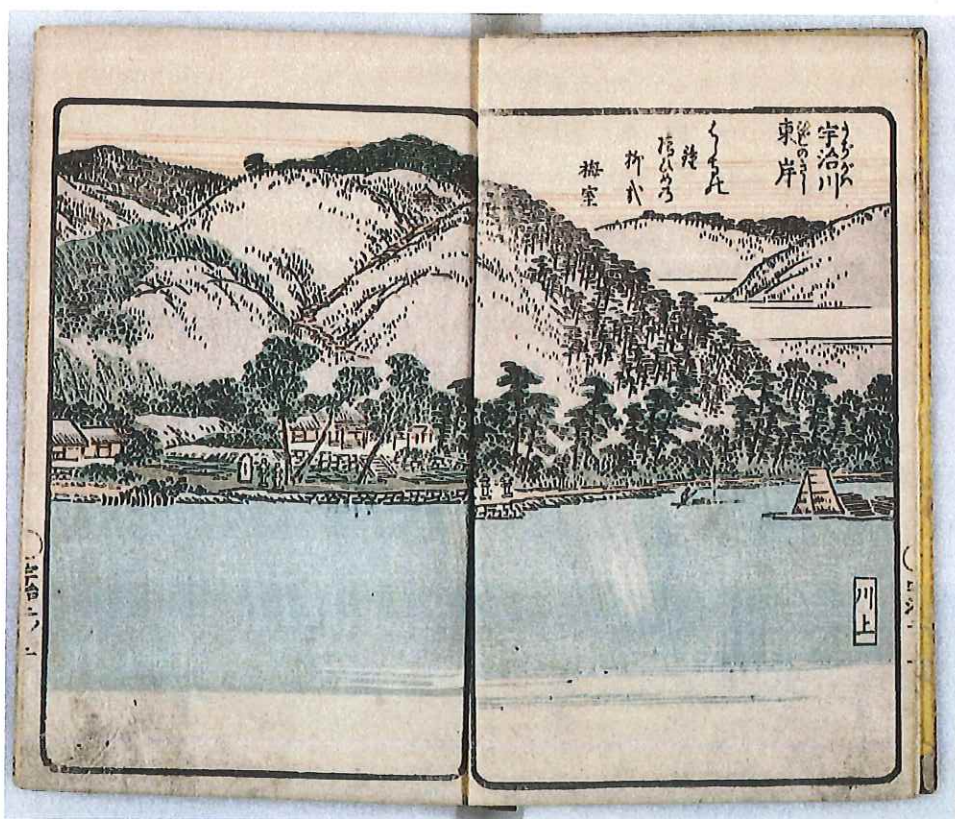


図3-10 『宇治川兩岸一覽』下巻 宇治川東岸 (出典：京都府立京都学・歴彩館デジタルアーカイブ)



写真3-24 宇治川左岸側（塔の島）から望む
仏徳山
(令和6年4月撮影)



図3-11 宇治川水力発電所及寶塔ヲ望ム
(絵葉書、明治45年(1912)頃)

ウ 視点場3 大吉山風致公園展望台からの眺望

大吉山風致公園展望台からは、宇治市街を一望できるが、本来であれば巨椋池が広がる眺望であった。近年は京都アニメーション作品『響け！ユーフォニアム』において、この展望台が舞台に登場したことから、名勝の観点とは異なる、新たな景観としての視点場となっている。

エ 視点場4 朝日山観音展望台からの眺望

この場所は、『宇治川兩岸一覽』をみると、人々の社会生活などにより樹林が切り開かれた状態になっている。高木があまりない状況が描かれていることから、名所地として朝日山があげられている近世においても来訪者が山頂から広く宇治のまちや平等院などを見渡していたと考えられる。現在も平等院方向の樹木の枝葉が切り開かれており、眺望が確保されている。



写真3-25 大吉山風致公園展望台からの眺望
(令和6年5月撮影)



写真3-26 朝日山観音展望台からの眺望
(令和6年6月撮影)

第4項 好まれた構図

江戸時代後期以降、『宇治真景図』や『宇治名所古跡之絵圖』などの宇治を描いた絵画作品で宇治橋や宇治川越しに宇治山を望み、宇治山と宇治川とともに平等院や離宮八幡など有名な社寺を描く構図がひとつの定型的な表現となっている。『都名所図会』や『宇治屏風図』においてもほぼ同様の構図がとられている。

これら古の人々が好んだ構図は想像により俯瞰したものであるが、ドローンの登場により、現代ではより身近なものとなったといえる。この構図は、建造物の高度規制などにより保護されている。また、対象区域を含む宇治川兩岸の地区は昭和12年(1937)に風致地区に指定され、建造物の高さや建蔽率などを規制することによって風致の保全が図られている。



図3-12 『宇治真景図』(個人蔵)

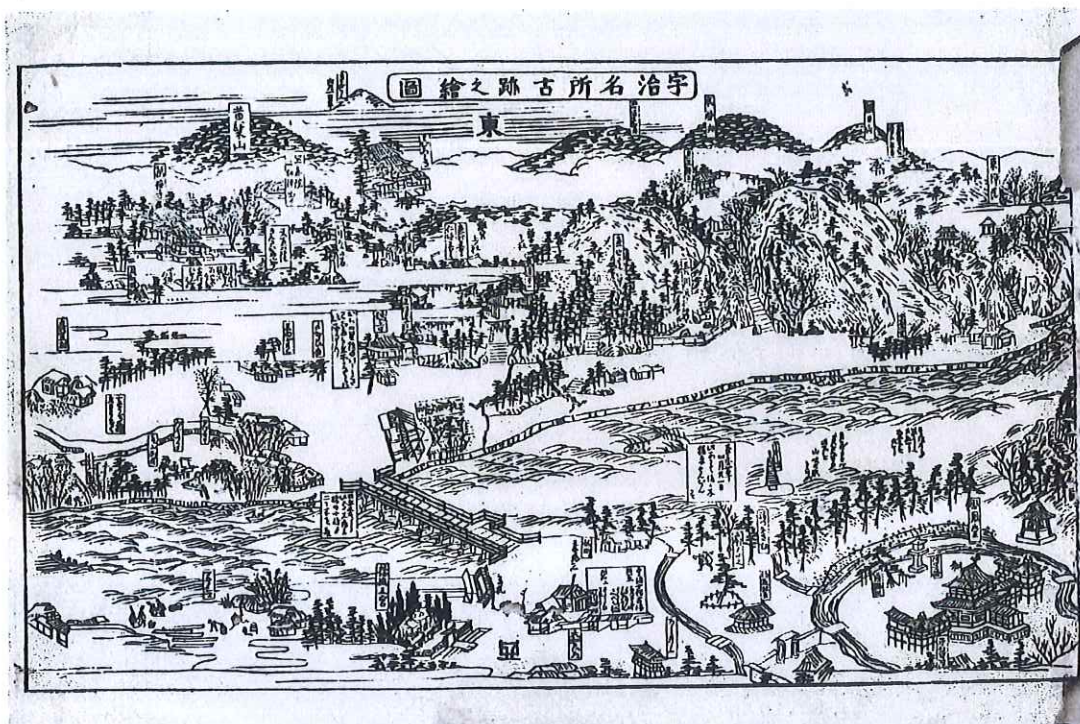


図3-13 『宇治名所古跡之繪圖』(個人蔵)

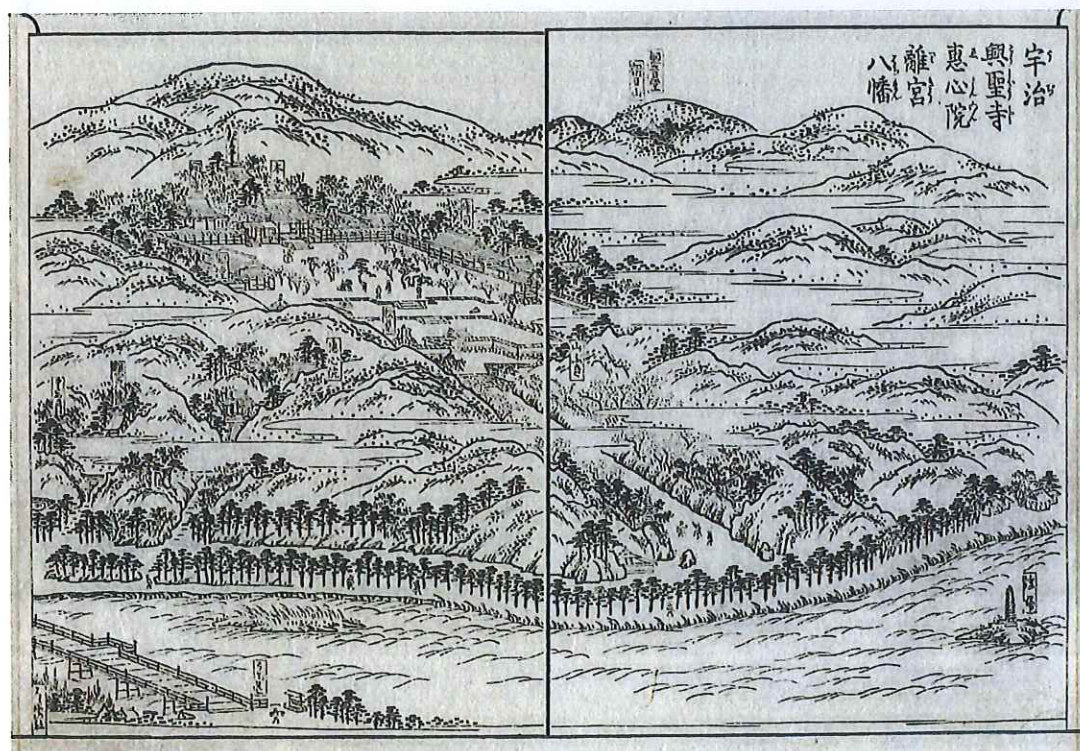


図3-14 『都名所図会』5巻 宇治 興聖寺 恵心院 離宮八幡
(出典：国立国会図書館デジタルコレクション)



図3-15 『宇治屏風図』(個人蔵)

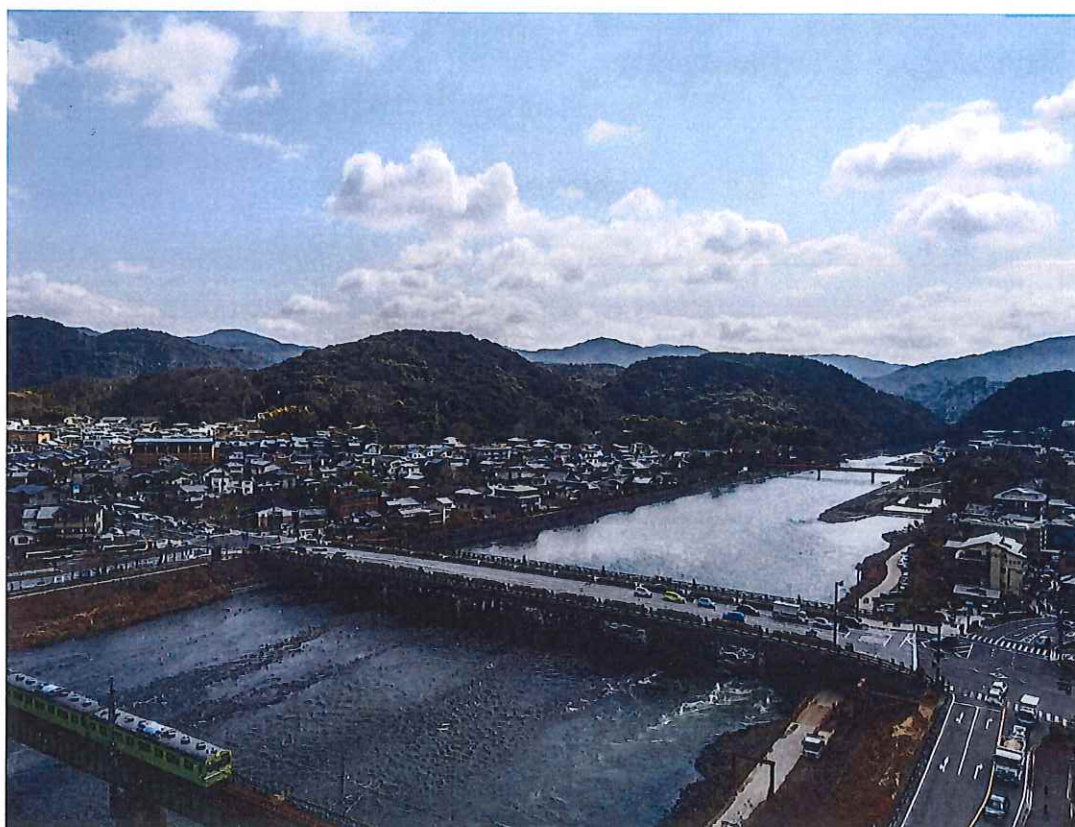


写真3-27 宇治橋の下流側から俯瞰する宇治川と宇治山(平成29年撮影)

第5項 近代化と宇治山の景観

ア 宇治発電所の建設

宇治発電所は宇治川電気株式会社が大正2年(1913)に設立した水路式の発電所である。明治43年(1910)に施工許可が下りた計画では、平等院の対岸にあたる仏徳山の山腹に水圧鉄管を設けるものであったことから、風致破壊などに対する危惧が提起され、明治44年(1911)に風致の回復を求める取り決めが追加された。事業者もそれに応じ、大正2年(1913)に林学博士本多静六らの指導を受け、同氏による「風致復旧設計」に基づいて、調整池や鉄管の敷設工事によって破壊された地表面に、アカマツやシイ、カシなどの植林を実施した。

基本的な考え方は、調整池築造のために切り取った山地では、掘削した土砂を埋め戻し、風致保存のために樹木を植栽することによって在来の林況に復するとともに、調整池や水圧鉄管などの工作物を遮蔽するものであった。アカマツを上層、アラカシやヒノキ、ヤマツツジ、ヒサカキなどが下層の樹木として植樹された。植樹したアラカシが成長した後はアカマツの一部を除伐して、付近の林相に似せるようにしていた。また、所々サクラやモミジを植栽することで植生が単調になることを避けた。

下部の水圧鉄管のところでは、各鉄管の間にアカマツとアラカシを植栽し、地表面にはツツジ、ヒサカキなどの低木を植えることで植生回復が図られた。現在では、成長した木々が鉄管を覆い、その存在はほとんど見る事ができない。また、発電所本体の建屋などが宇治橋や平等院近辺から直接見えないよう恵心院の裏手に盛り土をすることで配慮がなされている。



図3-16 植樹工事による仏徳山の風致維持の試み
(出典：『第一期工事後記念写真帖』を一部加工)

イ 発電所関連施設など

仏徳山中腹の地下には瀬田川からの導水路と地下調整池があり、地表には水を発電機のある山麓に落とすために整備された6本の水圧鉄管がある。この水圧鉄管から落とした水でタービンを回すことで発電しており、その発電機は山麓に整備されている煉瓦造の建屋の中にある。発電に使用した水は放水路を通じて宇治川へと流されている。山中にはこれらの施設のほか、導水路に関する施設が点在している。

昭和に入ると、宇治発電所の放水路沿いには、保養所や集会所施設などが建てられ、現在も園路跡などが残されている。林学博士本多静六による「風致復旧設計」に基づいて発電所を隠すために設けられた盛り土や周辺の植樹は、現在も発電所施設を外から遮蔽することに役立っている。空撮写真から、昭和21年(1946)には恵心院の北側に集会所施設が確認できるほか、南側に複数の建造物が存在しているが、昭和50年(1975)には集会所施設がなくなっている。昭和62年(1987)の空撮写真では樹木が大きく繁茂し、残っていた建造物もはっきり確認できなくなっている。これら保養所などとして利用されていた建造物は、現在は除却されている。

煉瓦造の発電所建屋などは、建設時のものを改修しながら現在も使用されている。宇治発電所は宇治の発展に貢献した近代化遺産であり、平成22年度(2010)には土木学会選奨土木遺産に選ばれるなど、文化財的価値が高まっている。



図3-17 宇治発電所
(出典:『第一期工事俊功記念写真帖』を一部加工)



図3-18 (宇治名所) 水力電気発電所
(絵葉書、大正期～昭和初期)



写真3-28 宇治発電所周辺施設空撮写真切り抜き
(昭和21年(1946)撮影)



写真3-29 宇治発電所周辺施設空撮写真切り抜き
(昭和62年(1987)撮影)

第4章 名勝宇治山の本質的価値

第2章及び第3章から、名勝宇治山の本質的価値を以下のように整理した。一方、名勝宇治山を保護するうえでは、(1) 本質的価値のみならず、(2) 本質的価値に準ずる価値並びに(3) 本質的価値を補完するものにも着目する必要がある。また、(4) 指定地内に所在する上述したもの以外の諸要素が(1) から(3) に悪影響を及ぼさないよう適切な保存活用方策を講じる必要がある。

(1) 名勝宇治山の本質的価値

1 峰を連ねる山容とその植生

宇治川の谷口を巡って峰を連ねる仏徳山、朝日山、大平山、槇ノ尾山といった丘陵と、時代や人々の暮らしとともに遷り変わってきた植生。

2 歴史を今に伝える社寺と名所

宇治上神社や宇治神社、恵心院、興聖寺の4つの社寺と、石垣や切通しで構成される琴坂など参道の名所。

3 芸術作品などの中で形成された宇治の情景

古くから秀歌に詠み継がれ、文学作品や絵画、写真などで描かれた宇治の情景。

4 受け継がれてきた風致景観

人々の取り組みや努力によって、千年以上に亘り、現在に至るまで受け継がれてきた宇治山の風致景観。

(2) 名勝宇治山の本質的価値に準ずる価値

指定地内には、本質的価値となるものではないが、宇治の近代化において宇治山と宇治の風致景観を守る取り組みによって形成されてきた景観で、将来文化財となりうるものがある。

○ 宇治山と宇治の風致景観を守る取り組みによって形成されてきたもの

宇治の近代化にあたり建設された宇治発電所において、盛り土による目隠しや植栽の復旧などにより、現在に至るまで景勝地としての宇治山と宇治の風致景観が保たれている。

(3) 本質的価値を補完するもの

○ 芸術作品などの中で形成された宇治のイメージを補完するために設置されたもの

宇治川と山々が織り成す景観を詠んだ和歌や物語といった文学作品によって形成された宇治のイメージを補完するものとして歌碑や石碑などが設置され顕彰されている。

(4) 指定地内に所在するその他のもの

指定地名に所在する建造物や工作物などのうち、上述した(1) から(3) に該当しないもの。

(5) 指定地内の構成要素の概要

第1項 本質的価値を構成する諸要素

本質的価値から特定される諸要素は以下のとおりである（表4-1）。

表4-1 本質的価値を構成する諸要素

諸要素	概要
地形	受け継がれてきた宇治山の地形
植生	宇治山の優れた風致景観を構成する植生
境内地	4つの古社寺（宇治上神社・宇治神社・興聖寺・恵心院）の境内地及び参道において文化財指定を受けているもの及び古絵図や写真などで確認できる建造物など

第2項 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素

本質的価値に準ずる価値を構成するものの概要は以下のとおりである（表4-2）。

表4-2 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素

	概要
本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素	操業当初から残る発電所施設や、水圧鉄管を覆い隠す植栽や盛り土など建設時に風致景観を復旧する取り組みによって現在にまで景勝地としての宇治山と宇治の風致景観を保ってきているもの

第3項 本質的価値を補完するもの

本質的価値を補完するものの概要は以下のとおりである（表4-3）。

表4-3 本質的価値を補完するものの概要

	概要
本質的価値を補完するもの	指定地内に所在する石碑のうち、宇治山に関連する歌碑など

第4項 指定地内に所在するその他のもの

指定地内に所在するその他のものの概要は以下のとおりである（表4-4）。

表4-4 指定地内に所在するその他のものの概要

諸要素以外の諸要素	概要
建造物	名勝宇治山の保存活用や社寺の宗教活動、事業の継続に必要な建造物
工作物など	名勝宇治山の保存活用や社寺の宗教活動、事業の継続に必要な工作物など
参道	各社寺への参道となっている道路
園路	名勝指定地内に所在する大吉山風致公園の園路
道路	名勝指定地内に所在する宇治市道など
その他	名勝宇治山の保存や管理、宗教活動や事業のために設置している仮設物など

第5章 現状と課題

(1) 名勝宇治山全体の現状と課題

第1項 保存管理の現状と課題

ア 地形の現状と課題

○ 現状

近年多発する大雨や台風などにより、指定地内でも土砂崩れなどが多発している。また、指定地内より雨水の流出が起こっている。

○ 課題

一部で治山堰堤の整備など災害対策が取られているが、指定地全体でみると不十分なため、これらへの対応が課題となっている。

イ 植生の現状と課題

○ 現状

指定地内には、森林の樹木のほか、記念植樹で植えられた多様な樹木が存在している。また、社寺林は、各社寺によって管理がなされている。発電所の建設時に風致景観を復旧した植栽林は、現在も保存されており、水圧鉄管を覆い隠している。指定地内から宇治市街方面を見渡せる場所は多くないが、大吉山風致公園展望台と朝日山観音展望台の2箇所は森林の一部が開けており、市街地方向が眺望できる場所となっている。

指定地内では、高木や老朽木が増加しているほか、近年多発する大雨や台風などによりたびたび倒木が起こっている。宇治市が管理している土地は、所管している担当課が必要に応じて危険木などの調査を行っている。また、指定地内における樹木の分布状況や概況については、名勝宇治山の保存活用計画の策定にあたって植生調査を行っている。指定地内やその周辺ではシカによる食害など獣害が多発しており、土地所有者によって防獣ネットの設置など対策が取られている。

○ 課題

名勝宇治山の森林は、その価値の根幹をなすものであることから、今後も適切な保存管理が必要である。宇治山における2箇所の展望台からの眺望は、仏徳山や朝日山に登った際の魅力のひとつであることから、定期的に樹木剪定など、維持管理作業を行っているが、更に抜本的な対策が必要な状況である。

また、宇治山の植生の保存、管理について具体的な方策を検討する際に必要となる資料が不足しており、指定地内における近年の異常気象や台風などによる倒木への対応が課題となっている。土地所有者によって獣害対策が取られているが、今後も適宜追加の獣害対策が必要である。

ウ 建造物や工作物などの現状と課題

○ 現状

名勝宇治山の指定地内には、4つの社寺に関するものや宇治発電所に関する多種多様な建造物や工作物などが存在しており、これらは土地所有者によって管理されている。建造物に関わる改築などは、所有者の計画に基づいて進められている。指定地内には簡易な案内看板など、所有者や管理者がわかっていないものが散在している。また、由来不明な石造物も散見される状況である。

○ 課題

土地所有者の宗教活動や事業に関わる建造物や工作物の新築や更新などは、名勝宇治山の価値を損ねることが無いようにしなければならない。指定地内の設置者不明の看板の整理や由来不明な石造物などについての調査と評価が必要である。

第2項 活用の現状と課題

ア 学校教育や社会教育での活用における課題

○ 現状

学校教育では、地域学習である「宇治学」の取組みを行っている。また、社会教育としての宇治市民大学の取組みなどが行われている。

○ 課題

学校教育や社会教育の場で名勝宇治山が用いられておらず、名勝宇治山の風致景観や価値についての普及啓発も不十分である。

イ 観光活用における課題

○ 現状

宇治山は、平等院や宇治上神社など有名な社寺の近傍にあり、鉄道の駅からも近いことから、観光客が訪れやすい環境にあり、宇治市には多くの観光客が来訪している。観光客の動向については、宇治市観光振興計画の策定にあたって観光動向調査が行われている。

指定地内にある各社寺や大吉山風致公園には、参拝やトレッキングなどで多くの観光客が訪れているほか、アニメの舞台になったこともあり、聖地巡礼など観光活用が進められている。

○ 課題

歴史文化を活用した観光振興を進めていくため、宇治山と鉄道駅や周辺の歴史文化資源、観光関連施設などを含めた一体的な活用ができていない。また、宇治を来訪した観光客のうち、どのくらいの人が宇治山を訪れているかなど名勝宇治山への来訪者数や認知度などに関する調査データがない。

観光案内に関するHPなどで名勝宇治山についての普及啓発が不十分である。

第3項 整備の現状と課題

○ 現状

指定地内に整備されている諸施設は概ね名勝の保存、活用に大きな影響を与えずにその機能を果たしている。指定地内にはサイン類が多数整備されており、宇治市観光振興課によって数多く存在していたサイン類の統合、整理などの再整備が行われている。

○ 課題

大吉山風致公園の園路など一部の施設に経年劣化が見られる。指定地内には名勝である旨を示す標識を立てるべきであるが、名勝宇治山には設置されていない。また、名勝宇治山の一体的な活用を図らなければならないが、園路やサイン類のほか、名勝宇治山の価値や風致景観などを来訪者に周知するための解説板の整備が不十分である。また、増加する外国人観光客への対応として、多言語化が課題となっており、対応できていないサイン類が一部残されている。

第4項 運営・体制の現状と課題

○ 現状

名勝宇治山の指定地内で行われる現状変更が必要な行為やイベントなどの相談は、土地所有者やイベントの代表者などが案件ごとに歴史まちづくり推進課に相談している。文化財の活用の面では、文化財愛護協会など外部団体と、文化財見学会などの開催で協力をしている。また、宇治市内で開催される諸イベントなどは観光振興課で情報共有しており、イベントの内容に応じて協力している。

○ 課題

名勝宇治山を適切に保存、管理し、活用していくためには、名勝の管理団体である宇治市の所管課である歴史まちづくり推進課が土地所有者である各社寺、事業者などと協力、連携する関係の構築が必要であるが、現在そのような体制がとられておらず、指定地内で実施される事業やイベントなどの情報共有が十分ではないため、事業やイベントの把握が計画の直前となる事例がみられる。また、名勝活用の面では、文化財愛護協会など外部の団体のイベントで名勝宇治山が活用されたことがない。

名勝宇治山の整備について検討を行う際は、専門家や学識者の意見聴取が必要であるため委員会の設立が必要であるが、現在そのような組織は存在していない。

(2) 課題整理のための地区区分

土地の所有・利活用状況、防災整備の必要性等を把握し、指定地内に潜在する現状と課題を整理するため、土地の現状と課題をふまえた地区区分を行う。

ア A地区

森林部分は、二子山、仏徳山、朝日山によって構成される、名勝宇治山の価値の根幹をなす森林部分である。宇治発電所に接する森林の中には、発電所に送水している水圧鉄管が存在しているが、植栽で覆うなど景観への配慮がなされてきた地区でもある。この地区には、大吉山風致公園を管理する宇治市のほか、興聖寺や個人など複数の土地所有者が存在している。地区内は第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域となっている。

イ B地区

宇治上神社をはじめとした宇治山山麓に所在する社寺の境内地等である。宇治橋西詰周辺を中心とした左岸側より宇治川上流を眺めたときにみえる4つの社寺と、丘陵と一体となった石積みや切通しなどとともに趣を醸す植生は、宇治の名勝地の素地を形成しており、名勝宇治山の本質的価値を構成している。地区内は、第一種住居地域及び市街化調整区域となっている。

ウ C地区

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の所有地であり、宇治発電所の関連施設がある地域である。景勝地宇治の風致景観を守るための取組が行われたことによって現在に至るまで良好な景観が維持されている。地区内は、第一種住居地域及び市街化調整区域となっている。

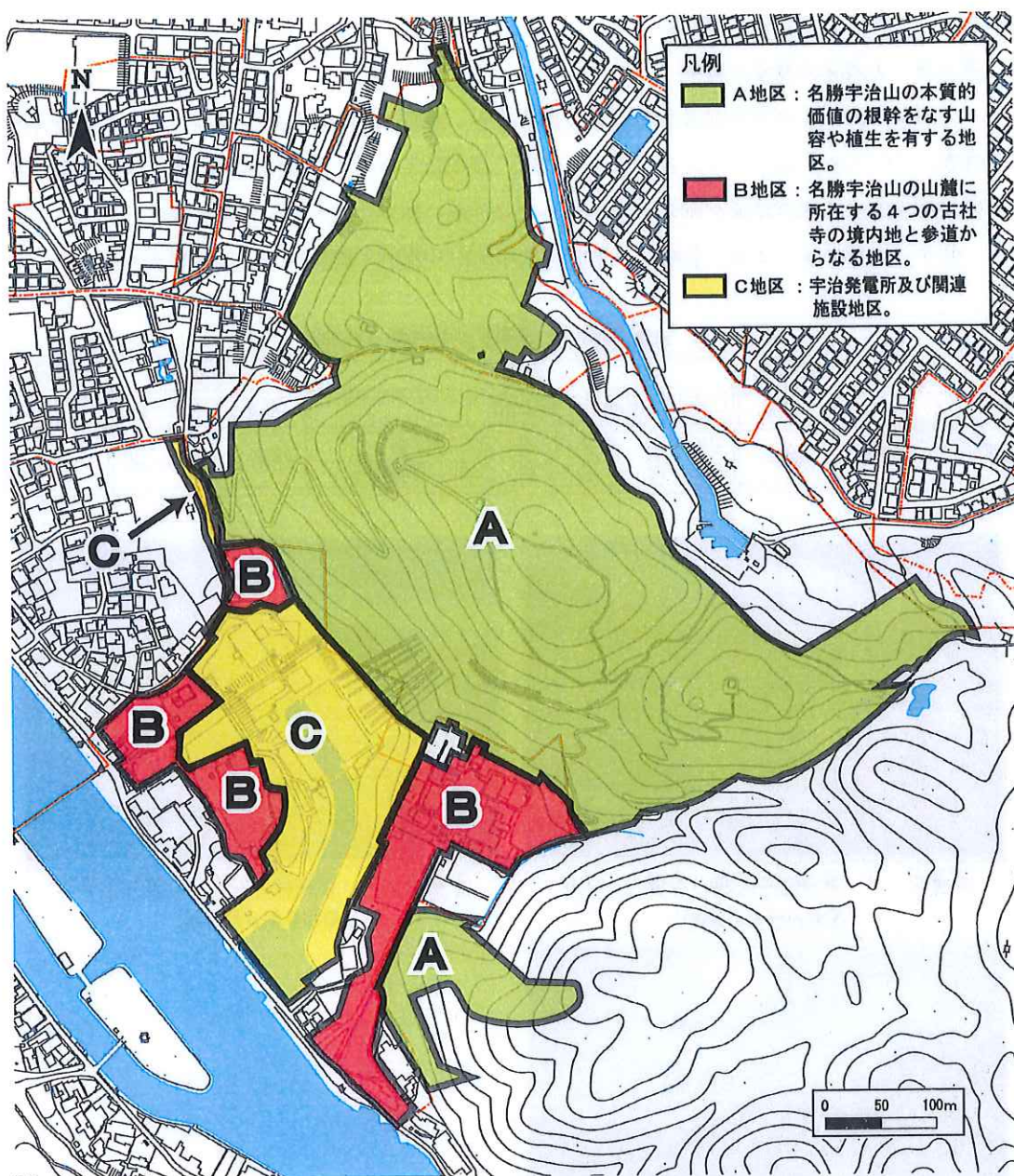


图5-1 名勝宇治山地区区分图

(3) 各地区の現状と課題

第1項 A地区の現状と課題

A地区における本質的価値を構成する諸要素は、地形と植生があげられる。これら諸要素の概要については、表5-1においてまとめた。A地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素と本質的価値を補完するものについては、表5-2においてまとめた。

以下、A地区は二子山、仏徳山、朝日山それぞれの現状と課題について整理する。

表5-1 本質的価値を構成する諸要素（A地区）一覧

分類	諸要素	概要	写真番号	備考
本質的価値を構成する諸要素	地形	二子山、仏徳山、朝日山	写真5-1～3	
	植生	コジイ林、アラカシ林、アベマキ林、コナラ林、アカマツ林、竹林、植栽林など	写真3-13～20	

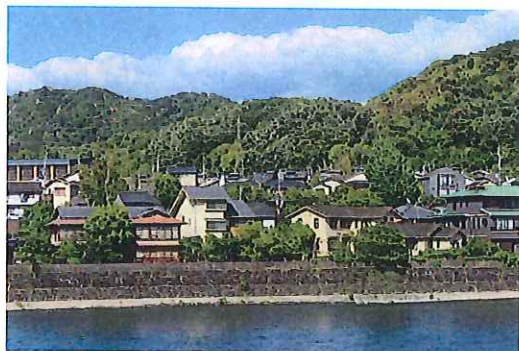


写真5-1 宇治橋三の間から望む二子山
(令和6年5月撮影)

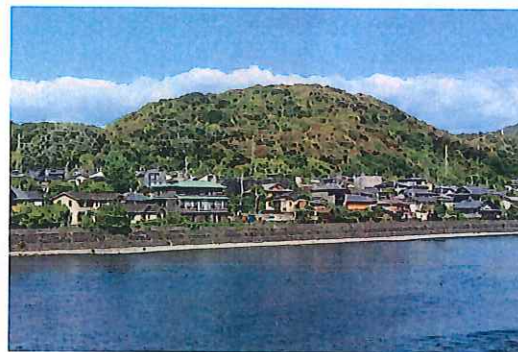


写真5-2 宇治橋三の間から望む仏徳山
(令和6年5月撮影)



写真5-3 橋島から望む朝日山（中央奥の山）
(令和6年12月撮影)

表5-2 本質的価値を補完するもの及び指定地内に所在するその他のもの（A地区）一覧

分類	諸要素以外の諸要素	概要	写真番号	備考
本質的価値を補完するもの		萬葉集歌碑、総角之古蹟碑、早蕨之古蹟碑など	写真3-2、3、6~8、⑫	
指定地内に所在するその他のもの	建造物	朝日山観音堂など	⑬	
	工作物など	地藏石仏などの石造物、治山堰堤などの防災施設、防獣ネットなどの防獣施設、展望台や東屋などの便益施設	②、③、⑤、⑧~⑪、⑬~⑰、⑲、⑲~⑳、㉓~㉔、㉕~㉖、㉗~㉘、㉙~㉚、㉛~㉜	
	園路	大吉山風致公園園路	⑥、⑦	
	道路	宇治市道6号線、さわらびの道（宇治市道18号線）など	①、⑱~㉒、㉔	
	その他	土砂崩れ応急処置など	④	

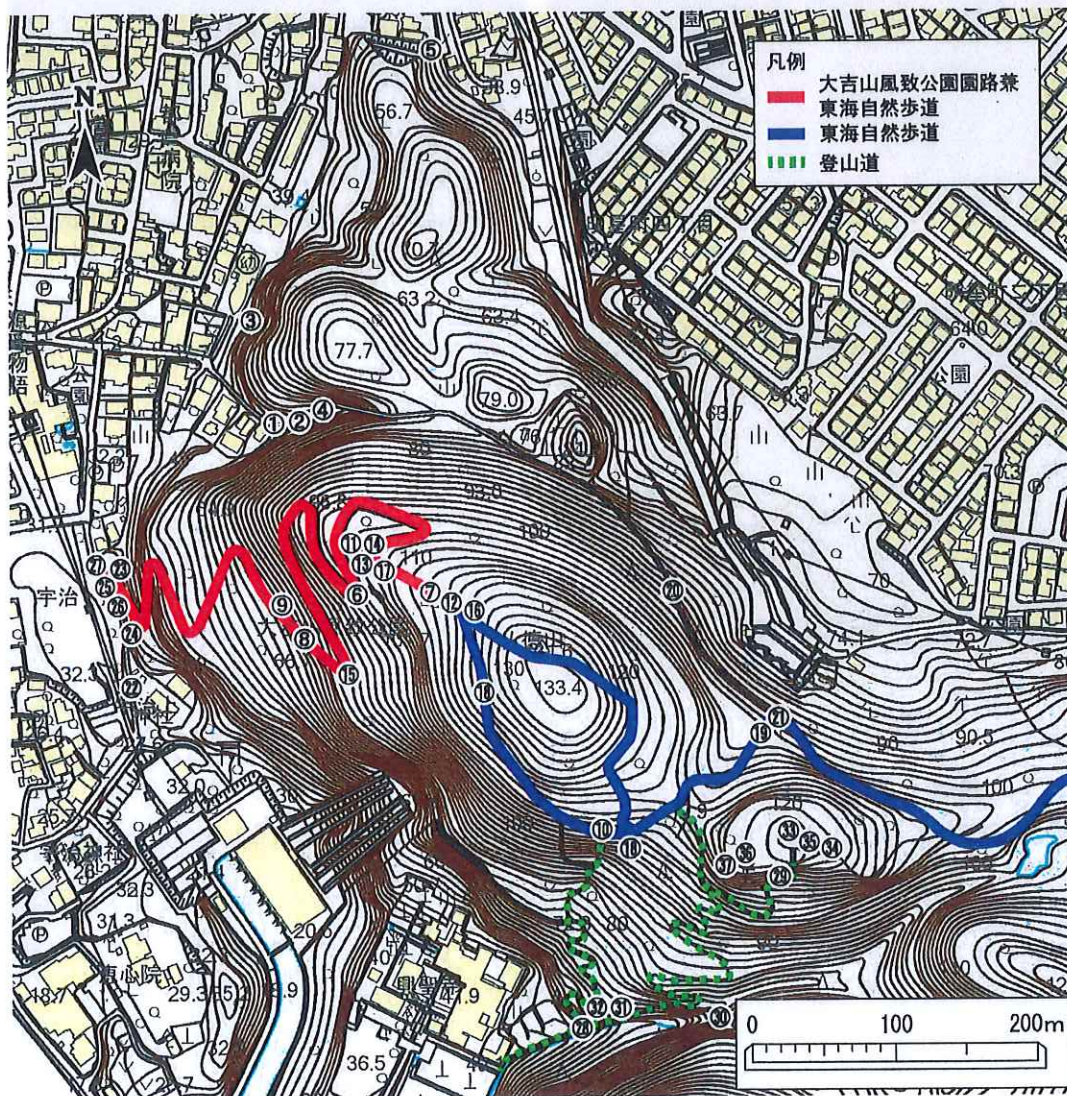


図5-2 指定地内に所在するその他のもの（A地区）写真位置図

ア 保存管理の現状と課題

1) 二子山の現状と課題

○ 現状

二子山の周辺では、宅地化が進んでいる。この山に存在する国指定史跡の二子山古墳も、開発計画から保護された経緯がある。二子山と仏徳山の間にある市道宇治6号線のそばには、由来などが分かっていない石造物が点在している（写真5-5）。平成30年には指定地内で土砂崩れが発生しており、土留め工の施工によって被害拡大の防止が図られている（写真5-6）。



① 市道宇治6号線



② 市道宇治6号線そばに点在する
地藏石仏、梵字石板



③ 二子山における被災後の土留め工

○ 課題

名勝指定地内から周辺宅地へ土砂や雨水が流出しているが、応急対策に留まっているため、抜本的な対策が必要である。そのほか、名勝指定地内より出没するシカによって植木や家庭菜園が食害の被害を受けており、土地所有者によって防獣ネットなどが設置されている。市道沿いに石造物も散見されることから、その正確な位置の把握と評価も必要である。



④ 市道宇治6号線沿い土砂崩れ応急処置



⑤ 二子山麓における防獣ネット設置状況

2) 仏徳山（大吉山）

○ 現状

仏徳山は標高 131.8 m の小高い山であり、土地利用は主に公園となっている。仏徳山には、宇治山の情景を補完するものとして、山頂と麓の3箇所に宇治山にちなんだ歌碑が設置されている（写真3-2、3-3、3-6）。

仏徳山に整備されている大吉山風致公園は東海自然歩道のコースに含まれており、さわらびの道沿いの入口から大吉山風致公園展望台までは約1kmのつづら折りの園路が整備されている。園路や登山道には、東海自然歩道のサインなどが設置されているほか、展望台には観光地を示す埋込型サインが設置されている。

大吉山風致公園にはトレッキングや軽登山を目的とした人々が多く訪れている。また、近年は宇治を舞台にしたアニメ作品の聖地巡りとしても多くの人が訪れている。園路沿いには記念植樹としてサクラやモミジ、サザンカ、キンモクセイ、ヤマブキなど多様な樹木が植えられており、付近には記念植樹のプレートなどがみられる。

大吉山風致公園は、仏徳山山頂付近まで整備されており、園路は維持管理用の車両が通行できるようになっている。公園施設としては、市内を一望できる展望台や園路中腹に東屋があるほか、汲み取り式公衆トイレやテーブルベンチ、水飲み場、ゴミ箱などが設置されている。展望台は森林が一部開けており、市街地方向が望めることから、山上からの視点場としての機能を担っている。



⑥ 大吉山風致公園 園路



⑦ 大吉山風致公園 仏徳山頂上付近園路



⑧ 園路沿い石垣・石組み



⑨ 大吉山風致公園 階段



⑩ 東海自然歩道サイン



⑪ 大吉山風致公園展望台埋込型サイン



⑫ 大吉山風致公園 公衆トイレ前記念植樹



⑬ 大吉山風致公園展望台



⑭ 大吉山風致公園展望台、東屋



⑮ 大吉山風致公園 園路中腹東屋、ベンチ



⑯ 大吉山風致公園公衆トイレ



⑰ 東海自然歩道解説板



⑱ 仏徳山内東海自然歩道



⑲ 仏徳山、朝日山間東海自然歩道



⑳ 市道宇治6号線



㉑ 地藏石仏・小屋



㉒ さわらびの道



㉒ さわらびの道石碑



㉒ さわらびの道沿い休憩所



㉓ ベンチ



㉔ 観光案内サイン



㉔ 埋込型サイン

○ 課題

指定地内の園路には劣化している場所が複数みられる状況である。適切に維持するとともに、必要に応じて修繕や施設の改修を行うことによって安全で快適な環境を作っていく必要がある。名勝宇治山に関連するサインや標識の整備などについても検討が必要である。

大吉山風致公園展望台は視点場としての機能を担っているが、周知が不十分である。また、周囲の樹木を適切に管理しなければ眺望が阻害されるため、展望を確保するための樹木剪定を継続していく中で、更に抜本的な対策が必要である。

3) 朝日山

○ 現状

仏徳山の登山口は、大吉山風致公園の園路のほか興聖寺の裏手にもあり、興聖寺や地域住民などによって管理されている。この登山道は朝日山への最短経路となっている。朝日山では、砂防堰堤や土留め工などの防災施設整備が実施されるとともに、倒木があった場所では興聖寺によって植樹と小規模防鹿柵の設置が進められている。

朝日山山頂には江戸時代に作成された『宇治名所図会』や『都名所図会』、『宇治名所古跡之絵図』などにも描かれている観音堂が所在する。現在の観音堂は木造平屋建て、銅板葺きの建造物であり、堂内に石仏の朝日山観音菩薩が安置されている。周辺には、「菟道稚郎皇子墓」と記された墓石や永井尚政建立と伝わる五輪塔などが点在している。この観音堂や石造物は、地元の有志団体によって維持管理されている。

朝日山観音堂のそばにある朝日山観音展望台は展望台として整備されている場所ではないが、森林の一部が開けており、市街地方向の眺望が確保できている。この場所からは平等院鳳凰堂や宇治市街を見渡せることから、山上からの視点場として機能している。



②⑧ 興聖寺裏手登山道



②⑨ 朝日山登山道石段、石積み



③⑩ 治山堰堤



③⑪ 土留め工



③② 植樹した稚樹に施した小規模防鹿ネット



③③ 朝日山観音堂



③④ 菟道稚郎皇子之墓



③⑤ 朝日山観音五輪塔墓



③⑥ 朝日山山頂五重石塔



③⑦ 朝日山観音展望台

○ 課題

興聖寺裏手の登山道は、適切な維持管理が必要である。砂防堰堤や土留め工などの防災施設整備が一部で実施されているが、山の荒廃を防止するために今後も適切な防災対策が必要である。

朝日山観音堂周辺には、石造物や石積みなどが多く残るが、これらの文化財的位置づけを行う必要がある。また、朝日山観音展望台から望む眺望景観は、朝日山に登った際の魅力のひとつであるため、眺望を確保するために適切な樹木の管理が必要である。

イ 活用の現状と課題

○ 現状

興聖寺裏手から朝日山山頂への経路として、石段や木材による階段など簡易な登山路が部分的に整備されている。登山道の分岐点や山頂にある石造物には、地域住民による簡易な案内看板や解説看板などが設置されている。

○ 課題

興聖寺裏手からの登山道は簡易な整備であり、劣化している場所がみられることから、補修が必要である。また、地域住民が設置した看板類に劣化がみられるほか、朝日山へ案内するサイン類が十分に整備されていないことから、一体的な活用ができていない。

ウ 整備の現状と課題

1) 保存のための整備に関する課題

○ 現状

指定地内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が複数存在している。平成30年度の被災後、指定地内の一部では土留め工や治山堰堤など防災施設が整備されている。

○ 課題

指定地全体を見ると、十分な防災対策が施されているとはいえず、名勝の保存や来訪者の安全確保に影響を及ぼしている。また、防災対策や森林管理に必要な管理用園路などが整備されていない場所もあり、森林管理が行き届いていない。

2) 活用のための整備に関する課題

○ 現状

大吉山風致公園は園路が整備されており、トレッキングや軽登山を目的とした人が訪れている。仏徳山の山頂付近には展望台のほか、休憩施設やトイレなど便益施設が整備されており、多くの人が活用している。

○ 課題

指定地内には歩行者動線が十分に整備されていない場所もみられる。また、二子山周辺は、園路や便益施設などが未整備であり、活用できる環境が整っていないため、名勝宇治山として一体的な活用が出来ていない。

大吉山風致公園に整備されている便益施設は整備してから時間が経っており、劣化がみられるほか、宇治山を訪れるすべての人が快適に過ごせる施設とはなっていない。

名勝の標識が設置できていない。また、宇治山を訪れた来訪者が名勝宇治山の価値や歴史について知ってもらうための解説板が整備されていない。

第2項 B地区の現状と課題

宇治の名勝地としての素地を形成している4つの社寺の境内地は、各社寺によって管理されている。境内地には文化財指定されている建造物のほか、宗教活動に関連した施設などが存在している。境内地では地域住民などの参詣がみられるほか、様々な年中行事が行われている。また、4つの社寺は宇治を代表する観光名所であり、ライトアップや特別拝観などのイベントが開催され、多くの観光客が訪れている。

B地区における本質的価値を構成する諸要素は、境内地があげられる。これら諸要素の概要については、表5-3、5、7、9、11においてまとめた。B地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素については、表5-4、6、8、10、12においてまとめた。以下、各社寺の現状と課題を整理する。

ア 保存管理の現状と課題

○ 各社寺の現状

1) 宇治上神社

宇治上神社には、国宝2棟、重要文化財1棟、京都府暫定登録文化財3棟が存在し、世界遺産にも登録されている。江戸時代中期の『宇治郷総絵図』には先述した国宝の2棟のほか、参道の鳥居や池と石橋などが描かれていることが確認できる。宇治上神社の参道でもあるさわらびの道（宇治市道18号線）は石敷きとカラー舗装により良好な景観を形成している。

表5-3 本質的価値を構成する諸要素（宇治上神社境内地）一覧

分類	諸要素		概要	写真番号	備考
本質的価値を構成する諸要素	境内地	建造物	宇治上神社本殿	覆屋：桁行5間、梁行3間、流造、檜皮葺 内殿：一間社流造、檜皮葺、平安時代後期	① 国宝（建造物）
			宇治上神社拝殿	桁行6間、梁行3間、一重切妻造、両妻1間庇付、檜皮葺、寝殿造、鎌倉時代	② 国宝（建造物）
			宇治上神社摂社春日神社本殿	一間社流造、檜皮葺、鎌倉時代後期	③ 重要文化財（建造物）
			宇治上神社末社厳島社	一間社、切妻造、片妻一間庇、檜皮葺	④ 府暫定登録
			宇治上神社末社香椎社	一間社、両流造、檜皮葺	⑤ 〃
			宇治上神社末社武本稻荷社	一間社、両流造、檜皮葺、覆い屋付き	⑥ 〃
			神庫	天明8年（1788）の作事改につき届書をみると、同じ場所に桁行2間半、梁行2間、切妻造、瓦葺、3尺庇付の神庫が描かれている。	⑦
			桐原水建屋	天明8年（1788）の作事改につき届書をみると、同じ場所に桁行1間半、梁行2間、切妻造、檜皮葺葺棟の御手洗が描かれている。屋根が破損したことにより仮に瓦を葺いたことが書かれている。	⑧
	その他	池など	江戸時代中期に作成された『宇治郷総絵図』に池と石橋が描かれている。	⑨・⑩	

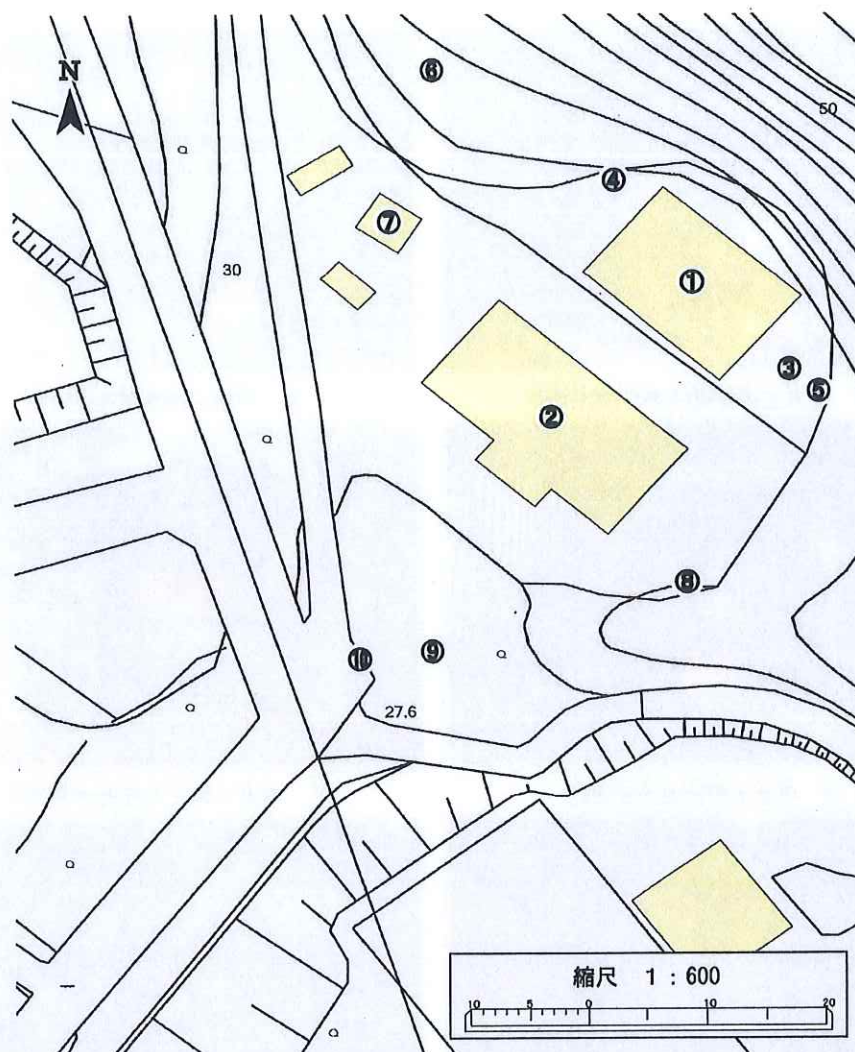


図5-3 本質的価値を構成する諸要素（宇治上神社境内地）の建造物、写真位置図



① 宇治上神社本殿



② 宇治上神社拝殿



③ 宇治上神社摂社春日神社本殿



④ 宇治上神社末社戯島社



⑤ 宇治上神社末社香椎社



⑥ 宇治上神社末社武本稻荷社



⑦ 神庫



⑧ 桐原水建屋



⑨ 正門前池



⑩ 正門前石橋

表5-4 指定地内に所在するその他のもの（宇治上神社境内地・さわらびの道）一覧

分類	諸要素以外の諸要素	概要	写真番号	備考
指定地内に所在するその他のもの	建造物	宇治上神社末社住吉社、授与所、蔵など	①～③	
	工作物など	正門や透塀、竹垣などの境内地区画施設、石垣や石燈籠、狛犬などの石造物、国宝本殿御祭神明記立札や国宝拝殿立札などの立札や標識、鳥居、放水銃格納庫、や避雷針などの防災施設、解説板などの便益施設など	④～⑬	
	参道	さわらびの道（宇治市道18号線）の一部	⑭	
	道路	さわらびの道（宇治市道18号線）		
	その他	境内案内図、清め砂（拝殿底の両側）、おみくじ掛けなどの仮設物		

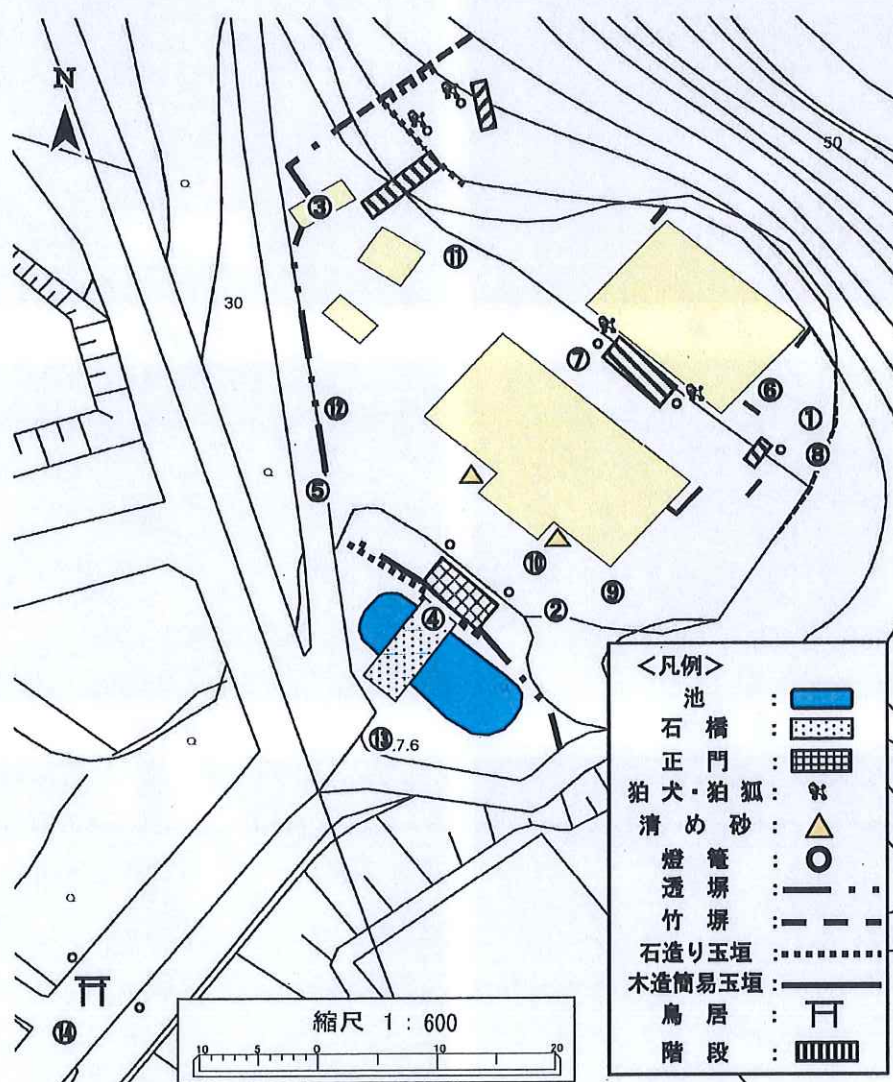


図5-4 指定地内に所在するその他のもの（宇治上神社境内地・さわらびの道）の建造物・写真位置図



① 宇治上神社末社住吉社



② 授与所



③ 蔵



④ 正門



⑤ 透塀



⑥ 雨降岩



⑦ 本殿前狛犬・石燈籠



⑧ 末社前飛び石



⑨ 拝殿雨落ち溝、排水溝



⑩ 拝殿前境内案内図・国宝拝殿立札



⑪ 文化財愛護標識



⑫ 放水銃格納庫



⑬ 世界遺産「古都京都の文化財」解説板



⑭ 宇治上神社参道、鳥居、
世界文化遺産宇治上神社石碑

2) 宇治神社

宇治神社境内には、重要文化財1棟、府指定建造物1棟、府暫定登録文化財3棟が存在する。参道入り口に鳥居が1基、参道入り口から拝殿前までに石敷きと石段、拝殿と本殿の間に石段と鳥居が1基配されている。

表5-5 本質的価値を構成する諸要素（宇治神社境内地）一覧

分類	諸要素		概要	写真番号	備考
本質的価値を構成する諸要素	境内地	建造物	宇治神社本殿	①	重要文化財（建造物）
			宇治神社末社 春日社本殿	②	府指定（建造物）
			宇治神社拝殿	③	府暫定（建造物）
			宇治神社末社 日吉社	④	〃
			宇治神社末社住 吉社	⑤	〃

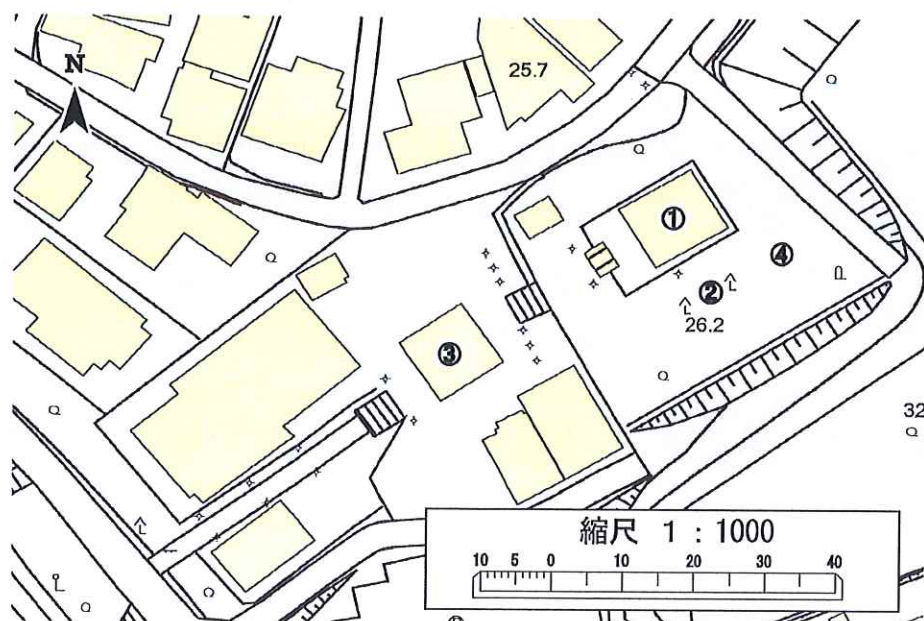


図5-5 本質的価値を構成する諸要素（宇治神社境内地）の建造物・写真位置図



① 宇治神社本殿



② 宇治神社末社春日社本殿



③ 宇治神社拝殿（桐原殿）



④ 宇治神社末社日吉社（手前）・末社住吉社（奥）

表5-6 本質的価値を補完するもの及び指定地内に所在するその他のもの
(宇治神社境内地・参道) 一覧

分類	諸要素以外の 諸要素	概要	写真 番号	備考
本質的価値を 補完するもの		喜撰法師歌碑	写真3 -4	
指定地内に 所在する その他のもの	建物	宇治神社末社伊勢両宮、宇治神社末社高良社、 宇治神社末社松尾社、宇治神社末社廣田社、授 与所、絵馬殿、神楽殿、蔵、社務所・参集殿、 手水舎	①～⑦	
	工作物など	石造り玉垣などの境内区画施設、石垣や石燈籠、 狛犬、などの石造物、末社祭神明記立札などの 立札や標識、鳥居、避雷針などの防災施設、ペ ンチや史跡解説板などの便益施設など	⑧～⑮	
	参道	宇治神社参道	⑮	
	道路	さわらびの道（市道宇治18号線）など	⑯	
	その他	おみくじ掛け、祈祷案内看板などの仮設物		

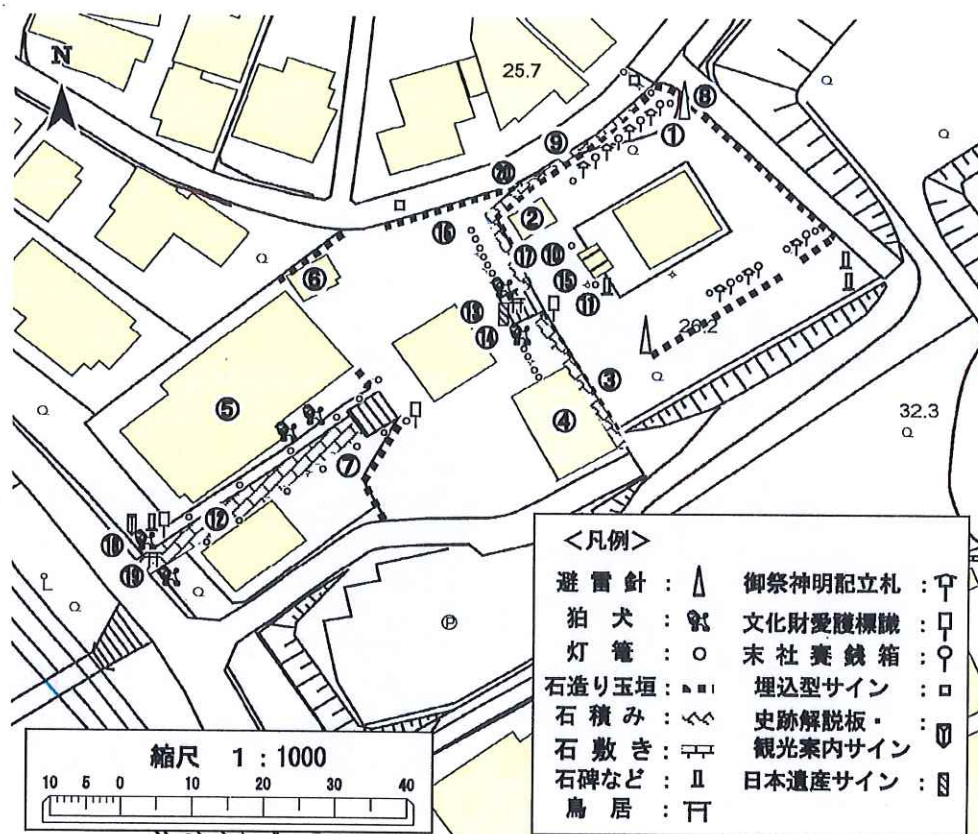


図5-6 指定地内に所在するその他のもの（宇治神社境内地・参道）の建造物、写真位置図



① 宇治神社末社伊勢両宮・松尾社・高良社・廣田社



② 授与所



③ 絵馬殿



④ 神楽殿



⑤ 参集殿・社務所



⑥ 蔵



⑦ 手水舎



⑧ 石造り玉垣



⑨ 境内地外周沿い石積み



⑩ 本殿前石燈籠



⑪ 宇治神社祭神 稚朗子命石碑



⑫ 参道石敷き、石灯籠



⑬ 石段



⑭ 二の鳥居、狛犬



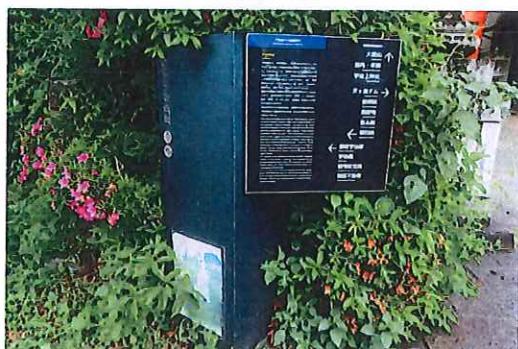
⑮ 避雷針



⑯ 藤棚・ベンチ



⑰ 宇治神社由緒書



⑱ 史跡解説板・観光案内サイン



⑲ 宇治神社参道、鳥居、狛犬



⑳ さわらびの道（宇治市道 18 号線）

3) 恵心院

恵心院には、府指定建造物が1棟存在する。棟札から現在の本堂が建立された年代や携わった人の名前がわかっている。山門は瓦に天正17年(1589)の銘があり、承応元年(1652)の年紀を記した付箋が貼られた「承応絵図」に同規模の門が描かれていることから古くからその場所に門があったと考えられる。

表5-7 本質的価値を構成する諸要素(恵心院境内地)一覧

分類	諸要素		概要	写真番号	備考
本質的価値を構成する諸要素	境内地	建造物	本堂	①	府指定文化財
		建造物	山門	②	

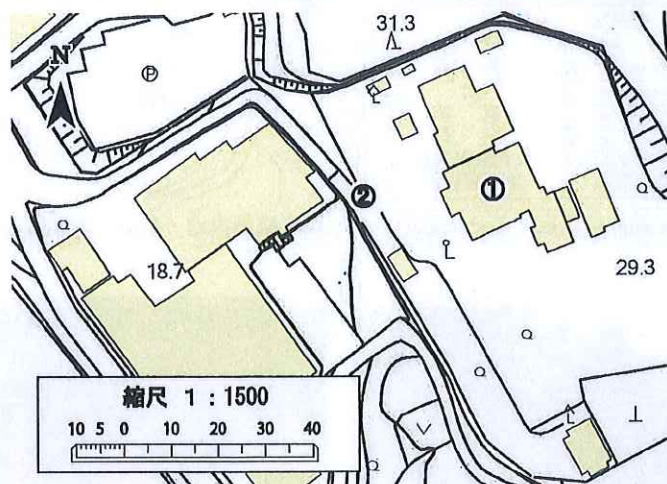


図5-7 本質的価値を構成する諸要素(恵心院境内地)の建造物、写真位置図



① 本堂



② 山門

表5-8 指定地内に所在するその他のもの（恵心院境内地・参道）一覧

分類	諸要素以外の 諸要素	概要	写真 番号	備考
指定地内に 所在する その他のもの	建造物	白龍大神社	①	
	工作物など	宗祖弘法大師像や子育て水子地藏尊などの石造物、子育て水子地藏尊立札、境内全域禁煙看板などの看板や立札、掲示板、鳥居、東屋や十一面観音立像解説板などの便益施設など	②～④	
	参道	市道宇治志津川線から山門まで		
	その他	庭園、池、旗竿など		

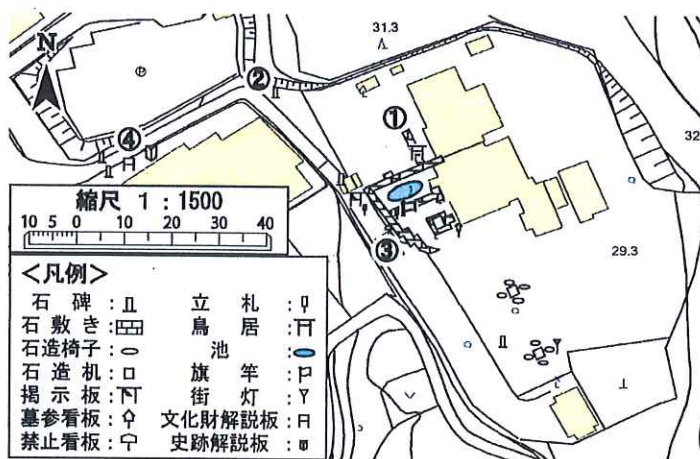


図5-8 指定地内に所在するその他のもの（恵心院境内地・参道）の建造物、写真位置図



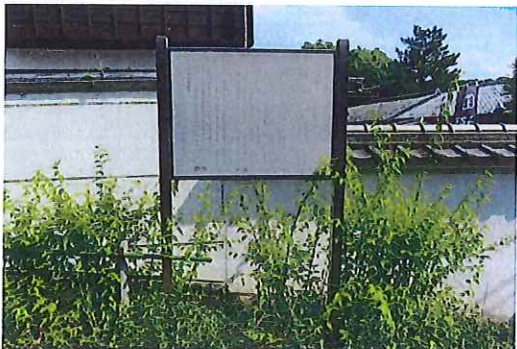
① 白龍大神社



② 宗祖弘法大師像



③ 東屋・ベンチ



④ 十一面觀音立像解説板

4) 興聖寺

境内には、市指定建造物となっている 12 棟のほか、府指定名勝となっている興聖寺庭園及び琴坂がある。興聖寺境内の一面では、茶樹が育成されている。

表 5 - 9 本質的価値を構成する諸要素（興聖寺境内地）一覧

分類	諸要素	概要	写真番号	備考
本質的価値を構成する諸要素	境内地 建造物	本堂	桁行 9 間、梁行 6 間、入母屋造、本瓦葺、南面、慶安 2 年（1649）建立	① 市指定文化財
		僧堂	桁行 7 間、梁行 5 間、入母屋造、本瓦葺、東面、西面に一間庇、天保 14 年（1843）建立	② 〃
		庫裏	桁行 16 間、梁行 6 間、切妻造、平入り、本瓦葺、東面のみ棧瓦葺、西面に桁行 1 間、梁行 1 間の小屋根、東面に桁行 4、梁行 5 間、切妻造、棧瓦葺付設、弘化 4 年（1847）建立	③ 〃
		衆寮	桁行 3 間、梁行 3 間、入母屋造、棧瓦葺、天保 14 年（1843）建立	④ 〃
		浴室	桁行 5 間、梁行 3 間、東面に入母屋造、妻入り、棧瓦葺、西面、19 世紀半ばの改築がみられるが一部に建立当初の部材を用いている可能性あり	⑤ 〃
		楼門	竜宮造楼門、上層は桁行 3 間、梁行 2 間、禅宗様高欄付、入母屋造、本瓦葺、南面、天保 12 年（1841）建立	⑥ 〃
		薬医門（中雀門）	1 間 1 戸、切妻造、本瓦葺、南面、弘化 3 年（1846）建立	⑦ 〃
		鐘楼	四脚鐘楼、切妻造、本瓦葺、慶安 4 年（1651）建立	⑧ 〃
		天竺堂	桁行 3 間、梁行 3 間、方形造、本瓦葺、南面。北面に桁行 3 間、梁行 1 間の祠堂付設。祠堂部分は寄棟造、本瓦葺。慶安 4 年（1651）建立	⑨ 〃
		開山堂	昭堂は桁行 3 間、梁行 3 間、寄棟造、本瓦葺、南面。昭堂北面に桁行 1 間、梁行 3 間の祠堂付設。祠堂部分は寄棟造、本瓦葺、寛延 3 年（1750）建立	⑩ 〃
		知祀堂	土蔵造、桁行 2 間、梁行 2 間、寄棟造、本瓦葺、西面	⑪ 〃
		秋葉大権現	六角円堂形式、棧瓦葺、明和 4 年（1767）建立	⑫ 〃
		大書院	明治 45 年（1912）新築、規模は異なるが、『久世郡寺院明細帖』や明治 32 年（1899）の銅版画でも同じ位置に書院がみられる。	⑬
		方丈	規模は異なるが、『久世郡寺院明細帖』や明治 32 年（1899）の銅版画でも同じ位置に方丈がみられる。	⑭
		回廊	明治 32 年（1899）の銅版画にも現在の回廊と同様のものが描かれている。	⑮
		漆喰塀	『宇治郷総絵図』に石積みと塀の描写があり、明治 32 年（1899）の銅版画にも漆喰塀が描かれている。	⑯
	その他	興聖寺庭園	本堂及び僧堂、庫裏で囲われた正方形に近い枯山水の平庭である。本堂前の石敷きを境に立石を多く用いた半面と五層の石燈籠を中心に数個の景石を配した半面が対象の妙をみせている。また、ほかの堂舎の周りにも起伏に富んだ築庭がなされている。	① 一部府指定名勝
	参道	琴坂	宇治川岸の四足石柱門から竜宮造の楼門まで至る約 200 m の参道であり、古くよりヤマブキ・ツツジや紅葉の名所として知られている。参道の両側を流れ下る山水の琴鳴にも似た瀬音と苔むした野面積みの石垣、参道を蔽うモミジが一体となった景が、四季を通じて様々な風情を醸し出している。	府指定名勝

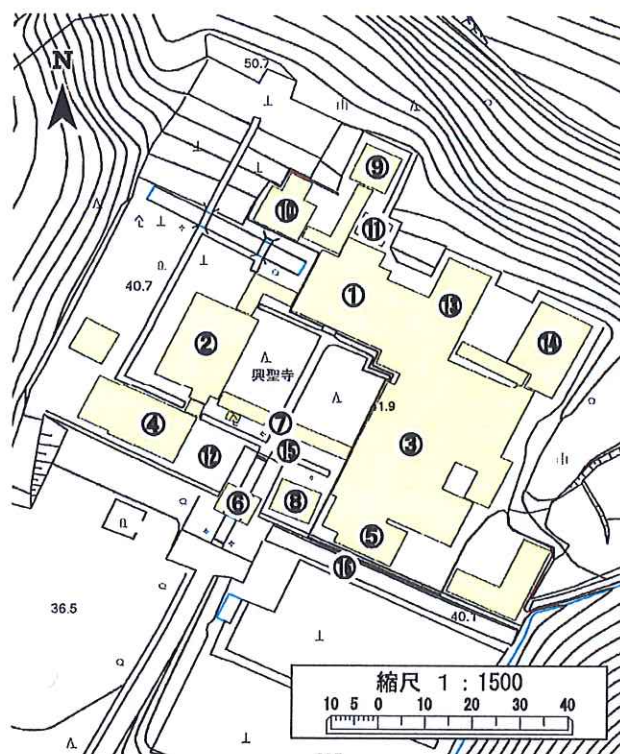


図5-9 本質的価値を構成する諸要素（興聖寺境内地）の建造物、写真位置図



① 本堂、興聖寺庭園



② 僧堂



③ 庫裏



④ 衆寮



⑤ 浴室



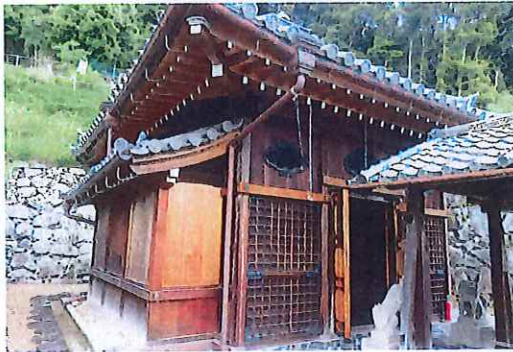
⑥ 楼門



⑦ 薬医門（中雀門）



⑧ 鐘楼



⑨ 天竺殿



⑩ 開山堂



⑪ 知祀堂



⑫ 秋葉大権現



⑬ 大書院



⑭ 方丈



⑮ 回廊



⑯ 漆喰塀

表 5 - 10 指定地内に所在するその他のもの（興聖寺境内地）一覧

分類	諸要素以外の 諸要素	概要	写真 番号	備考
指定地内に 所在する その他のもの	建造物	東司、祀堂殿、手水舎など	①・②	
	工作物など	石積みや石燈籠、個人墓地などの石造物、防獣ネットなどの防獣施設、建造物名立札、史跡解説板、境内案内サインなどの便益施設など	③	
	その他	旗竿、茶樹育成場など	④	

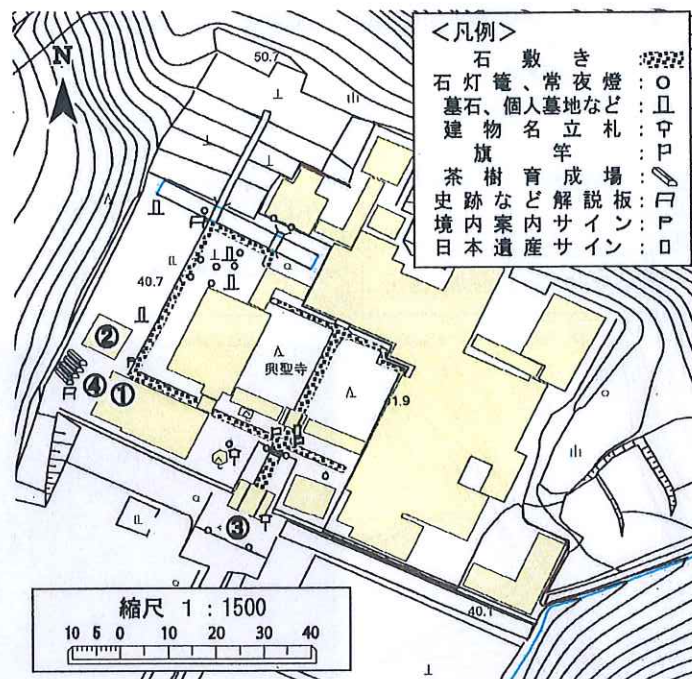


図5-10 指定地内に所在するその他のもの（興聖寺境内地）の建造物、写真位置図



① 東司



② 祀堂殿



③ 石燈籠



④ 茶樹育成場

表 5 - 11 本質的価値を構成する諸要素（興聖寺琴坂）一覧

分類	諸要素		概要	写真番号	備考
本質的価値を構成する諸要素	境内地	建造物	石柱門	①	
		工作物など	琴坂石積み	②	府指定名勝



① 四足石柱門



② 興聖寺琴坂（令和 6 年 12 月撮影）

図 5 - 11 本質的価値を構成する諸要素（興聖寺琴坂）の建造物、写真位置図

表 5 - 12 本質的価値を補完するもの及び指定地内に所在するその他のもの（興聖寺琴坂周辺）一覧

分類	要素	概要	写真番号	備考
本質的価値を補完するもの		興聖寺四足石柱門脇庭園内句碑	写真 3 - 5	
指定地内に所在するその他のもの	工作物など	茶筌塚や興聖寺石碑などの石造物、消火栓などの防災施設、電気柵や木製防獣柵などの防獣施設、観光案内サインや日本遺産サインなどの便益施設など	①・②・⑤～⑧	
	道路	市道宇治志津川線など		
	その他	石柱門脇庭園、宇治七茗園朝日園旧蹟など	③・④	



図5 - 12 指定地内に所在するその他のもの（興聖寺琴坂）の写真位置図



① 茶笥塚



② 興聖寺石碑



③ 興聖寺駐車場電気柵



④ 興聖寺琴坂木製防獣柵



⑤ 観光案内サイン



⑥ 日本遺産 日本茶 800 年の歴史散歩サイン



⑦ 四足石柱門脇庭園



⑧ 宇治七茗園朝日園旧蹟

○ 各社寺の課題

社寺林においては、近年の異常気象や台風などによる倒木への対応が課題である。また、斜面地の崩落防止など対策の検討が必要である。これらは、名勝景観の保護だけでなく、宗教活動の維持のためにも計画的に実施する必要性がある。また、境内地において建造物の改修や造成、樹木の植栽や伐採などが行われる際は情報共有を行い、適切な維持管理、整備となるよう事前に協議が必要である。

今後宗教活動や境内地の利活用のための墓地造成や便益施設などの整備を名勝宇治山の価値を損ねずに実現することも課題のひとつである。

イ 活用の現状と課題

○ 現状

各社寺には地域住民など多くの人が参拝に訪れ、様々な年中行事が行われている。また、指定地内の各社寺は宇治を代表する観光名所であり、ライトアップや特別拝観などのイベントが開催され、多くの観光客が訪れている。

○ 課題

宇治の歴史文化を活用した観光振興を進めていくため、行政と社寺が連携し、活用を継続しているが、日常的な活用は個別の社寺がおこなっており、来訪者に対して名勝宇治山に関する普及啓発を十分に図れていない。

ウ 整備の現状と課題

1) 保存のための整備に関する課題

○ 現状

各社寺には指定文化財の建造物や文化財環境保全地区の社寺林などがあり、各社寺によって維持管理され、社寺景観が保全されている。

○ 課題

社寺としての良好な景観が今後も維持されるよう、境内地において建造物の新築や増築などが行われる際は情報共有を行い、適切な維持管理、整備となるよう協議が必要である。

府指定名勝の琴坂では、石積みに孕みなどが生じている場所や石材が抜け落ちているところが見られる。また、琴坂沿いの岩壁において落石が発生している。隣接地では倒木も発生しており、通行に支障が生じる可能性がある。

2) 活用のための整備に関する課題

○ 現状

各社寺付近には観光案内板や史跡解説板などが整備されているほか、周辺の主要名所などへの案内サインの整備が進められている。

○ 課題

各社寺の史跡解説板や観光案内版などは整備されているが、各社寺から宇治山へ観光客を誘導する案内サインなど名勝宇治山に関連するものが存在していない。

第3項 C地区の現状と課題

ア 保存管理の現状と課題

○ 現状

宇治発電所は、現在も稼働中の施設であり、土地所有者である関西電力株式会社によって維持管理がなされている。当地には土木遺産に選ばれたレンガ造りの発電所建屋などが建っている。

発電所の建設時に、遠景から発電所が見えないように風致景観を復旧した植栽林は、現在も水圧鉄管を覆い隠している。また、恵心院の裏手に設けられた盛り土とそこに植えられた樹木も、発電所施設を宇治川左岸などの視点場から遮蔽するよう有効に機能している。

表5-13 本質的価値に準ずる価値を構成するもの及び指定地内に所在するその他のもの（C地区）一覧

分類	諸要素以外の諸要素	概要	写真番号	備考
本質的価値に準ずる価値を構成するもの		レンガ造り発電所建屋、盛り土、水圧鉄管及び盛り土周辺の植栽など	①～③	
指定地内に所在するその他のもの	建造物	発電所関連施設		
	工作物など	放水路、送電施設、正門など	④	
	その他	立入禁止、宇治川漁業協同組合看板など		

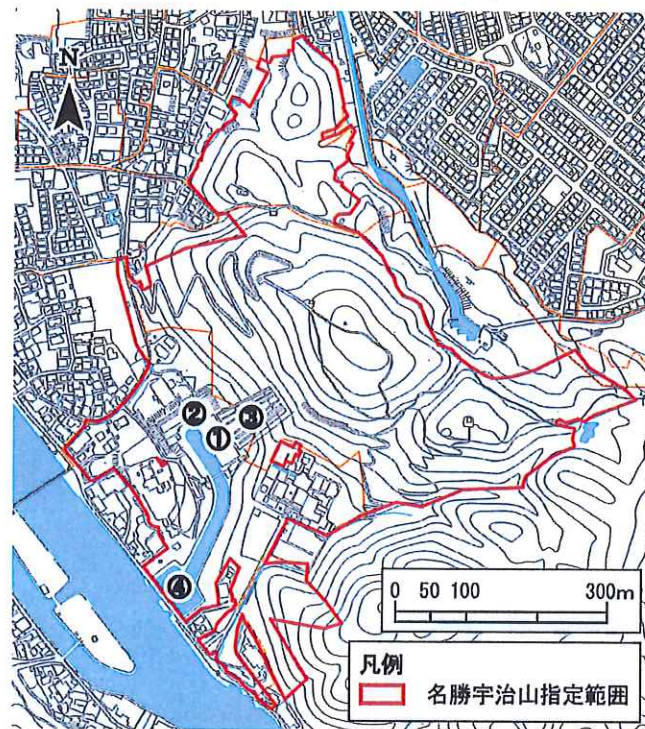


図 5 - 13 宇治発電所関連施設写真位置図



① 発電所建屋



② 発電所建屋



③ 水圧鉄管と周辺の植栽



④ 放水路

○ 課題

発電所は現在も稼働中であることから、その公共性と名勝景観の保護を両立していかなければならない。今後既存の発電施設については、老朽化などによる施設の改築や更新などが必要となってくるため、その際は発電所の建設に伴って実施された景観施策を鑑み、水圧鉄管を覆い隠している植栽や盛り土など施策の継承が必要である。

イ 活用の現状と課題

1) 発電所施設

○ 現状

宇治発電所は、秋に開催されている京都・宇治灯り絵巻のイベント時を除き、立入禁止となっている。

○ 課題

近代の建造物として価値があることやその公共性を周知するため、所有者の協力を得て公開を行う必要があるが、現役で操業している施設であるため、公開の機会は限られている。

2) 発電所関連施設

○ 現状

恵心院裏手の盛り土周辺は、かつて関西電力株式会社の保養所として活用されていたが、現在は除却されており、園路や池跡などが残されている。

○ 課題

かつて保養所などがあった盛り土周辺の今後の利活用については、名勝としての価値を保ち続けるために土地所有者と十分情報共有をする必要がある。

ウ 整備の現状と課題

1) 保存のための整備に関する課題

○ 現状

水圧鉄管を覆う植栽や恵心院裏手の盛り土は、遠景から発電所施設を隠すのに役立っている。

○ 課題

今後も発電所施設が宇治川左岸などの視点場からみえないようにするため、植えられた植栽の老木や枯損木、危険木は計画的に伐採を行い、適宜補植する必要がある。

2) 活用のための整備に関する課題

○ 現状

宇治発電所は発電施設として活用されており、活用や公開の対象とはなっていない。

○ 課題

今後既存の発電施設については、老朽化などによる施設の改築や更新などが必要になる。

(4) 植生の現状と課題

第1項 植生の現状

名勝指定地内では、近年倒木が多発している。宇治山の地質は地表面がチャートや泥岩であり、その上に薄い表土が乗っているため、樹木が深く根を張ることができず、土壌の保持力が弱い。また、腐朽した樹木など危険木や枯損木が散見されており、その全容が把握できていないため、名勝の保存や来訪者の安全確保に影響を及ぼしている。

保存活用計画の策定にあたり、令和4年度に行った現地調査では、コジイの^{みしょう}実生やシダ類などが生育する場合もあるが、各森林区分で低木層、草本層の植生が乏しい状況が明らかになった。森林内の林床は、高木化したコジイの林冠によって太陽光が届きにくい状態となっているため、暗くなっている場所が多くみられる。かつて森林内の低木を伐採したため現在に至るまで十分に下層植生が回復していない林分もあり、次世代の樹木が生育しにくい環境となっている。こうした次世代を担う在来種の中低木の生育不足から、将来宇治山の森林景観が崩れる懸念がある。

シイを主体とする植物群落は、従来は社寺の周辺でまとまって見られたもので、人手が入らなくなった山地斜面のアカマツ、コナラなどの二次林の下層植生として拡大し、アカマツの枯損後に急速に分布が拡大したものであるが、宇治上神社及び興聖寺の後背の仏徳山に広がるシイ群落は、京都府のレッドデータブックに地域生態系として貴重な群落に選定されている。

興聖寺後背の森林では、被災後植生が自然回復せず、地面が露出した状況が続いている。当地には、かつて朝日園と呼ばれる茶園が存在したとされることから、植えられていた品種のチャノキの復興に取組んでおり、育成したチャノキを植樹することで、合わせて植生の回復も図っている。そのほか、興聖寺は京都府の「京の森林文化を守り育てる支援事業」の助成を受け、朝日山で危険木の伐採や防鹿柵の設置、苗木の植栽など森林整備を行っている。

指定地内では、近年多くの倒木が発生しているが、園路や登山道の近辺でも倒木が残っている場所がある。二子山では管理が行き届いていない竹林が増殖しており、植生の遷移が進んでいる場所がみられる。京都府北部で再拡大がみられるナラ枯れなど樹木の病気は、市有地において対策を施したことや、私有地での対策に補助を出したことにより、現在は小康状態となっている。



写真5-4 コジイの林冠（令和6年5月撮影）



写真5-5 仏徳山山頂登山道付近倒木状況（令和6年4月撮影）

第2項 獣害などの現状

宇治山の森林内では、ニホンジカによる角研ぎや樹皮剥ぎがみられる。令和4年度(2022)より施行された京都府の『第二種特定鳥獣管理計画ーニホンジカー』では、森林生態に影響を及ぼさない生息密度である3~5頭/km²を将来的な管理目標としているが、「令和5年度事業実施計画」に掲載されている宇治市のニホンジカの生息密度の推定値(令和2年度推定)は約20頭/km²となっている(森林面積約34km²に対して678頭)。倒木の後の植生回復は、シカによる稚樹の食害のほかにも、イノシシなどの動物による被害も受けており、順調に推移しているとは言えない状況である。シカによる森林被害には、実生や稚樹の食害の被害のほかにも、角研ぎなどがみられる。宇治山の下層の植生が乏しい理由の一つにかつての低木の伐採があげられるが、ニホンジカによる食害の被害を受けた稚樹も見受けられる状況である。シカの採食圧が高くなると、次世代の樹木が生育せず、下層植生が衰退する懸念が生じる。また、シカの不嗜好性植物である外来種のナンキンハゼの実生が宇治山で確認されている。



写真5-6 角研ぎの痕跡(令和4年11月撮影)



写真5-7 朝日山に設置された小規模防鹿柵
(令和6年6月撮影)

第3項 植生の課題

京都府レッドデータブックにおいて「管理維持」に位置づけられている宇治上神社及び興聖寺裏手のシイ群落は、今後も適切な管理がなされるようにすることが課題である。森林の植生調査を行うことにより、高木化している樹木や腐朽している危険木などを把握し、宇治川左岸などからみた景観と樹木のあり方を検討したうえで、適切な樹木管理を行っていく必要がある。また、次世代を担う下層植生の中低木が十分に生育していない場所の植生回復が課題となっており、稚樹に対する小規模防鹿柵の設置など獣害対策が必要である。

そのほか、現地で残置している倒木の虫害対策や竹林の拡大が課題となっている。これらは、将来的に宇治山の景観に悪影響を与える恐れがあり、適切な対応が必要である。かつて宇治山でもみられたナラ枯れは、宇治山に分布するナラ類のコナラだけでなく、常緑のコジイ・アラカシなどでも枝枯れや葉の萎凋が発生する可能性があることから、森林環境に悪影響がでないよう注意が必要である。

第6章 保存活用の理念と基本方針

(1) 保存活用の理念

名勝宇治山の価値や特色を確実に保存して未来に継承するためには、現状と課題を踏まえながら計画的かつ実行性のある保存、活用、整備の取組を進めていく必要がある。また、具体的な取組を展開するためには、宇治市が土地所有者をはじめとして、関係団体などと連携を図りながら、名勝の保存、活用、整備を支える仕組みと体制を構築することが重要である。その上で、関係団体などの参加、連携、協働のもとに、日常的、定期的な維持管理を進めるとともに、名勝の整備、教育文化、観光、まちづくり、地域活性化の観点から宇治山を活かす取組を推進していく必要がある。

このため、名勝宇治山に関わる土地所有者や関係団体などが共有する名勝の保存、活用の理念を、名勝の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

- ・宇治山の山容を維持し、植生が適切な遷移をするように図る。
- ・宇治山と4つの社寺が形成してきた風景を保存する。
- ・古来より伝えられてきた宇治山の情景を未来へと伝える。
- ・宇治山の風致景観を守るために行われた人々の想いや努力を尊重し、継承する。

(2) 基本方針

名勝宇治山の価値や保存における現状と課題を踏まえるとともに、上述の理念を考え方の根本に据え、名勝の保存、活用の基本方針を以下のとおり設定する。

- 本質的価値を構成する諸要素を保存する。
- 名勝宇治山の歴史や情景を伝えるため、植生や点在する石造物などについて継続的な調査研究を進める。
- 名勝宇治山に関する普及啓発に努める。
- 近年多発している異常気象などによる災害への対応を進める。
- 宇治市関係各課や指定地内の4社寺、事業者などとの連携、協力を推進する。

第7章 保存管理

(1) 保存管理の方針

名勝宇治山の風致景観を、この先も維持継承していくために保存管理を図る。名勝を未来へ確実に引き継いでいくため、次のように保存管理の方針を示す。

- 4つの本質的価値や、本質的価値を構成する諸要素を適切に保存管理する。
- 危険木や獣害、外来種などに対して適切な対応をとる。
- 名勝宇治山の本質的価値のき損を防ぐため、危険箇所の調査を行い、景観に配慮しつつ災害などの予防措置や山容の適切な維持管理を行う。
- 植生などの本質的価値を構成する諸要素は、名勝景観を損なわない範囲でその遷移を妨げないよう配慮する。
- 所有者の宗教活動などとの調和を図り、安全確保ができる保存管理を目指す。

(2) 保存管理の方法

第1項 名勝指定地全体の保存方法

地形や植生などの本質的価値を構成する諸要素は、適切に保全する。指定地内における植生の現状把握については、日常の管理における目視確認で樹木の腐朽や危険木の有無など現状を把握するほか、必要に応じて植生の概況調査を行うことにより、樹木の現況や植生の遷移を把握し、今後の植生管理に必要なデータを収集する。土地所有者による建造物の新築や工作物の設置などは、宗教活動や事業に配慮するとともに、名勝宇治山の本質的価値を損ねない範囲となるようにする。

第2項 地区ごとの保存方法

ア A地区

名勝宇治山の本質的価値の根幹をなす宇治山の山容や植生については、視点場からの眺望に与える影響を最小限に抑えるよう適切に維持管理する。高木化した樹木や危険木の伐採は、植生の概況調査や樹木医による診断をもとに、宇治山を外から見た景観と森林の管理方針を慎重に検討したうえで、計画的、段階的に行う。伐採地や被災後の植生回復は、現在みられる宇治山の風致景観が損なわれることのないよう、稚樹の周囲を小規模防鹿柵で囲うなど獣害対策を適切に施すことによって自然回復を促す。管理が行き届いていない竹林や外来種のナンキンハゼは、植生の遷移によって森林環境に悪影響が及ばないよう注意し、積極的な対策方法を検討する。マツ枯れやナラ枯れなど病害虫による被害は、日常の管理の中でその兆候がみられないか観察する。

土砂崩れなどの災害に対する予防策については、危険な場所の調査を行いつつ、防災についての取り組みを進めていく。指定地内に散在する無主物の地藏石仏など石造物は、それぞれの文化財としての価値について調査を検討する。既存の園路などの施設は、劣化が進行し

ないよう適宜補修などを行っていくことにより、適切な維持管理を図る。

イ B地区

境内地および参道においては、宗教活動と名勝景観の調和を図る。境内地における樹木は、歴史的建造物や参拝者の安全を確保するとともに、視点場からの景観に配慮し、適切な維持管理を図る。植樹については慎重に検討し、宇治山の景観を損なわないよう配慮する。

宗教活動に必要な建造物の更新についても、名勝の本質的価値を損ねないよう配慮する。これらを計画的かつ適切に実施するため、宇治市と4社寺の連絡連携体制を確立する。

ウ C地区

市民にとって不可欠な公共性の高い施設においては、その更新を妨げないよう配慮が必要であるが、あくまでも名勝の本質的価値を損ねない範囲とする。地形改変を伴うような作為が避けられない場合も、管理団体である宇治市との協議を行い、文化財保護法に則ったより良い解決策を模索できるよう、宇治市と電力供給会社との連絡連携体制を確立する。

(3) 現状変更の取扱い基準

第1項 現状変更などに関わる手続き

名勝指定地内において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更など」）をしようとする場合には、文化財保護法（以下、「法」）第125条第1項の規定に基づき、文化庁長官の許可を得なければならない。なお、災害などによるき損後、復旧届により対応できるものについては文化財保護法第127条に基づき対応を行う。ただし、現状変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、文化財保護法施行令（以下、「施行令」）第4条に定める範囲において許可を受けることを要しない。

ア 現状変更の許可申請手続きが必要となる行為と取扱い基準

現状変更行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。名勝宇治山指定地内で所有者、管理者が行う現状変更の例は以下の行為がある。

- 1) 建造物の新築、改築、増築、除却
- 2) 工作物の設置、改修、除却
- 3) 土地の掘削、切り盛り土など土地の形状の変更
- 4) 木竹の伐採、植栽
- 5) 地下埋設物の設置、改修、除却
- 6) 発掘調査など各種学術調査、名勝の保存管理、整備活用に関わる行為

名勝指定地内において現状を変更する場合は、名勝宇治山への影響が軽微であることを管

理団体である宇治市及び文化庁に十分に説明し、根拠となる資料を添えた上で現状変更する許可を申請する必要がある。また、史跡整備、建築行為、開発行為など、名勝指定地内で事業を計画する際は、その事業計画による行為が、本計画で明示された名勝の本質的価値に影響を与えないよう、十分に検討する必要がある。以下に地区ごとの規制法令などについて表で示す（表7-1）。また、指定地内の各地区における取扱い基準については以下の表のとおりである（表7-2）。なお、以下の指定地内における取り扱い基準は、本質的価値を損ねない範囲とし、名勝景観に配慮したものとする。

表7-1 地区ごとの規制法令など

規制法令など		地区名称など	規制内容	地区区分		
				A	B	C
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	宇治市街遺跡（川東地区）、宇治上神社遺跡、山本古墳など	掘削を伴う工事を行う際は、着手の60日前までに、埋蔵文化財発掘の届出・通知が必要。（必要に応じて発掘調査が必要）	○	○	○
	国指定史跡	宇治古墳群（二子山北墳、二子山南墳）	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要。	○		
	文化的景観	宇治の文化的景観	景観重要構成要素の移転、除去、価値に影響を及ぼす増改築などの現状変更行為は届出が必要。	○	○	○
京都府文化財保護条例	京都府名勝	興聖寺庭園及び琴坂	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、京都府教育委員会の許可を受けなければならない。		○	
	文化財環境保全地区	興聖寺文化財環境保全地区	建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画・形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、その他教育委員会規則で定める行為を行う際は、行為の20日前までに届出が必要。	○	○	
都市計画法		市街化調整区域	農林漁業用の建築物や農林業に従事する者の住宅のほか、駅舎・図書館などの公共用建築物など法で定められたもの以外は知事の許可が必要。	○	○	○
		第一種低層住居専用地域	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿のほか、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以内かつ建築物の延べ面積の1/2未満のものなど用途制限あり。	○		
		第一種住居地域	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿のほか、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以内かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの、店舗・事務所などは2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店など用途制限あり。		○	○
景観法、宇治市景観計画		景観計画重点区域3（世界遺産保全及び特別風致地区）	建築物の配置や意匠・形態、色彩など誘導基準あり。	○	○	○
		景観計画地区B（歴史的遺産周辺地区）	建築物の配置や意匠・形態、色彩など誘導基準あり。	○		
		景観計画区域J（山間地区）	自然景観に調和した意匠形態や、基調となる色調は落ち着いた低彩度のものとするなど、誘導基準あり。	○		

規制法令など	地区名称など	規制内容	地区区分		
			A	B	C
自然公園法	国定公園第2種 特別地域 (琵琶湖国定公園)	農林漁業活動について調整を図ることが必要な地域であり、建築物や工作物の新築、増改築、土地の形状変更など一定の行為を行う場合、京都府知事の許可が必要。建築面積 2,000 m ² 以下、分譲住宅：2 階建てかつ高さ 10 m 以下、一般：高 13 m 以下など規制あり。	○	○	○
宇治市風致地区条例	特別風致地区	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成、木竹の伐採など、区域内において条例で定められた行為を行う際は許可が必要。建蔽率 30% 以下、高さ 10 m 以下など規制あり。	○	○	○
	普通風致地区	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成、木竹の伐採など、区域内において条例で定められた行為を行う際は許可が必要。建蔽率 40% 以下、高さ 15 m 以下など規制あり。	○		
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成、木竹の伐採など、区域内において法に定められた行為を行う際は届出が必要。	○	○	○
宅地造成等規制法	京都府宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行う場合は、京都府知事又は京都府土木事務所長の許可が必要。	○	○	○
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	三室戸鳥獣保護区	狩猟ができない。	○	○	○
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	開発行為をする区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、事前に知事の許可が必要。	○	○	○

イ 指定地内における現状変更取扱い基準

名勝としての価値を損ねないため、名勝宇治山における現状変更は、次の①から③のいずれかに該当するか、複数該当するものであることとする。その上で求められる共通の配慮事項として、次の a. から d. があげられる。

- ① 本質的価値の保全や活用に資するものであること
例) 倒木箇所や琴坂における植樹、園路の整備など
- ② 公益性が高いもの、生命財産の保護のために必要なもの
例) 発電所関係施設の改修、防災施設の整備など
- ③ 名勝の価値を理解するために必要なもの
例) 名勝標識、解説板の設置など

○ 配慮事項

- a. 視点場からの眺望に与える影響が軽微なものであること
- b. 意匠形態を周辺環境に合わせたものにして配慮すること
- c. 宇治山を理解する上で重要な遺構は保全すること
- d. 伐採や植樹は慎重に検討し、計画的に実施すること

表7-2 指定地内における現状変更の取扱い基準、条件

行為内容	地区区分			取扱い基準、条件
	A地区	B地区	C地区	
建造物の新築、改築、増築、除却	○	○	○	名勝宇治山の活用に資するものや宗教活動の維持に関係するもの、現在稼働している事業において既存施設の管理に必要なもの以外は認めない
	○	○	○	名勝景観や周辺の社寺の環境を損なわないよう配慮すること
	○	○	○	原則視点場からの眺望に与える影響が軽微であること
	○	○	○	宇治山に係る地下遺構は保全すること
			○	発電所関連施設以外の建造物の新築、改築、増築は建築履歴と同程度のものとする
工作物の設置、改修、除却	○	○	○	名勝宇治山の保存活用に資するものや宗教活動の維持に関係するもの、現在稼働している事業において既存施設の管理に必要なもの以外は認めない
	○	○	○	名勝景観や周辺の社寺の環境を損なわないよう配慮すること
	○	○	○	原則視点場からの眺望に与える影響が軽微であること
	○	○	○	宇治山に係る地下遺構は保全すること
		○		歴史的な石積みの修繕方法は文化財としての価値を損ねない方法にすること
			○	発電所に関わらない工作物及び名勝宇治山の保存、活用に必要でない工作物の設置、改修は建造物の新築などに付随するもののみとする
土地の掘削、切り盛り土など土地形状の変更	○	○	○	山容との一体感がなくなるような土地形状の変更は認めない
	○	○	○	防災施設など安全対策に資するものや文化財の保存、活用に資するものであること
	○	○	○	名勝景観や周辺の社寺の環境を損なわないよう配慮すること
	○	○	○	原則視点場からの眺望に与える影響が軽微であること
	○			園路や管理道路の整備など名勝宇治山の保存活用に関係するものについては、整備検討委員会などで議論を経たものであることを条件に認める
			○	宇治発電所の建設に伴う盛り土などはその意図を損なわないよう配慮すること
樹木の伐採、植栽	○	○	○	山容との一体感がなくなるような樹木の伐採は認めない
	○	○	○	危険木や高木化した樹木、外来種や竹林への対処のほか、森林植生の維持に資する植樹は認める
	○	○	○	植栽する樹種は景観調和に配慮し、周囲の植生や歴史的にかつてみられたものにするなど慎重に検討し、計画的に実行すること
		○		境内地の環境を損なうような樹木の伐採は認めない
		○		琴坂の風趣を維持するために行う枯損木や危険木の伐採は、補植を計画的に実施することを条件に認める。
	○		○	水圧鉄管を覆い隠す植栽の維持、更新に伴う伐採、植栽などは森林環境の維持の範囲とし、計画的に実施すること
地下埋設物の設置、改修、除却	○	○	○	上下水道などライフラインに関わるものや整備に関わるものは認める
	○	○	○	宇治山にとって重要な地下遺構は保全すること
各種学術調査、名勝の保存管理、整備活用に関わる調査など	○	○	○	名勝宇治山の活用に資するもので、調査終了後は元の状態に復旧することを条件に認める

エ 文化庁長官の許可を要しないもの

文化財保護法第125条第1項の但し書きでは、現状変更行為については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、文化庁長官の許可を要しないことと定められている。また、日常の維持管理についても、現状変更には含めないこととする。

- 1) 維持の措置の範囲：き損した名勝の復旧など、本質的価値に関連するもので保存、管理に直接関係があるもの。
- 2) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合：道路の仮復旧など、名勝の保存、管理に直接関係しないもの。
- 3) 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合
 1. 植生などの維持管理
 - a. 植生の日常的な手入れ（倒木の処理、支障枝の剪定、草刈り、ツタ・コケ類などの除去、植栽植物の管理など）
 - b. 植木鉢の設置や既存庭園の整備など本質的価値を損なわない範囲の植栽
 2. 市道、里道、参道、自然歩道、登山道などの日常的な管理
道の保守点検、簡易的な補修、清掃
例）舗装の修繕、轍への土充填、落ち葉清掃など
 3. 既存の建造物、工作物の日常的な管理
 - a. 建造物、工作物の保守点検、簡易的な補修、清掃
例）宇治市景観計画の誘導基準に沿った色彩による外壁の塗装、側溝の補修など
 - b. 掘削を伴わない既存機器類の更新修理、簡易な改修
例）機器の更新、宇治市景観計画の誘導基準に沿った色彩による機器の塗装など
 - c. 墓地の管理に関わる簡易な行為で掘削を伴わないもの
 - d. 宗務などに関わるもので、掘削を伴わない軽微な変更
例）架台に提灯をかける、神木の注連縄を取り換えるなど祭礼行事に関わるもの、イベントに伴う仮設工作物の設置など
 4. 既存の宗教関連施設における行為
例）掘削を伴わない墓石、墓碑などの設置、無縁仏墓石の集積など

維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条で定められたものとする。ただし、いずれの場合においても、名勝宇治山の本質的価値に影響を及ぼさない範囲であり、管理団体である宇治市との事前協議を行うこととする。

オ 宇治市が事務処理を行う行為

現状変更などのうち、施行令第5条第4項第1号イ〜ルに定める行為については、宇治市教育委員会がその事務処理を行う。

第2項 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理について

名勝宇治山の周辺には、都市計画法や、自然公園法、景観法、宇治市風致地区条例などに基づく規制があり、これまで名勝をとりまく風致は良好に保たれてきた。今後も同様に保護を図る。

(4) 追加指定

今後保護を要する範囲はほとんどが森林であり、特別風致地区による規制があり、市街化調整区域となっているため、直ちに対応が必要となる開発計画が立ち上がることはない。当面の間は現状維持を基本とし、順次追加指定を検討する。

(5) 公有化

名勝宇治山の本質的価値を損ねる可能性がある開発計画に対しては早期の情報把握に努め、必要に応じて公有地化を検討する。

第8章 活用

(1) 活用の方針

名勝宇治山は、宇治市民にとって宇治の風致景観を代表する身近な文化財である。それと同時に、学校教育や社会教育などの身近な文化活動やレクリエーション活動などに活用されている資源でもあり、観光資源としても活用されている。

名勝の活用については、宇治市が社寺や事業者、宇治市関係課などと連携しながら進めるものとし、今後考えられる利活用の内容として以下のようなものがあげられる。これらの中には名勝の整備と密接に関連してくるものがあるため、その詳細な方法については、後述（第10章）する整備に関する検討委員会において議論することとする。

- ① 名勝宇治山について理解を促進する施設の適切な維持管理を図る。
- ② 学校教育における教材としての活用や、社会教育における題材としての活用を促進する。
- ③ レクリエーションの場として情報発信するとともに、活用の推進を図る。軽登山などの活用を今後も推進するとともに、二子山を含めた一体的な活用についても検討を行う。
- ④ 4つの社寺と連携した活用を継続するとともに、これまで開催されてきたイベントを今後も継続するなど周辺の歴史文化資源と名勝宇治山の一体的な活用を図り、周遊観光につなげる。
- ⑤ 名勝宇治山に関連する植生の概況調査や観光客などの動向調査に継続的に取り組むとともに、名勝指定地内に散在する石造物などの歴史的な価値づけなど調査研究に取り組む。

(2) 活用の方法

適切な維持管理をするとともに、情報発信をすることにより活用の促進を図る。これまで開催されてきたイベントなどを今後も継続するとともに、豊かな自然環境を目的に来訪した人に対しては、レクリエーションの場としても周知を行い、合わせて名勝宇治山の価値を情報発信する。

指定地内に散在する無主物の石造物などの歴史的、民俗学的な調査研究を継続するとともに、植生の概況調査や宇治市民や観光客を対象とした名勝宇治山に関する認識調査を行うことにより、活用のために必要な資料を集める。

第9章 整備

(1) 整備の方針

名勝宇治山の現状と課題を踏まえ、次のように整備の方針を示す。

- 名勝宇治山の解説板などの整備、充実を図る。
- 園路などの整備、充実を検討する。
- 来訪者の様々な事情に対する合理的配慮を念頭に整備を行う。
- 既存設備の適切な維持管理のほか、必要に応じて再整備を検討する。
- 琴坂の石積みについては、必要な保存修理を行う。
- 名勝のき損を防ぎ、来訪者の安全確保に必要な整備を行う。

なお、園路などの整備を検討する際は、名勝指定地内の史跡や文化的景観などほかの文化財に配慮した整備となるようにする。

(2) 整備の方法

第1項 保存のための整備

ア 名勝宇治山全体に関する整備

整備済みの諸施設については適切な維持管理を行い、劣化が生じている場所については、必要に応じて再整備を検討する。名勝のき損を防ぎ、来訪者の安全を確保するため、土留め工や治山堰堤の整備など、適切な整備について検討を行う。

イ 地区ごとの整備

1) A地区

近年の気候変動や土砂災害警戒区域や特別警戒区域が多数存在していることから、名勝宇治山の本質的価値を構成する山容を維持するため、過去の被災箇所などを考慮したうえで、必要に応じて土留め工や治山堰堤など防災施設の整備を行う。また、森林管理に必要となる管理用通路や園路などの整備について検討を行う。園路などの整備と合わせて宇治山の雨水の処理についても検討を行う。土留め工などの防災施設や園路などの整備について検討を行う際は景観に配慮し、名勝宇治山の本質的価値を損ねないものになるようにする。

2) B地区

境内地において建造物の新築や改築などが計画された際は早急に情報収集を行うとともに、適切な維持管理、整備となるよう協議を行う。また、琴坂の石積みについては、文化財としての補修が必要であることから、適切な保存修理を行う。

琴坂沿いの岩壁における落石や、隣接地における倒木については、適切に対策を講じることにより来訪者の安全を確保する。

3) C地区

敷地内において発電所施設の整備や改修などが計画された際は早急に情報収集を行うとともに、適切な維持管理、整備となるよう協議を行う。

第2項 活用のための整備

ア 名勝宇治山全体に関する整備

来訪者に名勝宇治山の価値や歴史を知ってもらうため、名勝宇治山の解説板や名勝の標識設置など、名勝宇治山の理解促進につながる施設の整備、充実について検討を行う。解説板やサイン類の新設及び改修を行う際は、宇治市観光案内サイン整備ガイドラインなどに沿ってデザインや表示の統一性、多言語化に留意する。園路の整備が既に行われている仏徳山と名勝の一体的な活用を図るため、園路や便益施設などの整備について検討を行う。整備をする際は、来訪者の様々な事情に対する合理的配慮を念頭に整備方法などを検討する。仏徳山の大吉山風致公園だけでなく、二子山や朝日山を含めた一体的な整備を検討する。

イ 地区ごとの整備

1) A地区

二子山や朝日山についても名勝宇治山として一体的な活用ができるよう、二子山古墳の遺構保護を前提に園路や解説板などの整備について検討を行う。歩行者の動線がはっきりしていない場所については、園路の整備やサインの設置などによって動線を設定する。案内板や便益施設、園路などの整備について検討を行う際は来訪者の様々な事情に配慮したものになるよう心掛け、快適に利用できる環境となるようにする。

2) B地区

指定地内に所在する4つの社寺と連携した活用ができるよう、サイン類の新設や既存サイン類の改修などを検討する。

3) C地区

土地所有者の電力事業との調整を図りつつ、名勝の価値を損なうことがないように、発電所施設の新設や更新などの際は視点場からの望見に配慮し、保全と施設の活用を両立させる。

第10章 運営・体制

(1) 運営・体制の方針

名勝宇治山の運営・体制の現状と課題、本計画の方向性を踏まえ、保存管理と活用を進めるための体制整備について、次のように方向性を示す。

- ① 名勝の管理団体である宇治市が中心となり、4つの社寺や事業者、宇治市関係各課などと協力、連携体制を整備し、情報共有を図る。
- ② 関係団体などとの協力、連携、協働の取組みを促進する。
- ③ 活用と整備の方向性などの検討については、(仮称)名勝宇治山整備検討委員会を発足し、必要事項について適宜議論を行う。

(2) 運営・体制の方法

第1項 関係諸機関による運営・体制

名勝の保存、活用、整備の推進には、4つの社寺や事業者、宇治市関係各課などと協力、連携することが必要不可欠である。各所有者と適宜意見交換や協議を行う場を整備することにより、計画している事業などを早期に把握し、適切な事業内容となるよう協議を行う。宇治市関係課とは適宜協議を行い、情報共有をすることで連携強化を図る。

第2項 (仮称)名勝宇治山整備検討委員会の設立と保存、活用の推進

名勝宇治山の管理団体である宇治市が主体となり、活用と整備の方向性などの検討を行う(仮称)名勝宇治山整備検討委員会を発足する。名勝宇治山の保存、活用、整備に向けた計画の策定と推進にあたっては、国(文化庁)及び京都府教育委員会の指導、助言のもと、引き続き専門家や有識者による委員会において方向性や具体策などについて検討しながら進める。名勝についての調査、研究もあわせて継続的に行い、得られた知見を保存、活用、整備の検討に活かす。

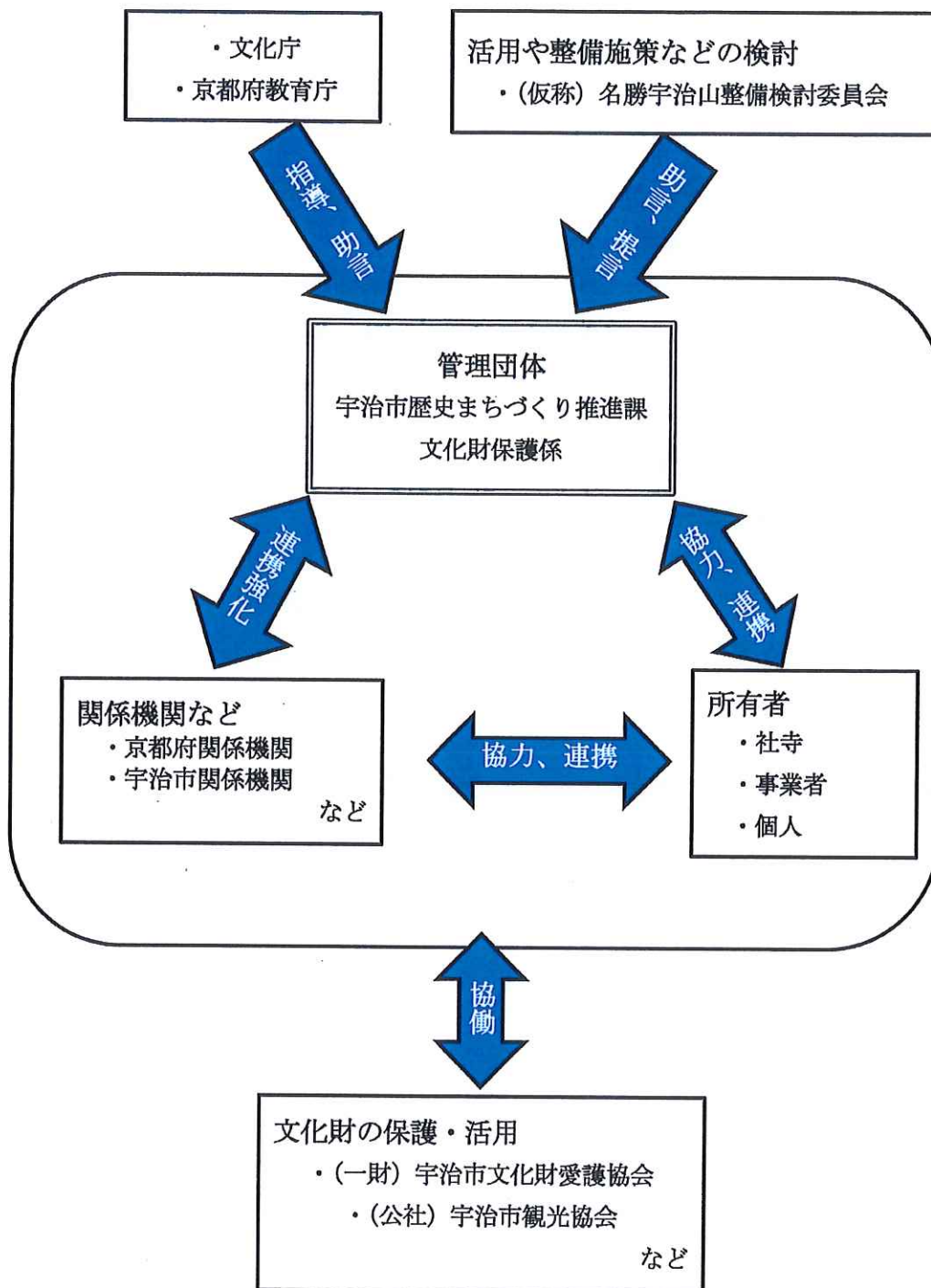


図 10 - 1 名勝宇治山の保存、活用、整備に関わる関係諸機関等の模式図

第 11 章 実施計画

保存活用計画の計画期間は、計画認定の日から令和 16 年度（2034）末までの 10 年間とする。計画期間内で下記の項目について取組む。令和 7 年度（2025）から令和 9 年度（2027）の 3 か年で施策の実施に必要となる調査や関係各課などと施策の実施に関する調整を行うとともに、整備事業に関する検討を行う（仮称）名勝宇治山整備検討委員会を設置し、具体的な施策について検討を行い、整備計画を策定する。整備計画の策定後は園路の整備など具体的な施策を推進する。

名勝宇治山の保存活用に関して新たに課題などが出てきた場合は、適宜保存活用計画の改定について検討を行う。

そのほか、指定地内で名勝宇治山の本質的価値への影響が大きい現状変更が計画された際や、今後保護を要する範囲において開発計画が立ち上がった際には、文化庁や京都府教育庁、学識者などの意見を聴取し必要な施策を検討する。

表 11 - 1 計画実施スケジュール

項目		令和 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
保存 管理	森林管理のための植生調査	森林の管理方針を検討するにあたって植生調査を行うとともに必要に応じて追加の調査を行う									
	植生調査や樹木医による診断をもとにした森林管理方針の検討										
	森林の管理方針や森林の概況に基づいた適切な維持管理										
	琴坂の風致景観の保全										
活用	情報発信による活用の促進										
	宇治山に関する観光客などの認識調査										
	周辺の文化資源などと連携したイベントの企画、実施など										
整備	(仮称) 名勝宇治山整備検討委員会の実施										
	名勝宇治山整備計画の策定										
	保存のための整備	災害発生リスクの調査									
		防災対策工事の検討									
		防災対策工事の設計、施工									
		琴坂石積みの補修、モミジ類の補植など									
	活用のための整備	解説板などの整備についての検討									
		解説板などの設計、施工									
		園路やサイン類などの整備についての検討									
		園路やサイン類などの設計、施工									

第12章 経過観察

(1) 経過観察の方向性

本計画の6章から9章の内容に基づき、保存管理、活用、整備について経過観察を行う。適宜取組み状況を確認するとともに、最終年度に取組み状況の総括を行う。

(2) 経過観察の方法

本計画期間における保存、活用、整備などは、名勝宇治山の管理団体である宇治市が主体となり、次の項目についてチェック表(表13-1)を用いて年1回経過観察を行う。

表12-1 経過観察チェック表

区分	項目	取組み状況			観察期間	備考
		未着手	取組み中	取組み済		
保存管理	森林管理のための植生調査				令和7・8年	
	植生調査や樹木医による診断をもとにした森林管理方針の検討				令和8・9年	
	森林の管理方針や森林の概況に基づいた適切な維持管理				令和7～16年	
	琴坂の風致景観の保全				令和7～16年	
活用	情報発信による活用の促進				令和7～16年	
	宇治山に関する観光客などの認識調査				令和7～9年	
	周辺の文化資源などと連携したイベントの企画、実施など				令和10～16年	
整備	(仮称)名勝宇治山整備検討委員会の実施				令和7～9年	
	名勝宇治山整備計画の策定				令和8・9年	
	保存のための整備	災害発生リスクの調査			令和7・8年	
		防災対策工事の検討			令和8・9年	
		防災対策工事の設計、施工			令和10～16年	
	琴坂石積みの補修、モミジ類の補植など				令和7～16年	
	活用のための整備	解説板などの整備についての検討			令和8・9年	
		解説板などの設計、施工			令和10～16年	
		園路やサイン類などの整備についての検討			令和8・9年	
		園路やサイン類などの設計、施工			令和10～16年	

引用・参考文献

- 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課『宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）』2023年
- 宇治市政策経営部行政経営課『第2期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略』2020年
- 宇治市教育委員会『宇治市名勝総合調査 調査報告書』2021年
- 宇治市『宇治市観光振興計画』2013年
- 宇治市『第2期宇治市観光振興計画～宇治のブランド力を未来へ織りなす～』2022年
- 京都府教育委員会『京都府文化財保存活用大綱』2020年
- 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画『世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画』2023年
- 宇治市『「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画書』2012年
- 宇治市『重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画Ⅰ』2016年
- 宇治市『宇治市第6次総合計画』2022年
- 宇治市『宇治市景観計画改定版』2024年
- 宇治市『第2次宇治市教育振興基本計画』2022年
- 宇治市『宇治市都市計画マスタープラン』2022年
- 宇治市『宇治市歴史的風致維持向上計画』2012年
- 宇治市『宇治市史1 古代の歴史と景観』1973年
- 宇治市『宇治市史2 中世の歴史と景観』1974年
- 宇治市『宇治市史3 近世の歴史と景観』1976年
- 宇治市『宇治市史4 近代の歴史と景観』1978年
- 宇治市『宇治市史5 東部の生活と環境』1979年
- 宇治市『宇治市史6 西部の生活と環境』1981年
- 宇治市『宇治市史年表』1983年
- 宇治市歴史資料館『収蔵資料調査報告書1「白川金色院」と恵心院』1998年
- 宇治市歴史資料館『収蔵文書調査報告書4 宇治上神社文書』2001年
- 文化庁文化財部『月刊文化財（平成30年9月号/660号）』2018年
- 高原ほか「平等院阿字池堆積物の花粉分析に基づく平等院周辺における植生変遷」『開館10周年特別号 鳳翔学叢第7輯』2008年
- 高原光・奥田賢「シイノキの分布拡大ーマツ林からシイ林へー」『古都の森と守り活かす』2008年
- 京都府『京都府レッドデータブック2015』2015年

参考資料（令和4年度植生調査成果抜粋）

Ⅲ. 森林区分図の作成

1. 森林区分の推定

令和2年（2020）に宇治市が撮影した空中写真を用いて、対象区域における現在の森林の範囲を抽出した。

また、空中写真より樹冠を判読し竹林、針葉樹、広葉樹の分布範囲を推定した。広葉樹については、令和2年以前に撮影された空中写真や自然環境保全基礎調査（環境省）の現況植生図を参考にしながら、樹種別に細区分して分布の範囲を推定した。

空中写真の判読により、対象区域内を以下に示す5つの区分に分類した。

- ・ 広葉樹林
 - コジイ林（常緑）：仏徳山全域
 - アラカシ林（常緑）：仏徳山の一部
 - コナラ・アベマキ林（落葉）：二子山、朝日山等
- ・ 針葉樹林：仏徳山山頂部
- ・ 竹林：二子山、宇治発電所放水路（一部）

森林区分の推定により、自然環境保全基礎調査以降にコジイを主とした広葉樹の群落が更に拡大していること、針葉樹（アカマツ等）の生育範囲が縮小していることが予想された。

空中写真による森林区分の推定をふまえ、現地調査によって森林の状態を観察すると共に、寺院境内地などの植栽地等についても記録した上で、林内を改めて植生ごとに区分し、森林区分図を作成するものとした。

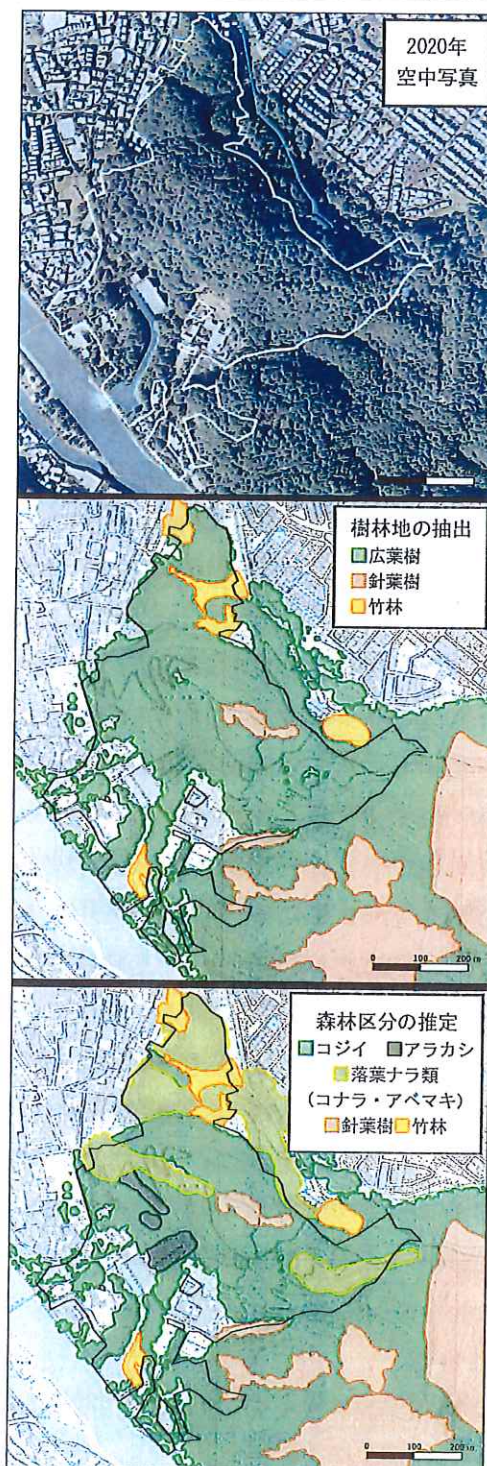


図 23 森林区分の推定

2. 現地調査の実施と森林区分図の作成

(1) 現地調査の実施

空中写真により推定した森林区分について、対象区域内全域を踏査し、各森林区分の範囲について調査した。

また、各森林区分において、10 × 10 m の範囲で森林を構成する主な高木、森林の下層の植生の状況などについて記録した。なお、関西電力宇治発電所内については、同社担当者の同行のもとで発電所敷地内の樹林地について観察を行った。

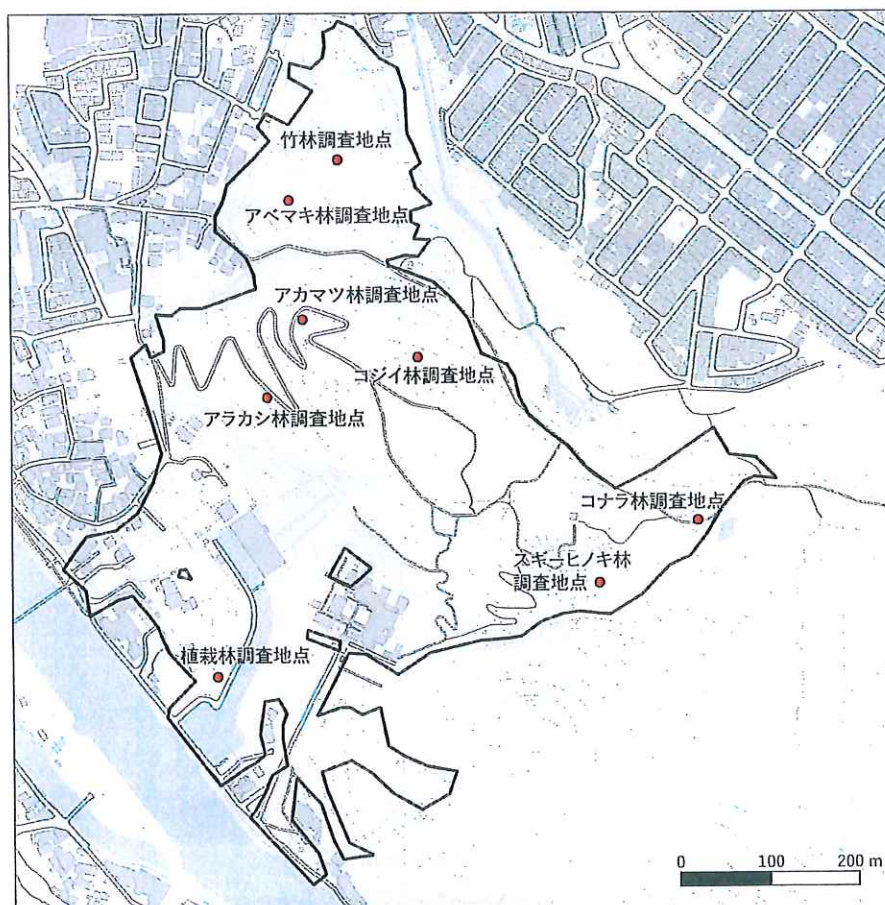


図 24 各森林区分における調査地点 (●)

出典：宇治市都市計画図に情報を付記したもの

(2) 森林区分図の作成

空中写真の判読と現地調査により、対象区域約25.7haの内22.3haを樹林地として検出し、「コジイ林」、「アラカシ林」、「アベマキ林」、「コナラ林」、「アカマツ林」、「スギ・ヒノキ林（植栽）」、「竹林」、「植栽林」の8つの森林に区分した。また、各森林区分の構成樹種等の情報について、調査シートの形式で整理した。

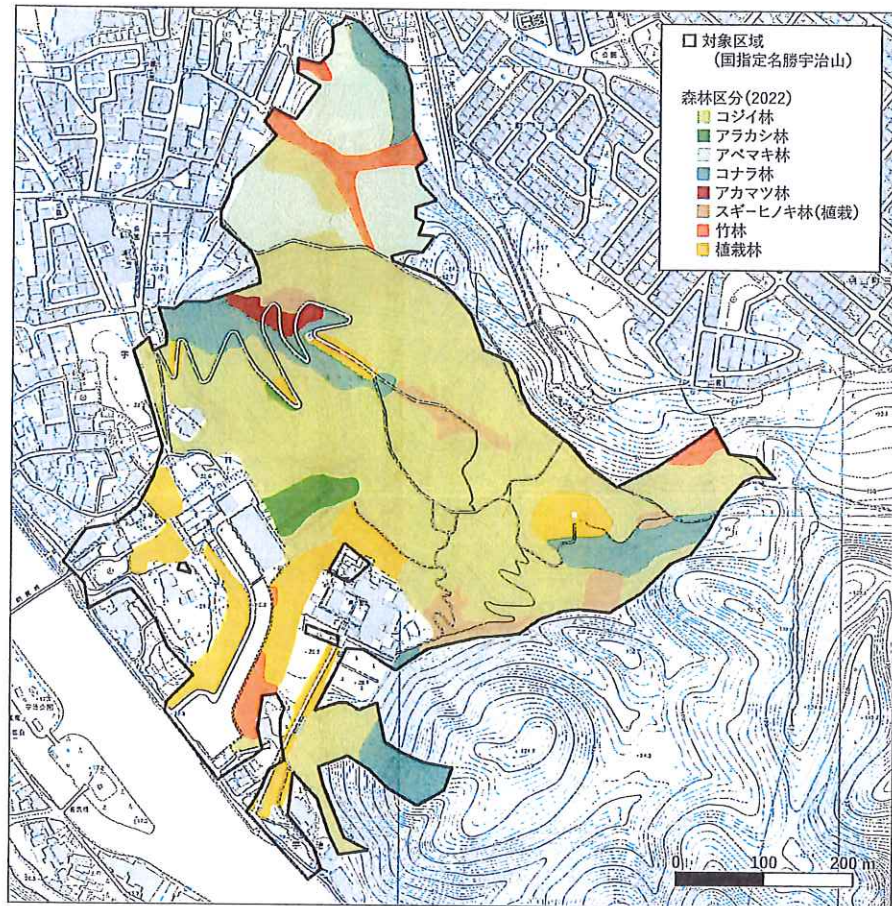
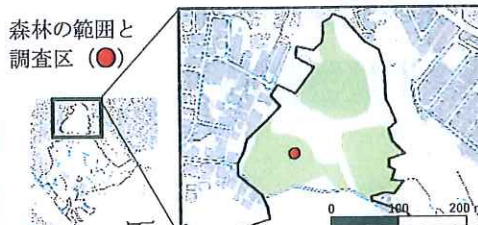
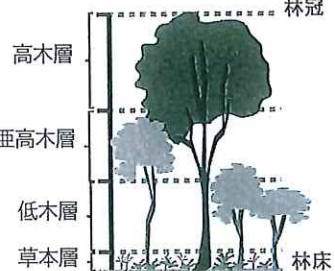


図 25 対象区域の森林区分

出典：宇治市都市計画図に情報を付記したもの

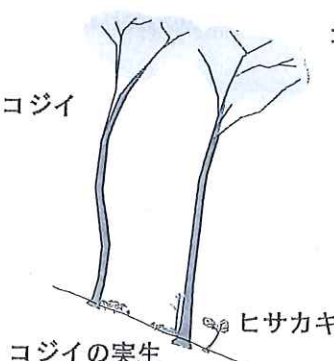
<シートの記入例>

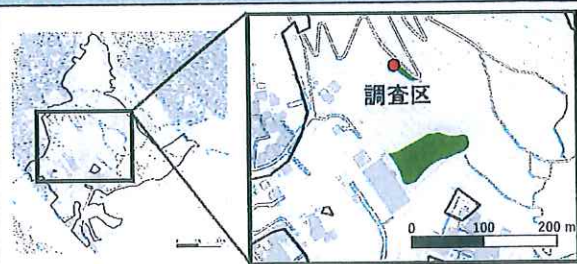
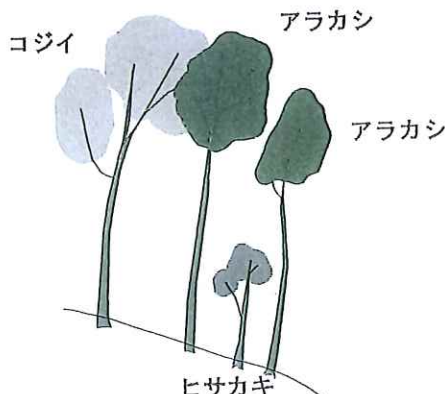
■森林区分	
分類	範囲
植生の種類 ・常緑広葉樹林：常緑の広葉樹が優占する森林 ・落葉広葉樹林：冬に落葉する広葉樹が優占する森林 ・常緑針葉樹林：常緑の針葉樹が優占する森林	森林の範囲と調査区(●) 
面積	
対象区域内に占める面積	
分布	
対象区域内における植生の位置	
■概況	
各森林区分、調査区の状況	
■構成樹種	
階層別の出現した植物 (木本・草本) <高木層> ・森林の最も上層(林冠)を構成する部分 <亜高木層> ・林冠よりも低く、低木層よりも高い階層 <低木層> ・低木が生育する階層 <草本層> ・下層植生(地被・草本・木本の実生)で構成される階層	<模式図> 調査区の林相(一部)  調査区の情報 【海拔】調査地点の海拔 【傾斜】斜面の勾配(°) 【方位】斜面の向き 【地形】調査地点の立地 【土性】粒径による区分 【土湿】土壌の湿潤状況 適：湿りあり 乾：湿りなし

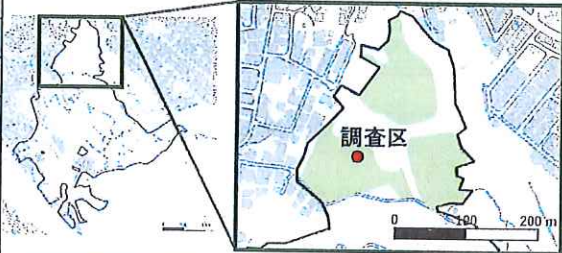
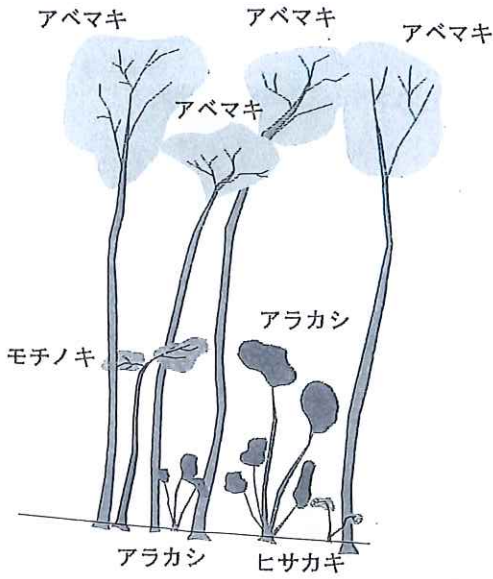
<用語>

階層	高さによる垂直構造。林床、草本層、低木層、亜高木層、高木層に区分される。
攪乱	植生が部分的に壊され変化する事。
群集	特定の種組成・生育条件および相観をもった、植物社会学的群落分類における基本単位。
群落	同一場所である種の単位性と個別性のもと生育する植物群の便宜的な単位。
植生	ある地域を覆っている植物体の総称。
遷移	植生が時間とともに移り変わる事。植物が存在せず何もない裸地などから始まる遷移を一次遷移、植物・土壌が存在する状態からの遷移を二次遷移という。
疎林	樹木がまばらに生育する林。
ナラ枯れ	ブナ科(ドングリをつける樹種)の集団枯損現象。甲虫が穿入することでその共生菌が樹木に感染し、防衛反応によって樹木が枯死に至る。
二次林	自然あるいは人為的要因により植生が攪乱された後に成立した、二次遷移の途中にある森林。人によって利用されてきた里山や雑木林も二次林にあたる。
実生	種子から発芽して間もない植物体。
優占	群集、群落において、ある種が個体数・数量が多く優勢した状態にあること。
林冠	森林の上層部分。森林の頂部で、高木の枝葉が茂る部分。
林床	森林の地表面。
林分	樹木の集団、樹木が生える林地。

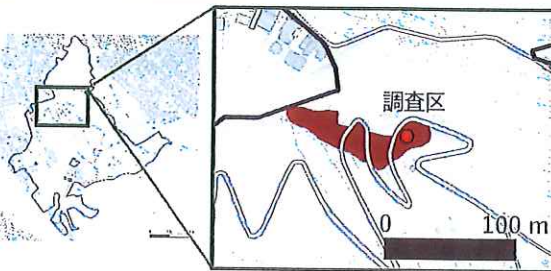
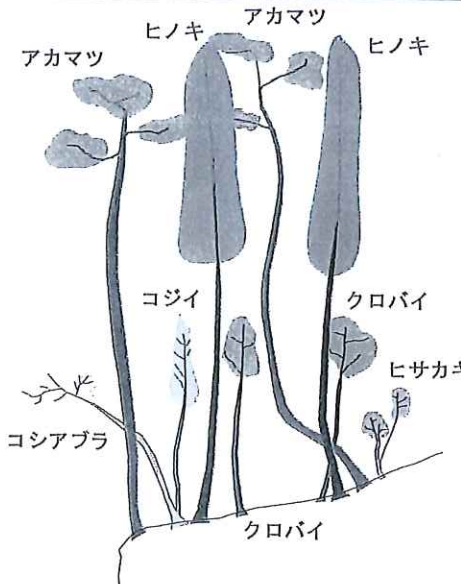
【参考資料】生物多様性センター(環境省)、林野庁資料 他

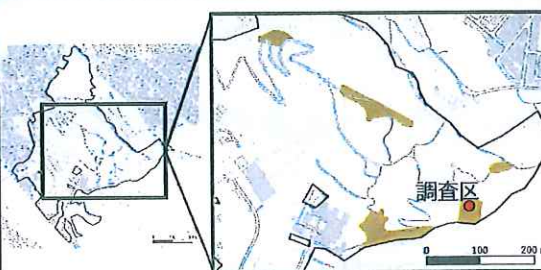
■コジイ林	
分類	範囲
常緑広葉樹林	
面積	
約 12.4ha	
分布	
仏徳山全域 朝日山 二子山付近	
■概況	
・対象区域全体で最も広範囲を占める。スダジイやアラカシなど、他のブナ科の常緑樹も出現するが、ほぼコジイ 1 種が優占しており、高木層に到達して林冠を形成する個体の胸高直径は 50cm 以上である。 ・低木層ではコジイやヒサカキなどの常緑樹がわずかに生育する程度であり、草本層もコジイの実生やベニシダが出現する程度である。 ・疎林であるが、高木層のコジイによって林冠はほとんど塞がれている。林内は全体的に植生が乏しく、林床は暗い環境である。 ・京都府レッドデータブック（2015）では、興聖寺、宇治上神社に分布するシイ群落が「管理維持」（現状の管理を維持することが必要）の区分に該当する。	
■構成樹種	
<高木層> 25 m コジイ <亜高木層> 14 m コジイ <低木層> 3～5 m コジイ、ヒサカキ <草本層> 0.1 m コジイ、エノキ	調査区 【海拔】 120m 【傾斜】 10° 【方位】 N 【地形】 斜面中部 【土性】 礫・砂 【土湿】 適 
 調査地	 山道沿いの斜面地

■アラカシ林	
分類	範囲
常緑広葉樹林	
面積	
約 0.4ha	
分布	
仏徳山（山道沿い） 宇治発電所（鉄管設置箇所）	
■概況	
- 対象区域外では、宇治川沿いの急な斜面の下部や、山地の岩が露出するような場所でアラカシが優占しているが、対象区域内でアラカシ林が占める面積は小さい。 - 仏徳山の山道沿いの斜面で、アラカシがまとまった本数が生育する箇所があるが、面積は非常に小さい（約 280 m²）。また、当該地点ではコジイが混生しており、林冠に到達する個体もみられることから、ほぼコジイ林に推移しつつあると考えられる。 - 宇治発電所北側の斜面でまとまった群落がみられるが、当該箇所は発電所の建設時に植林されたものである。発電所の建設当時、水圧鉄管を設置した仏徳山山腹の周辺ではアラカシが優占していたと考えられるが、現在はコジイが優占している。	
■構成樹種	
<高木層> 20 m コジイ、アラカシ <亜高木層> — <低木層> 3 m アラカシ、ヒサカキ <草本層> —	 調査区 【海拔】70m 【傾斜】10° 【方位】W 【地形】斜面上部 【土性】礫・砂 【土湿】適
 調査地（山道付近）	 宇治発電所水圧鉄管部

■アベマキ林	
分類	範囲
落葉広葉樹林	
面積	
約 2.5ha	
分布	
二子山付近	
■概況	
・緩斜面の尾根上や土壌の発達した山腹の斜面など、元々シイ林であったと推測される二次林でほぼアベマキ1種が優占している。林内にはモチノキやヒサカキ、アラカシなどの常緑樹の低木が出現するほか、カマツカやモチツツジなどの落葉樹の低木が含まれる場合もある。草本層・林床はほとんど植生がない。 ・アベマキはコナラと混生して林分を形成することが多いが、対象区域ではアベマキの優占する箇所とコナラの優占する箇所が区分できる。	
■構成樹種	
<高木層> 18～21 m アベマキ <亜高木層> 15 m アベマキ <低木層1> 6～8 m ウワミズザクラ、モチノキ、アラカシ、クロガネモチ <低木層2> 3～6 m アラカシ、ヒサカキ、カマツカ、モチツツジ、ヤブツバキ <草本層> —	 調査区 【海拔】72m 【傾斜】5° 【方位】NW 【地形】平尾根 【土性】礫・砂 【土湿】適
 調査地	 林床の様子

■コナラ林	
分類	範囲
落葉広葉樹林	
面積	
約 2.4ha	
分布	
仏徳山（山道沿い 他） 朝日山	
■概況	
・ 仏徳山から北側の北東向き斜面の下部や、山道沿いの痩せた地点、朝日山南側の岩の多い急斜面などでコナラが優占する。亜高木層から低木層ではソヨゴが多い。元々はアラカシ林が成立した二次林であったと考えられる。 ・ コナラはアベマキ林やコジイ林内でも生育が確認できるが、まとまったコナラ林が成立しているのは痩せた尾根上や岩の多い箇所や、やや急な斜面などに限られる。 ・ 仏徳山山道沿いのコナラ林ではナラ枯れによる枯損が目立つ。	
■構成樹種	
<高木層> 15～18 m コナラ <亜高木層> 8～12 m ソヨゴ、コジイ <低木層1> 4～8 m ネジキ、ソヨゴ、クロバイ、コジイ <低木層2> 0.5～4 m ヒサカキ、ネジキ、ソヨゴ、コバノミツバツツジ、シャシャンボ、コジイ <草本層> 0.5 m ノキシノブ、ヒサカキ、コジイ、ネザサ、クロバイ、ソヨゴ	 調査区 【海拔】102m 【傾斜】7° 【方位】S 【地形】斜面下部 【土性】礫・砂 【土湿】やや乾
	

■アカマツ林	
分類	範囲
常緑針葉樹林	
面積	
約 0.2ha	
分布	
仏徳山（山道沿いの一部）	
■概況	
・アカマツが比較的多い群落であるが、植栽のヒノキが混生し、アカマツとヒノキの優占度はほぼ半々である。低木層ではアラカシ、ヒサカキなどに加え、特にクロバイが多く、コバノミツバツツジやネジキ、コシアブラ、タカノツメなどの落葉樹も混生する。 ・仏徳山山頂の尾根部は元々アカマツ林であったが、現在は植栽由来のヒノキが優占する林分であり、アカマツは点在するのみである。	
■構成樹種	
<高木層> 18～20 m ヒノキ、アカマツ <亜高木層> 9～18 m アカマツ <低木層1> 5～9 m クロバイ、コジイ、 タカノツメ、 コシアブラ <低木層2> 2～5 m ヒサカキ、コジイ、 クロバイ、 シャシチャンボ、ネジキ、 カナメモチ <草本層> 1 m コジイ、ヤブニッケイ、 ヤマウルシ	 調査区 【海拔】100m 【傾斜】5° 【方位】NW 【地形】斜面上部 【土性】礫・砂 【土湿】やや乾
 調査地	 林内の様子

■スギーヒノキ林（植栽）	
分類	範囲
常緑針葉樹林	
面積	
約 1.0ha	
分布	
仏徳山（山頂付近ほか） 朝日山谷部（興聖寺北東側）	

■概況

- ・アカマツ林内の他、山道沿いの狭い範囲で帯状にヒノキが植栽されている。また、朝日山南側の谷部や斜面でスギやヒノキが植栽されている。林床の植生は乏しく、シダ類やクロバイ、コジイなどが生育する程度であり、コジイにはシカの食痕が残っている。

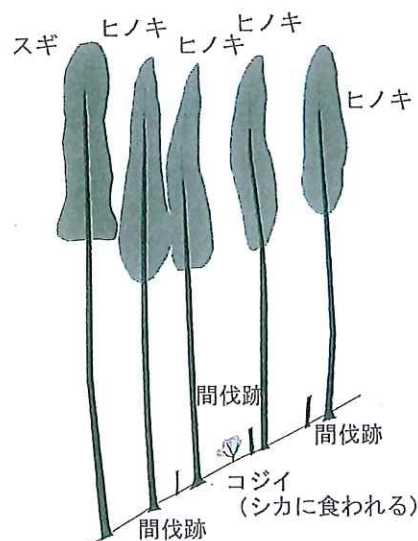
■構成樹種

<高木層> 19～22 m
スギ、ヒノキ

<亜高木層> 15 m
ヒノキ

<低木層> —

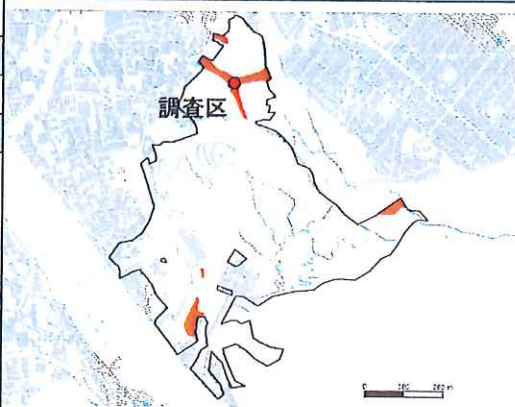
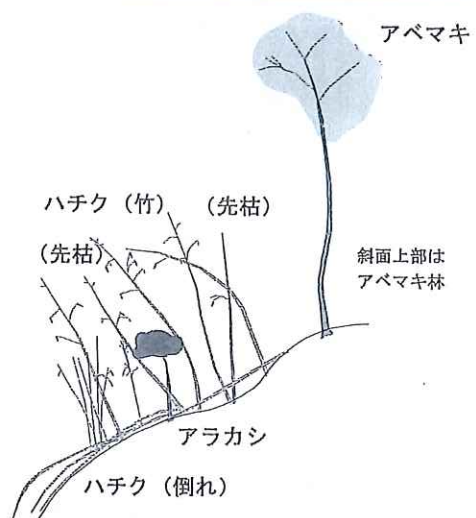
<草本層> ～0.5 m
クロバイ、ベニシダ、
コジイ、トウゴクシダ、
アラカシ、コシダ

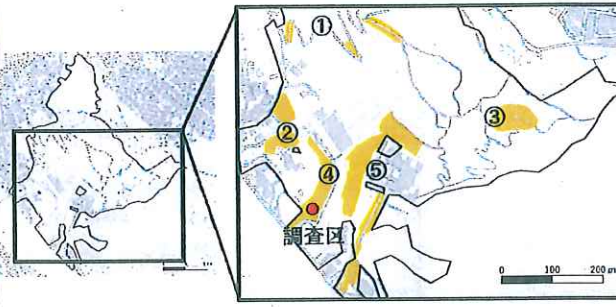
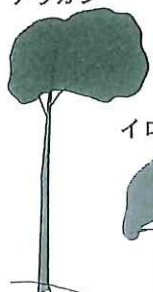
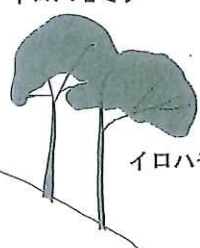


調査区

【海拔】82m
【傾斜】20°
【方位】S
【地形】斜面下部
【土性】岩・礫
【土湿】適



■竹林	
分類	範囲
その他	
面積	
約 0.9ha	
分布	
宇治発電所水路横 二子山 等	
■概況	
・アベマキ林の斜面下部や、宇治発電所水路の東側等に分布し、ハチクが優占する林分である。 ・アベマキ林の下部の竹林では、低木層でアラカシが混生する。草本層ではミツバアケビやアラカシの実生が見られるが、林床の植生は乏しい。 ・ハチクの先枯れ、倒竹など、荒廃が進んでいる箇所も見られる。	
■構成樹種	
<高木層> 8～12 m ハチク <亜高木層> ー <低木層> 2～6 m アラカシ、ハチク <草本層> ～0.3 m チャノキ、ミツバアケビ、アラカシ	 調査区 【海拔】60m 【傾斜】20° 【方位】SW 【立地】斜面中部 【土性】礫・砂 【地質】適
 調査地	 二子山斜面下部

■植栽林	
分類	範囲
その他	
面積	
約 2.5ha	
分布	
東海自然歩道（展望所付近 他） 朝日山観音堂 宇治発電所 等	
■概況	
① 大吉山風致公園内の山道から展望所までの区間では、モミジやサクラなどの植栽がみられる。サザンカなど、卒業記念等による植樹も点在する。 ② 宇治神社や宇治上神社の境内地や周辺ではソメイヨシノやイロハモミジが植栽されている。このほかスギやクスノキ、イチョウなどの大木がみられる。 ③ 朝日山観音堂付近では柵により一部を囲むなどしており、マツなどが植えられている。アベマキなどの高木も生育するが、地元の協力会等により山頂部全体が手入れされている。 ④ 宇治発電所の放水路両側は発電所建設の際に植林されたものであり、水路西側ではモミジやサクラ類の植栽がみられる。落葉樹（エノキ等）やアラカシ、クスノキ、スギなどの高木も混在しているが、林床の植生は乏しい。 ⑤ 興聖寺の琴坂は古くから名所として知られており、植栽のモミジ類が景観を形成している。また、平成 30 年に台風の被害を受けた法堂北側の斜面（約 0.3 ha）では、現在造成が進められておりイロハモミジなどの植栽がみられる。	
■構成樹種（※④宇治発電所敷地内）	
<高木層> 12 m アラカシ、ソメイヨシノ、 イロハモミジ <亜高木層> — <低木層> 5 m イロハモミジ <草本層> —	アラカシ  イロハモミジ  イロハモミジ  調査区 【海拔】 20m 【傾斜】 10° 【方位】 S E 【立地】 斜面下部 【土性】 礫・砂 【土湿】 やや乾
 宇治発電所放水路	 興聖寺（造成・植栽）

【参考】対象区域内で観察した植物（植栽を含む）

科	種	学名
ウラボシ科	コシダ	<i>Dicranopteris pedata</i> (Houtt.) Nakaike
オシダ科	ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i> (D.C.Eaton) Kuntze
	トウゴクシダ	<i>Dryopteris nipponensis</i> Koidz.
ウラボシ科	ノキシノブ	<i>Lepisorus thunbergianus</i> (Kaulf.) Ching
イチョウ科	イチョウ	<i>Ginkgo biloba</i> L.
マツ科	アカマツ	<i>Pinus densiflora</i> Siebold et Zucc.
ヒノキ科	ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i> (Siebold et Zucc.) Endl.
	スギ	<i>Cryptomeria japonica</i> (L.f.) D.Don
モクレン科	ホオノキ	<i>Magnolia obovata</i> Thunb.
クスノキ科	クスノキ	<i>Cinnamomum camphora</i> (L.) J.Presl
クスノキ科	ヤブニッケイ	<i>Cinnamomum yabunikkei</i> H.Ohba
サルトリイバラ科	サルトリイバラ	<i>Smilax china</i> L.
イネ科	ハチク	<i>Phyllostachys nigra</i> (Lodd. ex Loud.) Munro var. <i>henonis</i> (Mittford) Stapf ex Rendle
	ネザサ	<i>Pleiblastus argenteostriatus</i> (Regel) Nakai f. <i>glaber</i> (Makino) Murata
	チカラシバ	<i>Pennisetum alopecuroides</i> (L.) Spreng.
アケビ科	ミツバアケビ	<i>Akebia trifoliata</i> (Thunb.) Koidz.
バラ科	ソメイヨシノ	<i>Cerasus x yedoensis</i> (Matsum.) Masam. et S.Suzuki
	ウワミズザクラ	<i>Padus grayana</i> (Maxim.) C.K.Schneid.
	カマツカ	<i>Pourthiaea villosa</i> (Thunb.) Decne. var. <i>villosa</i>
	カナメモチ	<i>Photinia glabra</i> (Thunb.) Maxim.
ニレ科	ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i> (Thunb.) Makino
アサ科	エノキ	<i>Celtis sinensis</i> Pers.
ブナ科	コジイ (ツブラジイ)	<i>Castanopsis cuspidata</i> (Thunb.) Schottky
	アラカシ	<i>Quercus glauca</i> Thunb.
	アベマキ	<i>Quercus variabilis</i> Blume
	コナラ	<i>Quercus serrata</i> Murray
	スダジイ	<i>Castanopsis sieboldii</i> (Makino) Hatus. ex T.Yamaz. et Mashiba subsp. <i>sieboldii</i>
トウダイグサ科	ナンキンハゼ	<i>Triadica sebifera</i> (L.) Small
ウルシ科	ヤマウルシ	<i>Toxicodendron trichocarpum</i> (Miq.) Kuntze
モッコク科	ヒサカキ	<i>Eurya japonica</i> Thunb. var. <i>japonica</i>
ムクロジ科	イロハモミジ	<i>Acer palmatum</i> Thunb.
カキノキ科	カキノキ	<i>Diospyros kaki</i> Thunb.
ツバキ科	サザンカ	<i>Camellia sasanqua</i> Thunb.
	チャノキ	<i>Camellia sinensis</i> (L.) Kuntze
	ヤブツバキ	<i>Camellia japonica</i> L.
ハイノキ科	クロバイ	<i>Symplocos prunifolia</i> Siebold et Zucc.
ツツジ科	コバノミツバツツジ	<i>Rhododendron reticulatum</i> D.Don ex G.Don
	ネジキ	<i>Lyonia ovalifolia</i> (Wall.) Drude var. <i>elliptica</i> (Siebold et Zucc.) Hand.-Mazz.
	モチツツジ	<i>Rhododendron macrosepalum</i> Maxim.
	シャシャンボ	<i>Vaccinium bracteatum</i> Thunb.
シソ科	ムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i> Thunb.
モチノキ科	モチノキ	<i>Ilex integra</i> Thunb.
	ソヨゴ	<i>Ilex pedunculosa</i> Miq.
	クロガネモチ	<i>Ilex rotunda</i> Thunb.
ウコギ科	コシアブラ	<i>Chengiopanax sciadophylloides</i> (Franch. et Sav.) C.B.Shang et J.Y.Huang
	タカノツメ	<i>Gamblea innovans</i> (Siebold et Zucc.) C.B.Shang, Lowry et Frodin

※学名は YList (米倉浩司・梶田忠「BG Plants 和名－学名インデックス」) に準拠する

参考資料（関係法・施行令など）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抜粋

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）抜粋

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条 法第百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が都市計画に定めた保存地区にあつては当該市町村の長及び教育委員会とする。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

- 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- 二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- 三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- 四 木竹の伐採
- 五 土石の類の採取

六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

3 市町村の教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（特定地方公共団体でない市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

- 一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- 五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

- 六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- 七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- 八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。
- 5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村の教育委員会に協議しなければならないものとする。
- 6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。
- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）
- 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあっては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上

特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、

建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるものの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の

規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）抜粋

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望
(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、う、を表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条

の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。